

第二期国立市 子ども・子育て支援事業計画



～子どもたちが
いろんな「大好き」を
見つけられる くにたち～



令和2年3月
国立市

はじめに



少子高齢化の進行、就労の多様化、地域コミュニティの希薄化など、子どもや子育て世代の環境の変化に伴う様々な保育ニーズについて、社会全体で支援することを目的として、平成27年に子ども・子育て関連3法が制定され、これに基づき、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

これを受けて国立市では、平成27年に国立市子ども・子育て支援事業計画を策定し、待機児童解消対策や子育て支援事業を展開してまいりました。保育環境の整備としましては、5年間で新たな認可保育園を6園、認定こども園1園を開園するほか、認証保育所2園の認可化や各園の定員の拡大を実施。学童保育についても、平成31年度より全箇所において高学年の受入れを実施いたしました。子育て支援施策としましては、平成29年度に組織改正により母子保健事業と発達支援事業を統合し、乳幼児健診から発達支援への切れ目ない支援を実現させるとともに、利用者支援事業としての子ども総合相談窓口も開設いたしました。また、地域子育て支援拠点事業の増設、要保護児童対策地域協議会の充実、一時預かり事業の拡充など、各種施策の推進を図ってきたところです。しかし、この第一期計画策定以降も子育て家庭を取り巻く状況は複雑化・多様化しており、計画期間が満了する現時点において、共働き家庭の増加などを理由とした更なる待機児童の解消に向けた対策をはじめ、より一層の子育て環境の整備が求められております。

こうした中、平成30年に施行された、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型こども園教育・保育要領」において、3歳以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化され、保育所も幼稚園・幼保連携型認定こども園同様、「幼児教育施設」として位置づけられました。

このことを踏まえ、国立市としては、計画に基づく施策の推進と同時に、質の高い保育・幼児教育を提供していくための施策を展開しておりますが、特に幼児教育環境においては、すべての子どもたちが「非認知スキル」を身に付けることができるよう、幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」を平成30年度から取り組んでおります。また、多様化する子どもや子育てをめぐる課題に積極的に取り組むため、令和元年度には社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立いたしました。

この度策定する第二期国立市子ども・子育て支援事業計画については、「子ども・子育て関連3法」に基づく計画として、また上位計画となる「第三次国立市子ども総合計画」のアクションプランとして、令和6年度までの具体的な施策内容を定めるものです。しかし、将来的な保育所の定員数や支援における受入れ人数など、単に数的目標を定めるだけではなく、刻々と変化する社会状況に対し、適切な保育・幼児教育の質、子育て支援の質を担保していくものとするため、質的向上の方向性についても併せて明記させていただいております。今後、本計画に基づき、子ども・子育て関連施策のより一層の充実を実現してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「国立市子ども総合計画審議会」の皆様をはじめ、「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」や「パブリックコメント」などにご協力いただきました市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和2年3月

国立市長

永見 伸夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	5
1 計画策定の背景と目的.....	6
2 子ども・子育て支援新制度の概要.....	7
3 計画策定の経過.....	9
4 計画の対象.....	9
5 計画の位置づけ.....	10
6 計画の期間.....	11
7 第一期計画の評価と第二期計画の方向性.....	11
第2章 子ども・子育て支援を取り巻く状況	13
1 国立市の状況.....	14
2 ニーズ調査からの課題.....	27
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念及び方針について.....	40
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	43
第4章 乳幼児期の教育・保育の整備	47
1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	48
2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	56
3 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	56
4 幼稚園教諭と保育士の資質の向上.....	59
5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携.....	59
6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携.....	60
7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保内容.....	60
第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備	61
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	62

第6章 第2期国立市放課後子ども総合プラン..... 91

- 1 国立市放課後子ども総合プラン策定にあたって..... 92
- 2 学童保育所と放課後子ども教室の現状と課題..... 95
- 3 放課後子ども総合プラン策定に向けたアンケート調査について..... 97
- 4 放課後子ども総合プランの具体的方策等について..... 105

第7章 子ども・子育て支援事業の充実にに向けた方策..... 109

- 1 子ども・子育て支援事業の充実にに向けた方策について..... 110
- 2 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策..... 111
- 3 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充..... 111
- 4 児童虐待防止の充実..... 114
- 5 ひとり親家庭の自立支援の推進..... 119
- 6 特別な支援が必要な子ども施策の充実..... 120
- 7 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備..... 124

第8章 計画の推進体制..... 127

- 1 計画の推進..... 128
- 2 計画の進行管理..... 128
- 3 計画の進行状況の公表..... 129
- 4 国・都への要望..... 129

資料編..... 131

- 1 子ども・子育て支援法の抜粋..... 132
- 2 国立市子ども総合計画審議会条例..... 135
- 3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿..... 137
- 4 計画策定経過..... 138
- 5 用語解説..... 139



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国立市では、平成 15（2003）年に「国立市子ども総合計画」を策定し、その下位計画（アクションプラン）として平成 17（2005）年に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成 22（2010）年には「次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定しました。さらに平成 23（2011）年には「第二次国立市子ども総合計画」を策定しました。

国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然として解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから抜本的な制度改革が求められ、次世代育成支援対策推進法における行動計画終了後の対策を見据え、平成 24（2012）年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。この関連 3 法に基づき、新たな子育て支援の仕組みとして、平成 27（2015）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。この新制度は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指したものです。

子ども・子育て関連 3 法の一つ、子ども・子育て支援法では、地方公共団体の義務として、5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、国立市においても、平成 27（2015）年 3 月に「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。さらに、平成 28（2016）年 3 月には、地域を挙げて、社会全体で子どもとその過程を支援する総合的な計画として「第三次国立市子ども総合計画」を策定しております。

現在の「国立市子ども・子育て支援事業計画」は令和元（2019）年度を終期とすることから、令和 2（2020）年度から 6（2024）年度までの 5 か年を計画期間とした「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

国立市では、子ども総合計画や子ども・子育て支援事業計画に基づき、複数の保育園の新設、また定員を増やすなどといった待機児童の解消や、妊婦健康診査からの切れ目ない子育て支援施策等を図ってきましたが、共働き家庭やひとり親家庭等の増加、また保育園の新設そのものが潜在的な需要を喚起する要因にもなり、待機児童の解消や子育て環境の整備に至っていないことから、本計画に基づき、保育の量的拡大と質の確保に総合的に取り組み、より一層の待機児童の解消、子育て環境の整備を図っていきます。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度の元となる3つの法律は、合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

(3) 制度の主な内容

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所（園）、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(4) 給付・支援事業について ●●●●●●●●

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付

認定こども園・幼稚園（※1）・認可保育所（※2）

- ・地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

② 子どものための現金給付

- ・児童手当

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続

※2 私立認可保育所は、現行通り、市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施します。対象の範囲は法定となります。

①利用者支援事業

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査事業

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業）

⑥子育て短期支援事業

⑦子育て援助活動支援事業

⑧一時預かり事業

⑨延長保育事業

⑩病児保育事業

⑪放課後児童健全育成事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

3 計画策定の経過

- 子育て中の保護者及び子ども自身の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）及び就学児童（6～8歳）の保護者計2,700人を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を平成30（2018）年11月19日（月）から12月3日（月）までを調査期間として実施しました。
- 小学校5年生及び中学校2年生計600人を対象として「子どもの育ちに関する意識調査」を、高校2年生相当年齢（平成13年度生まれ）の子ども300人を対象として「若者の生活に関する調査」を、上記と同期間に実施しました。
- 第2期国立市放課後子ども総合プランを策定するにあたって、国立市立小学校に通う全児童3,137人の保護者を対象とした「放課後等の子どもの過ごし方に関する保護者アンケート」と、全児童を対象とした「放課後の過ごし方アンケート」を、令和元（2019）年9月20日（金）から10月4日（金）までを調査期間として実施しました。
- 本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、上位計画である国立市子ども総合計画に関する事項を審議する「国立市子ども総合計画審議会」を開催し、計画の内容について審議しました。なお、国立市子ども総合計画審議会は、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成された会議です。
- 計画素案に基づき、令和元（2019）年11月25日（月）～12月16日（月）の期間において、パブリックコメントを募集し、広く市民の皆様からご意見を募りました。

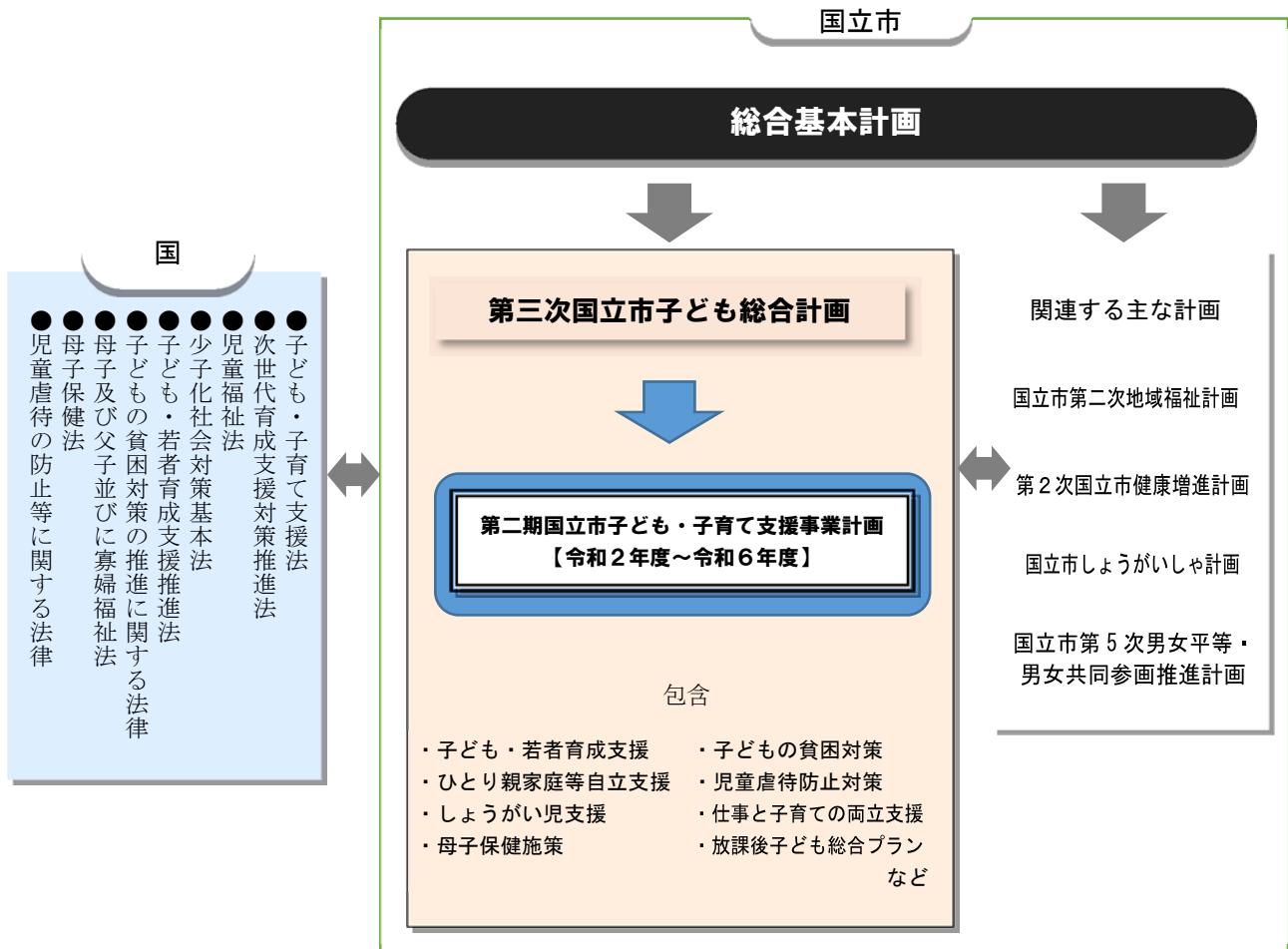
4 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの者とし、また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

5 計画の位置づけ

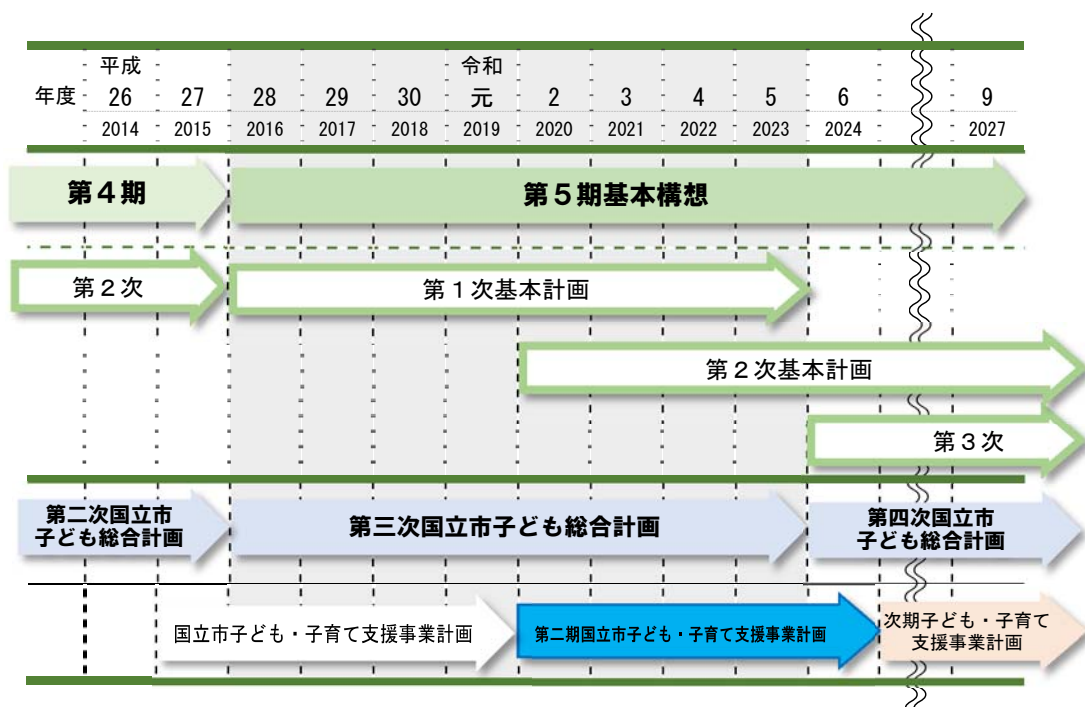
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

また、国立市総合基本計画の下、国立市子ども総合計画の下位計画（アクションプラン）として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」としても位置づけ、関連する他の計画と連携を取りながら策定するものです。



6 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法において、地方公共団体の義務として、5年を1期として策定することとされています。本市においても、子ども・子育て支援新制度が始まる平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までを第1期として策定しており、令和元年度が終期となることから、第2期として令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として策定します。



7 第一期計画の評価と第二期計画の方向性

第二期国立市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、第一期計画の評価を行い、そこから見えてくる本市の課題を抽出します。

評価においては、事業推進の視点による「担当課進捗管理」と、利用者等の視点による「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」との双方の視点に基づき整理するとともに、国立市子ども総合計画審議会の意見を踏まえ、第一期計画において示した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、評価を行います。

評価から見えてくる本市の課題から、第二期計画の方向性を明確にするものとします。



第2章

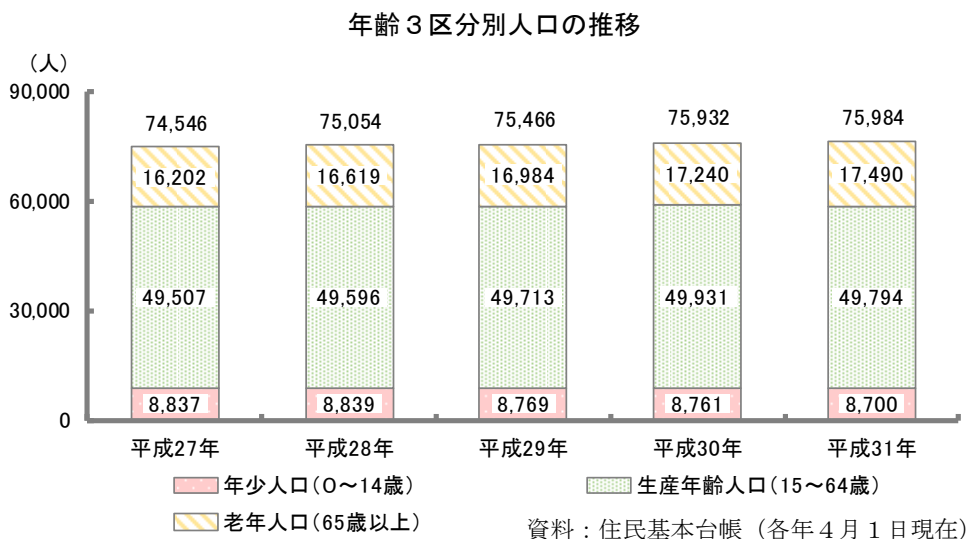
子ども・子育て支援を 取り巻く状況

1 国立市の状況

(1) 人口の状況

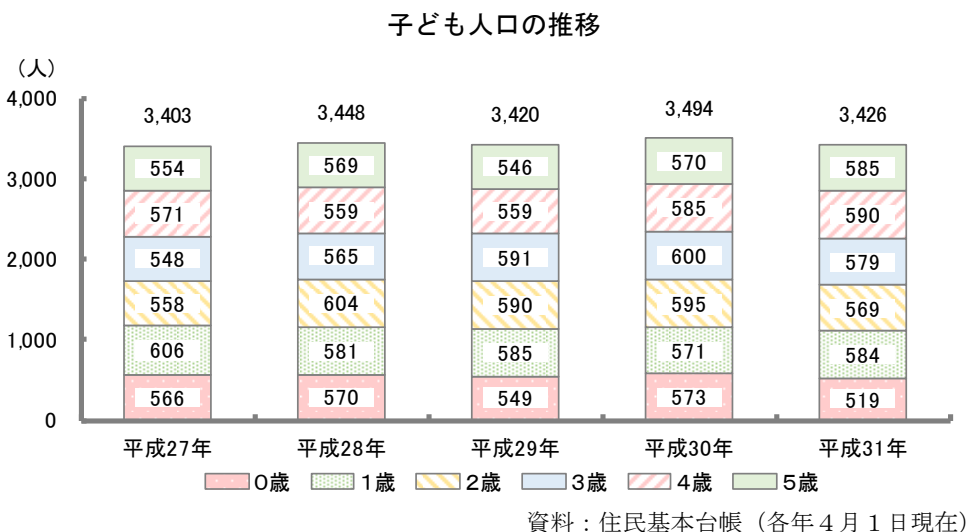
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31（2019）年で75,984人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



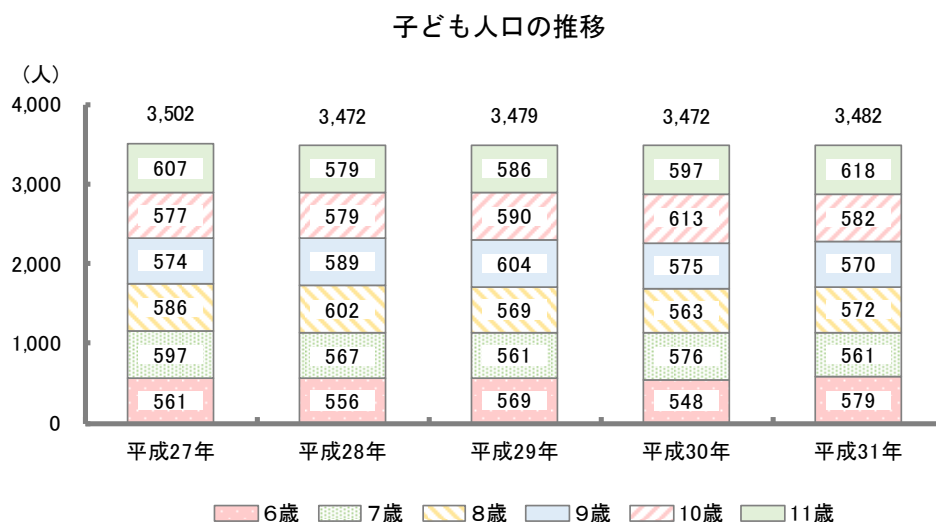
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27（2015）年以降増減を繰り返しており、平成31（2019）年4月現在で3,426人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27(2015)年以降横ばいで、平成31(2019)年4月現在で3,482人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。

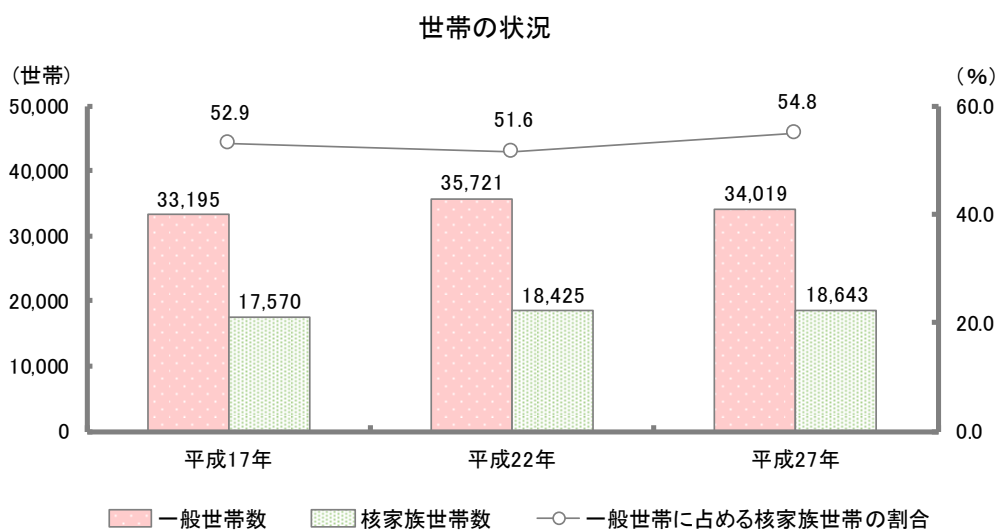


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

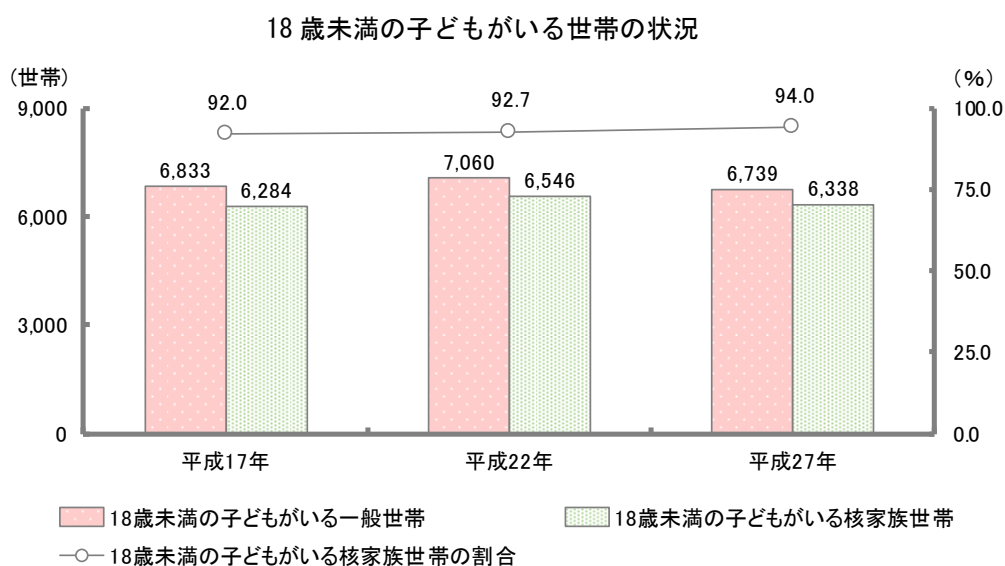
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27(2015)年で18,643世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合、一般世帯数も増加傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

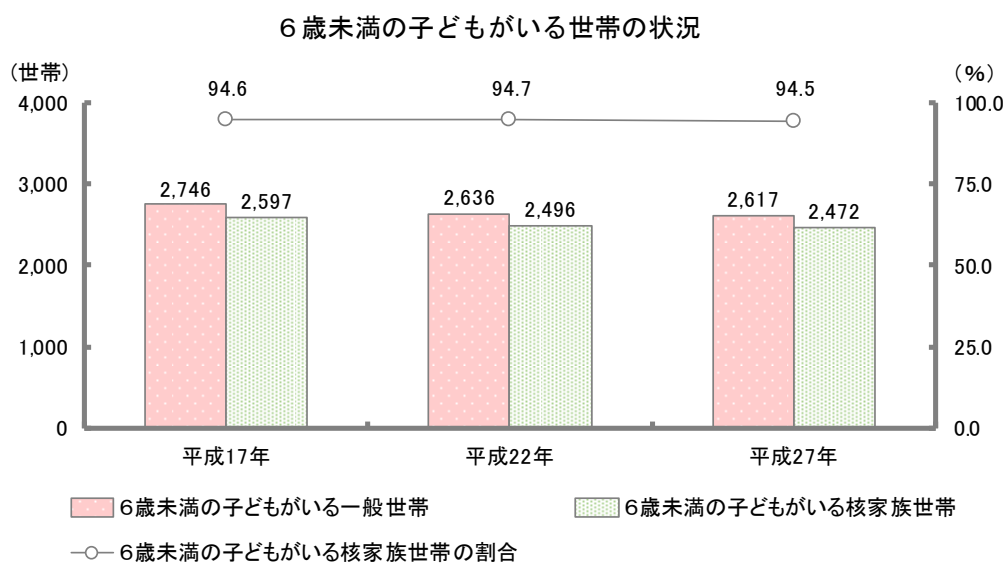
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向であり、平成27(2015)年で6,739世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は増減しており、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

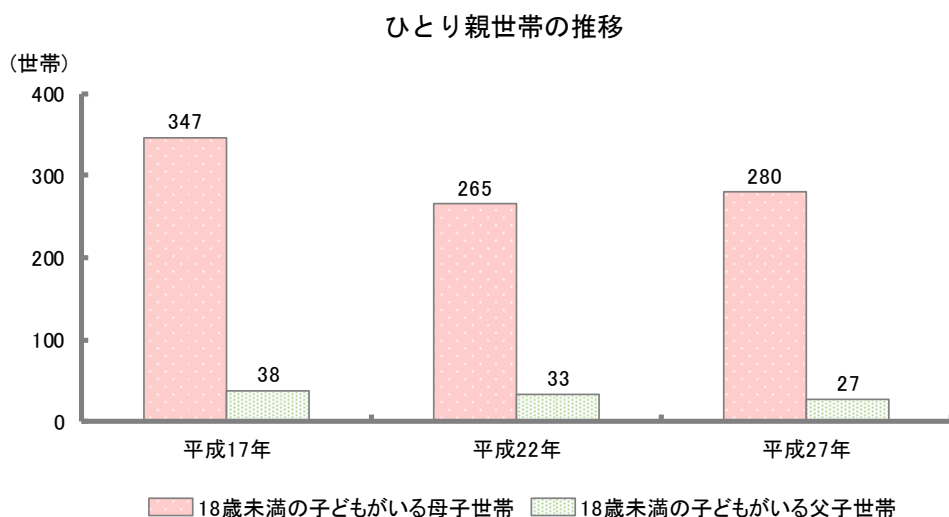
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27(2015)年で2,617世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少しており、核家族世帯の割合は横ばいです。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は減少傾向であり、平成27(2015)年で280世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。

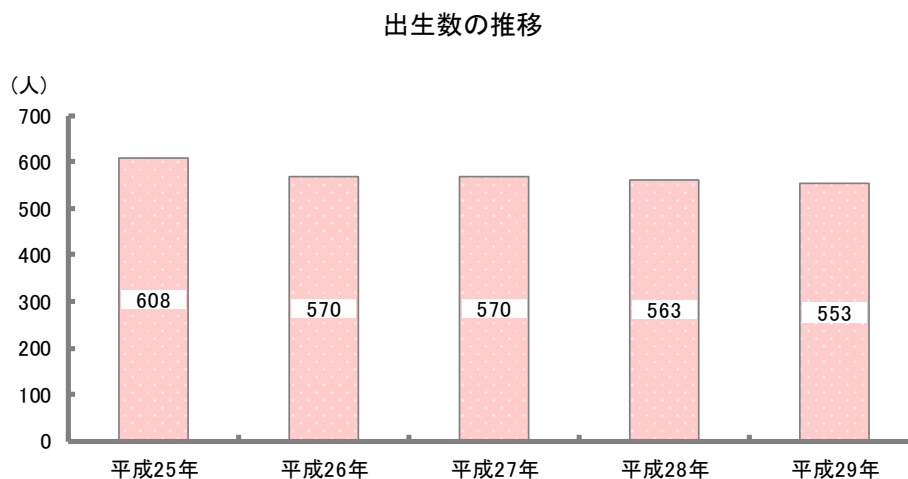


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 出生数の推移

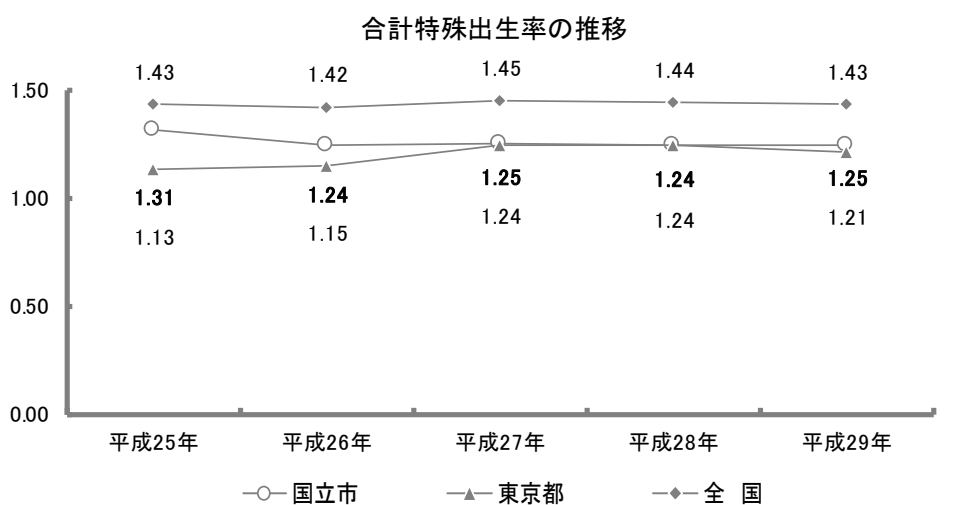
本市の出生数は減少傾向であり、平成29(2017)年で553人と過去5年間で約1割減少しています。



資料：東京都福祉保健局 人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

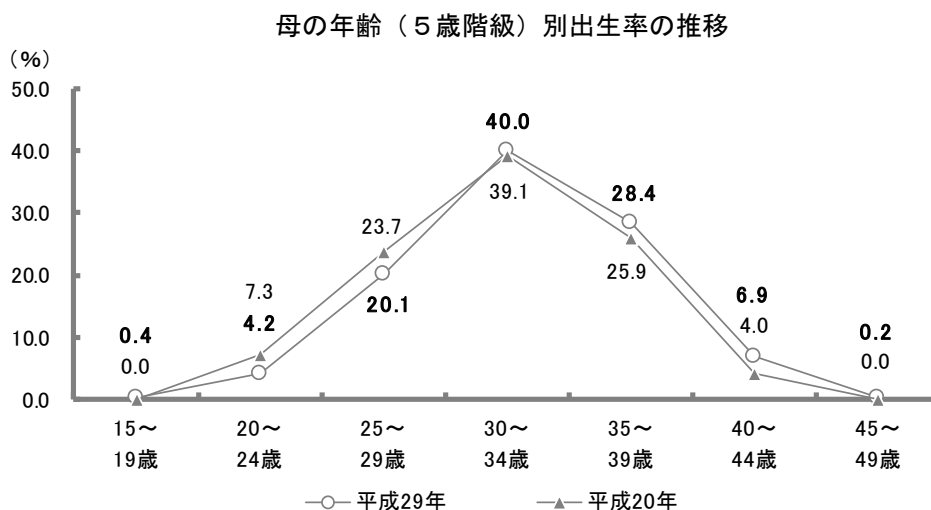
合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す数値で、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出します。一般に少子化問題との関係で用いられるこの数値ですが、本市の数値は平成26（2014）年以降横ばいで、平成29（2017）年で1.25となっています。また、全国と比較すると低い値であり、都よりは高い値の傾向で推移しています。



資料：各都道府県人口動態統計（市、都）厚生労働省人口動態調査（国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20（2008）年に比べ平成29（2017）年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、30歳以上の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

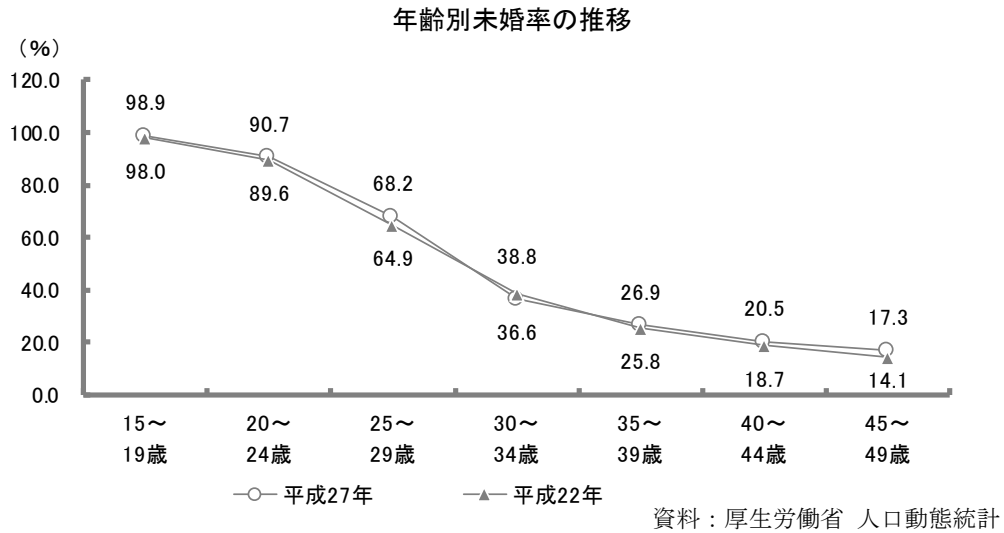


資料：東京都人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況 ●●●●●●●●

① 年齢別未婚率の推移

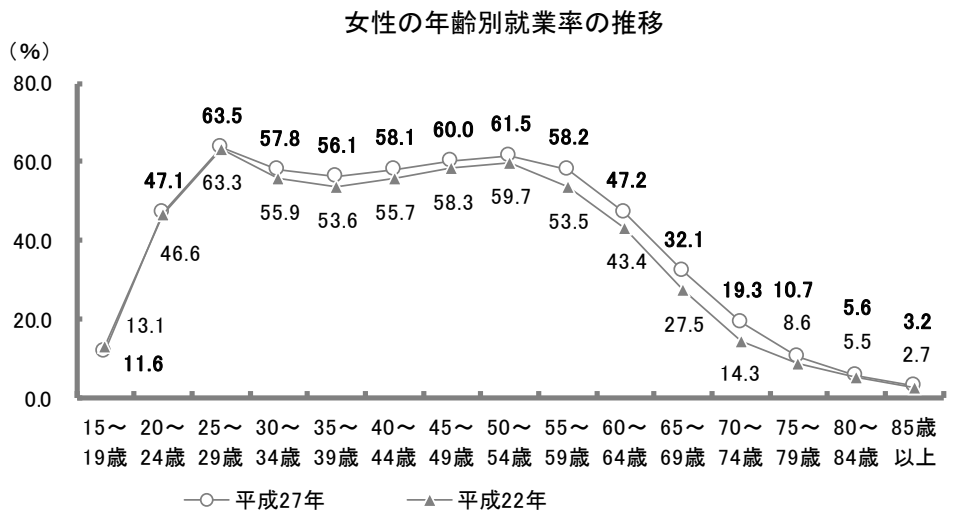
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成 22 (2010) 年に比べ平成 27 (2015) 年で 35 歳以上の未婚率が上昇しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。



(5) 就業の状況 ●●●●●●●●

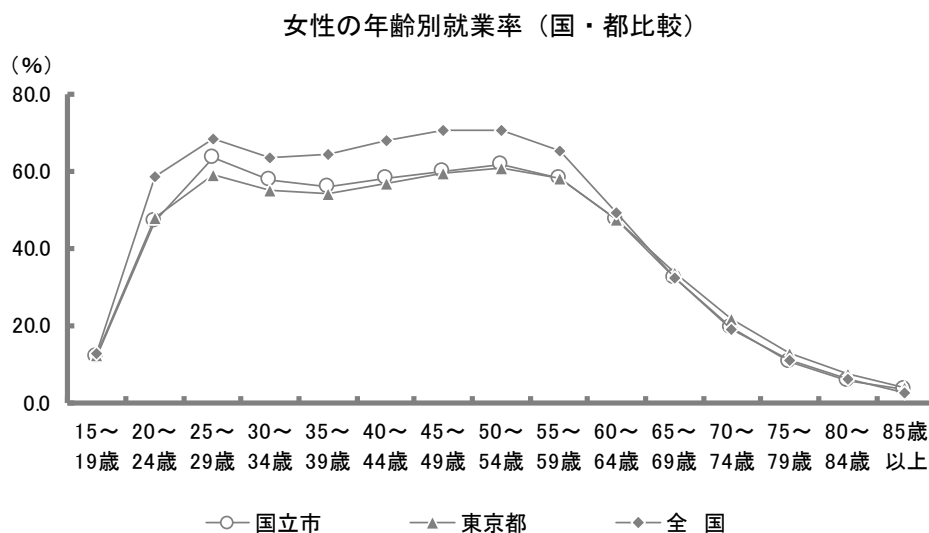
① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30～44 歳の就業率は平成 22 (2010) 年に比べ平成 27 (2015) 年で上昇し、近年では M 字カーブは緩やかになっています。



② 女性の年齢別就業率（国・都比較）

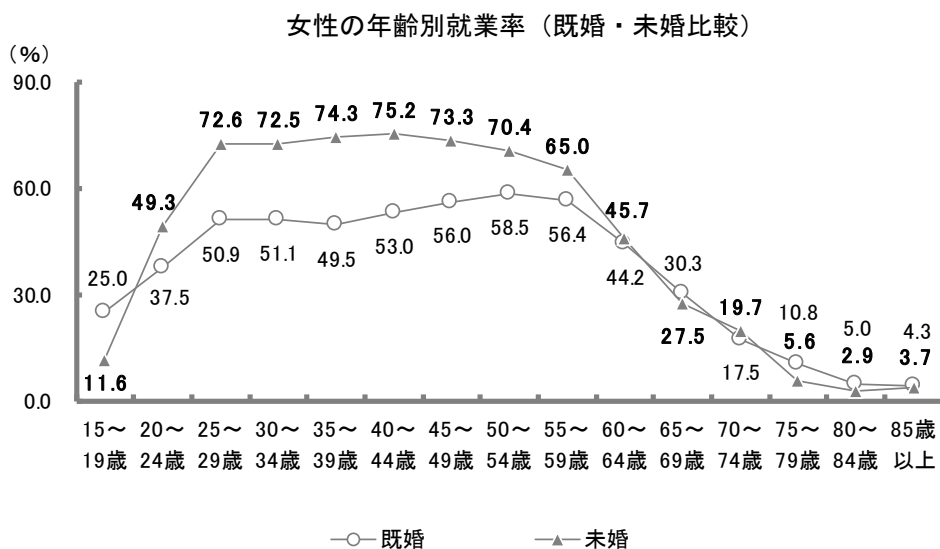
本市の平成 27（2015）年の女性の年齢別就業率を全国、都と比較すると、25～54 歳で東京都より高いものの、全国よりは各年代で低い傾向にあります。



資料：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成 27（2015）年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に 20 歳代から 50 歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

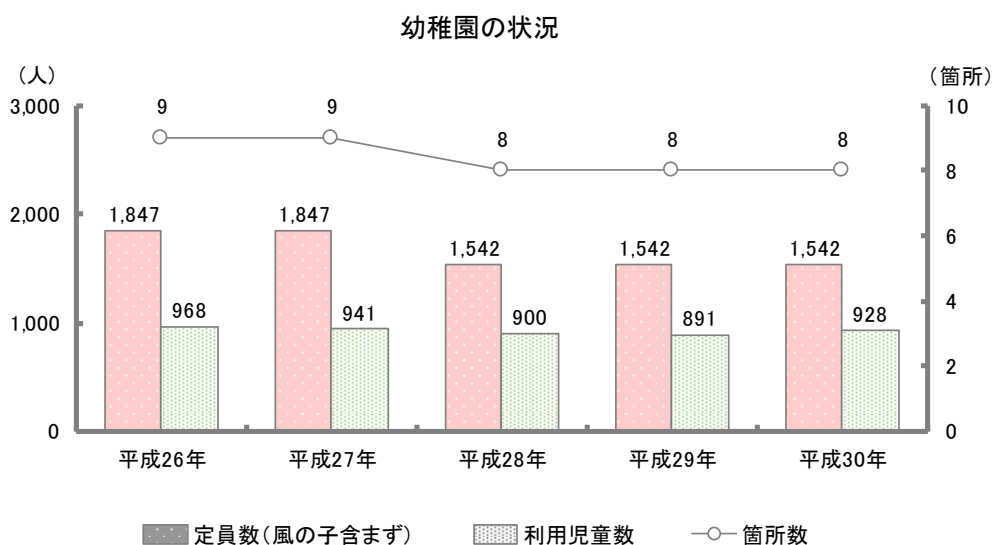


資料：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）

(6) 教育・保育サービス等の状況 ●●●●●●●●

① 幼稚園の状況

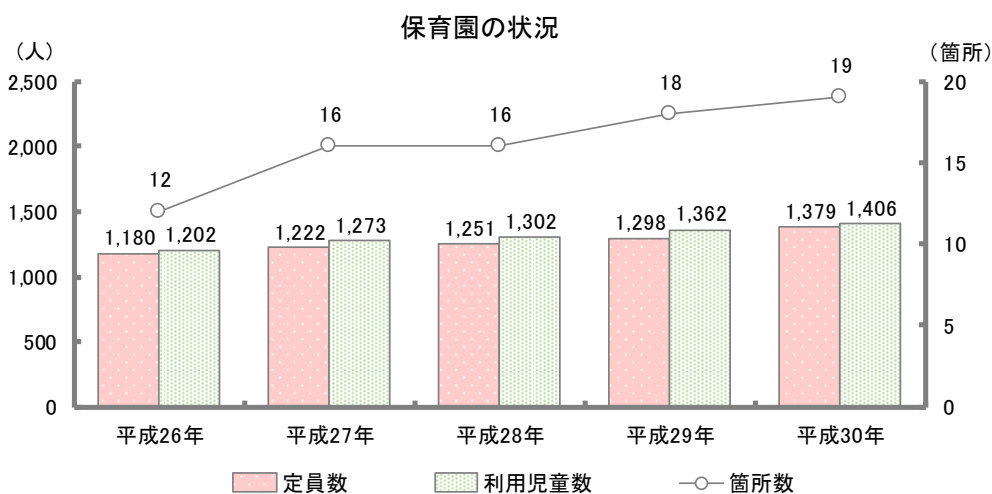
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、平成30（2018）年で利用児童数は928人となっています。



資料：市の統計

② 保育園の状況

本市の保育園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30（2018）年で定員数1,379人、利用児童数1,406人となっています。



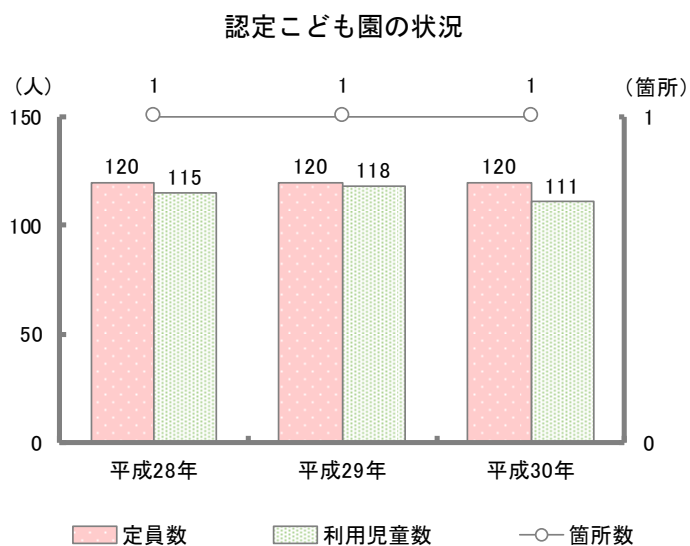
※利用児童数には、小規模保育、家庭的保育を含む

また、市外から市内の園に通う児童を含み、市内在住で市外の園に通う児童を含まない

資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

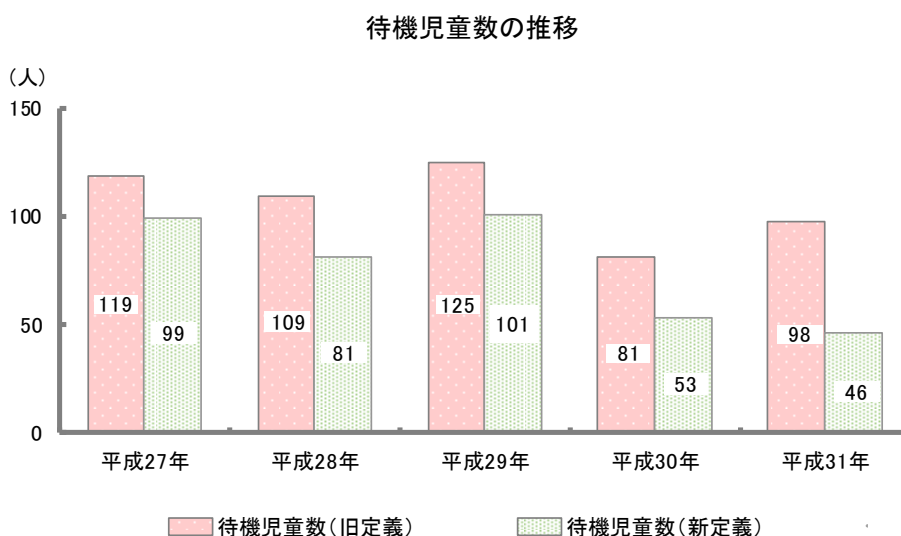
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに横ばいで推移しており、平成30（2018）年で定員数120人、利用児童数111人となっています。



資料：市の統計

④ 待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、減少傾向にあります。平成31（2019）年で46人と待機児童数（新定義）は減少傾向にあります。

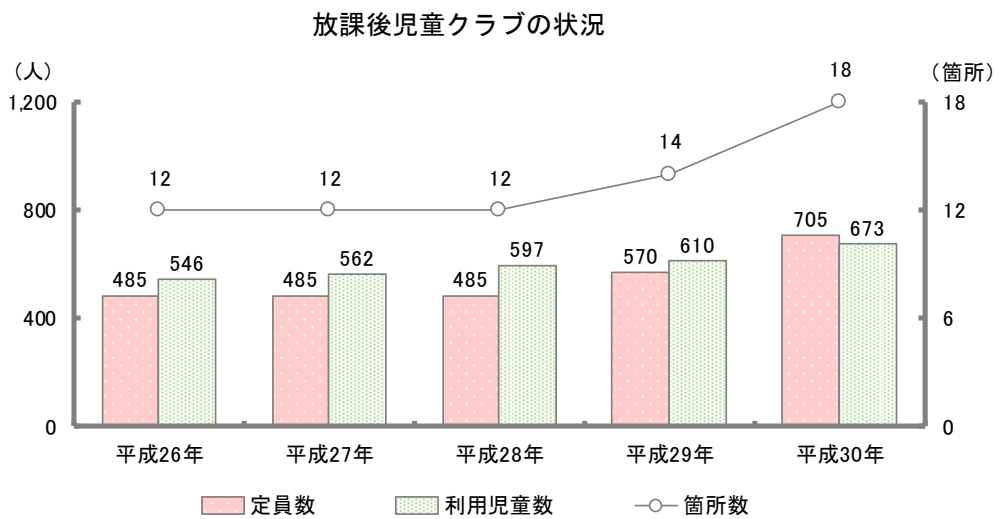


資料：市の統計

(7) 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況・・・・・・・・

① 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況

本市の放課後児童クラブ（学童保育所）における利用児童数は平成 26（2014）年以降年々増加しており、定員数・箇所数は平成 28（2016）年以降年々増加しています。利用児童数は、平成 30（2018）年で 673 人となっています。

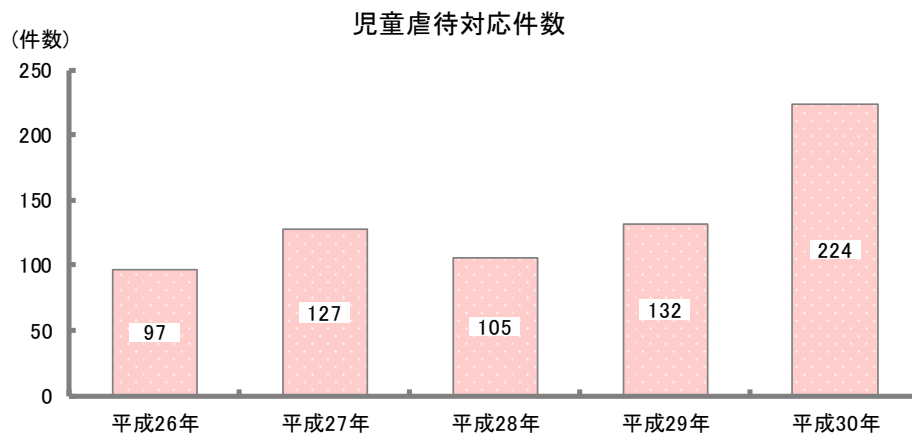


資料：市の統計（5月1日現在）

(8) その他の状況・・・・・・・・

① 児童虐待対応件数の推移

本市の児童虐待対応件数は平成 28（2016）年以降年々増加しており、平成 30（2018）年で 224 人と過去5年間で約 2.3 倍に増加しています。

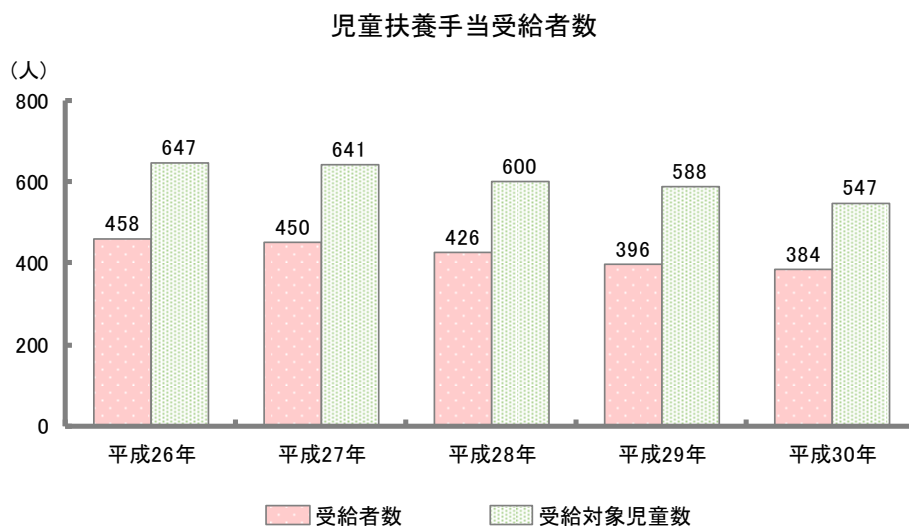


※ 前年度からの継続件数含む

資料：市の統計

② 児童扶養手当受給者数の推移

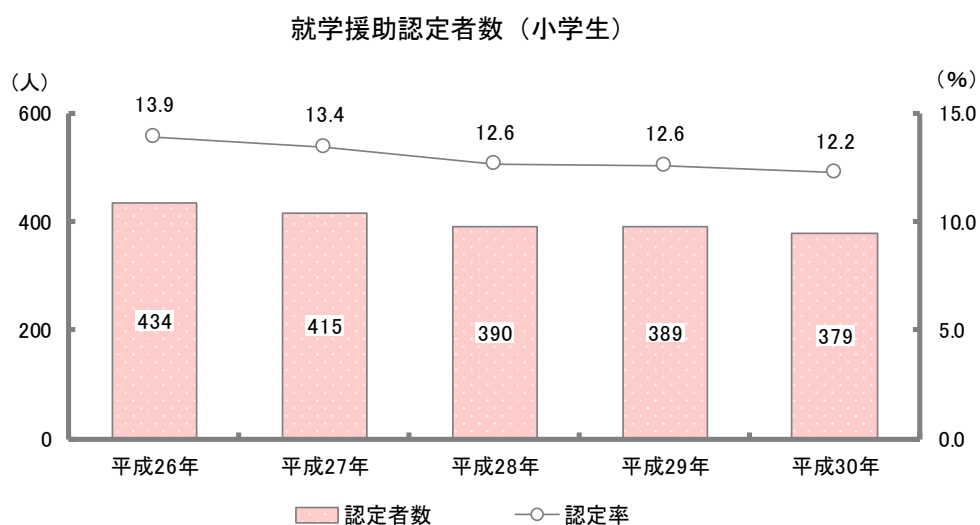
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30(2018)年で受給者数が384人、受給対象児童数が547人となっています。



資料：市の統計（各年9月末日）

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、平成30(2018)年で認定者数が379人、認定率が12.2%となっています。

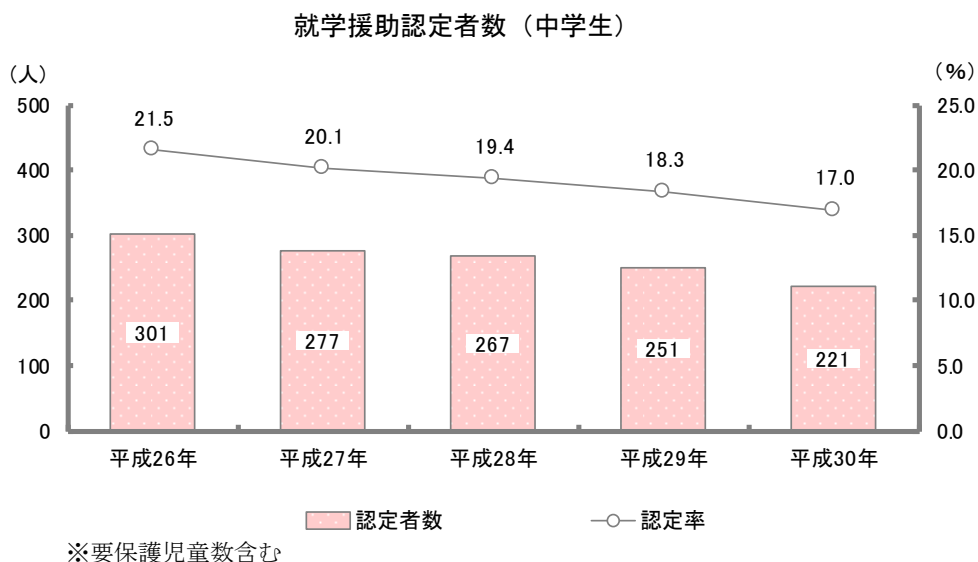


※要保護児童数含む

資料：市の統計

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

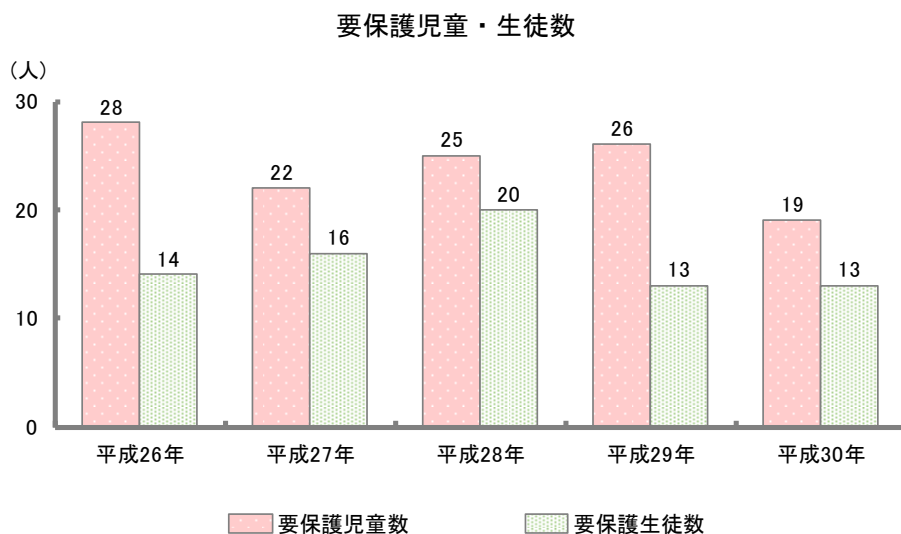
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、平成 30（2018）年で認定者数が 221 人、認定率が 17.0%となっています。



資料：市の統計

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

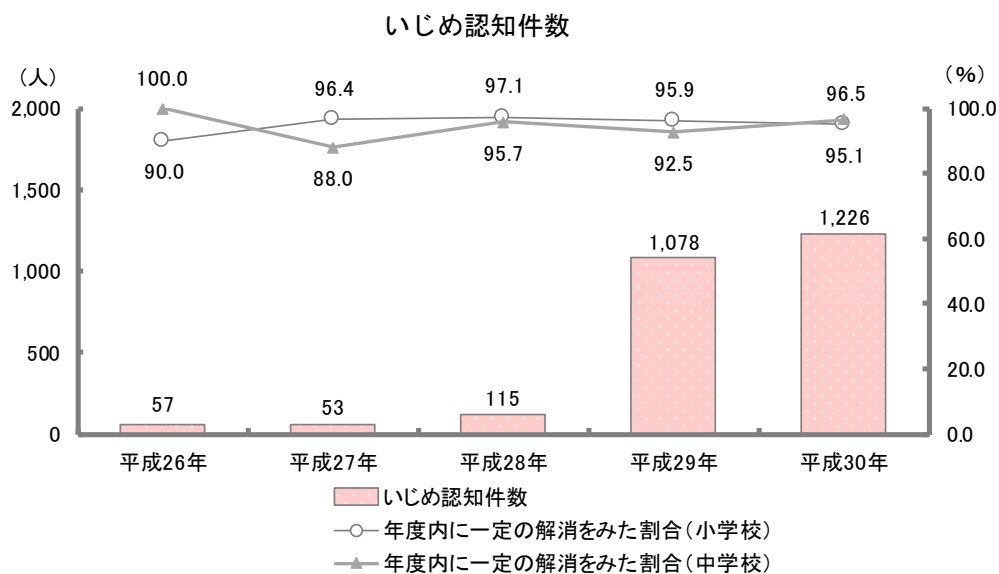
本市の要保護児童数は減少傾向にあり、生徒数は平成 28（2016）年以降減少傾向となっています。平成 30（2018）年で要保護児童数が 19 人、生徒数が 13 人となっています。



資料：市の統計

⑥ いじめ認知件数の推移

本市のいじめ認知件数は平成 27（2015）年以降年々増加しており、平成 30（2018）年で 1,226 件と 5 年間で約 20 倍に増加しています。また、学校生活において発生したいじめのうち、年度内に一定の解決をみた件数の割合は増減をくり返しながらかばいとなっており、平成 30（2018）年で小学校が 95.1%、中学校が 96.5% となっています。

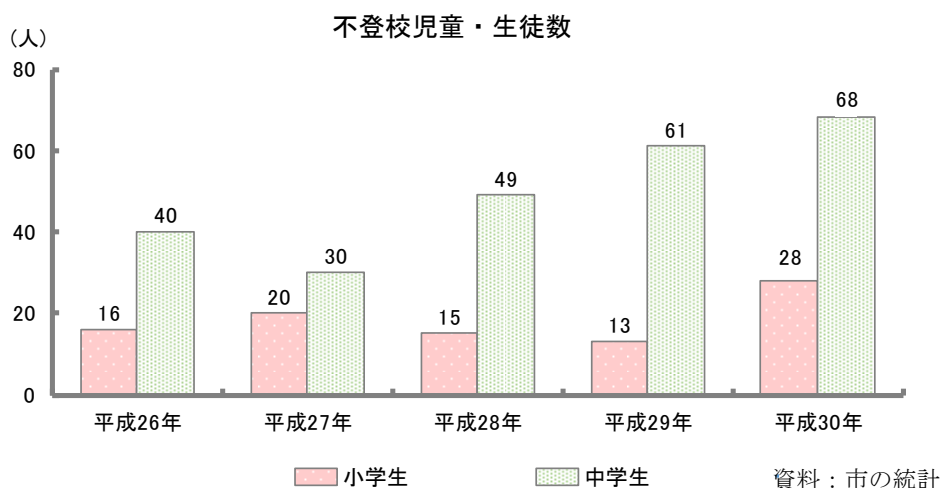


※平成 29 年度より、いじめの認知件数が大幅に増加していますが、これはいじめの認知の解釈について、内容の程度等に関わらず、原則として他の児童生徒から受けた行為により苦痛を感じた場合は、全ていじめとして認知をすることになったためです。

資料：市の統計

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は、小学生では増減を繰り返しており、中学生は平成 27（2015）年以降年々増加しています。平成 30（2018）年で小学生が 28 人、中学生は 68 人となっています。



2 ニーズ調査からの課題

(1) 調査の概要 ●●●●●●●●

① 調査の目的

市内の子育て家庭の皆様から子ども・子育て支援のための施設やサービスの利用について、現状とご希望をお聞かせいただくためにアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

② 調査の対象

ア：国立市在住の就学前児童のいる家庭から 1,800 人を無作為抽出
(0 歳～5 歳までの各年代より 300 人ずつ)

イ：国立市在住の小学生のいる家庭から 900 人を無作為抽出
(1 年生～3 年生の各年代より 300 人ずつ)

ウ：国立市在住の小学 5 年生から 300 人を無作為抽出

エ：国立市在住の中学 2 年生から 300 人を無作為抽出

オ：国立市在住の平成 13 年度生まれの方から 300 人を無作為抽出

③ 調査期間

平成 30 (2018) 年 11 月 19 日 (月) から 12 月 3 日 (月)

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,800 通	912 通	50.7%
小学生の保護者	900 通	489 通	54.3%
小学 5 年生	300 通	122 通	40.7%
中学 2 年生	300 通	112 通	37.3%
平成 13 年度生まれの方	300 通	88 通	29.3%
合計	3,600 通	1,723 通	47.9%

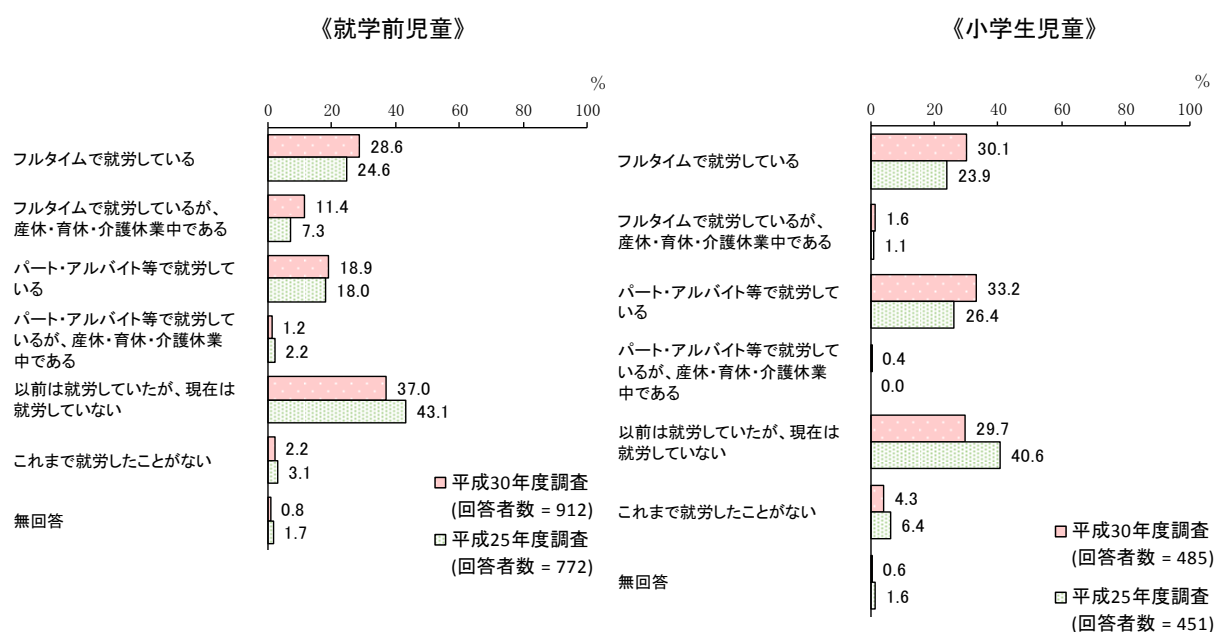
(2) ニーズ調査からの課題 ●●●●●●●●

① 増加する保育ニーズの増加への対応について

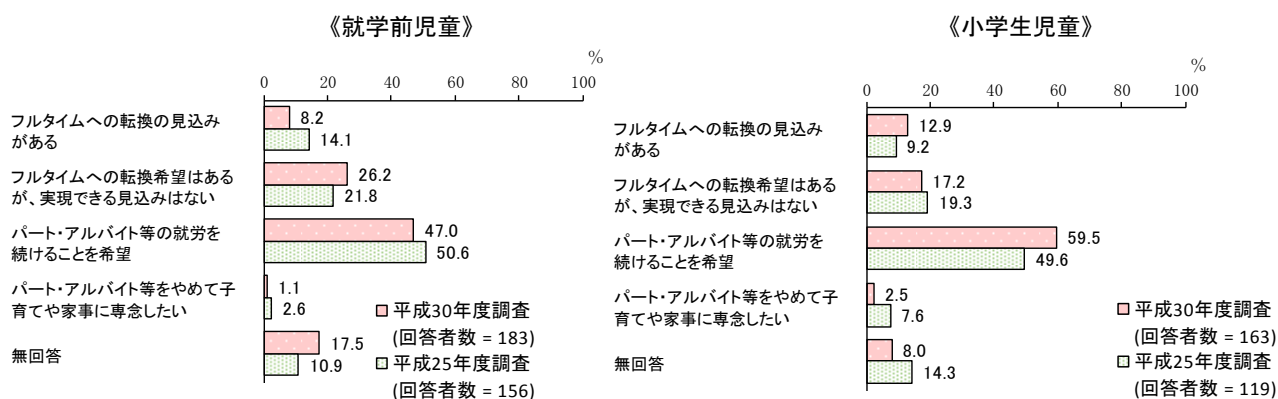
就学前児童の保護者では、フルタイムで働いている母親は 28.6%、パート・アルバイトで働いている母親は 18.9%と、平成 25(2013)年度調査よりも増加しており、今後も保育ニーズの増加が見込まれます。

また、パート・アルバイトで働いている母親のフルタイムへの転換希望のある人は就学前児童の保護者で 34.4%、小学生の保護者で 30.1%となっています。その中で実現できる見込みのある人は 1 割程度となっています。就学前児童のパート・アルバイトで働いている母親の 3 人に 1 人はフルタイムへの転換希望があり、潜在的な保育ニーズがあることがうかがえ、増加する保育ニーズへの対応が求められます。

【問 11(1) [問 7(1)] 母親の就労状況】



【問 12(1) [問 8(1)] 母親のパートタイムからフルタイム勤務への意向】



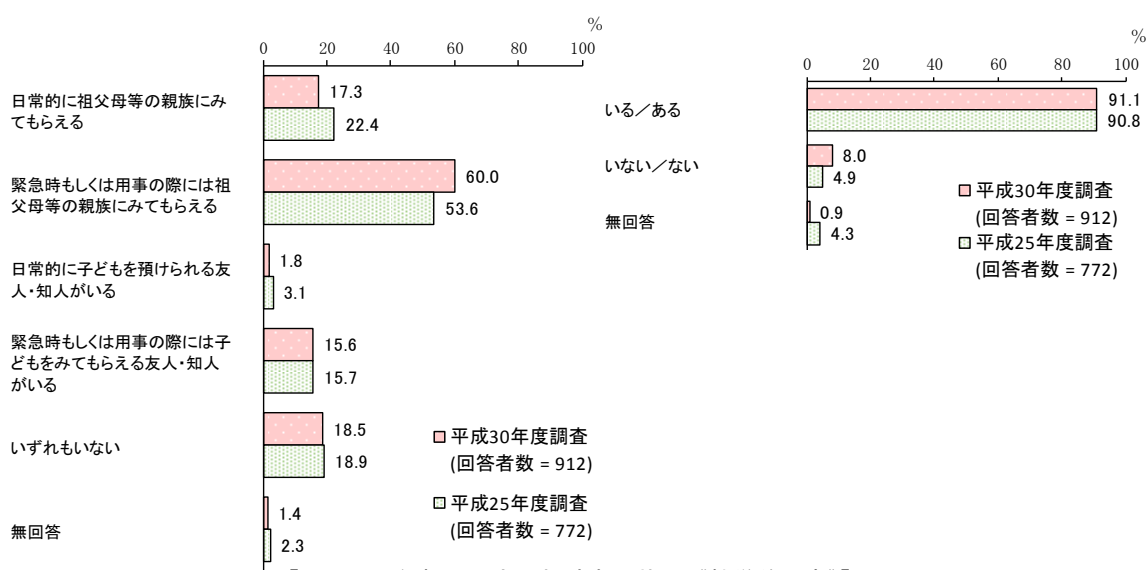
② 子育ての状況について

就学前児童の保護者では、日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人のある人は2割程度となっており、平成25（2013）年度調査より減少傾向にあります。引き続き、地域での子育て支援等の充実が求められます。

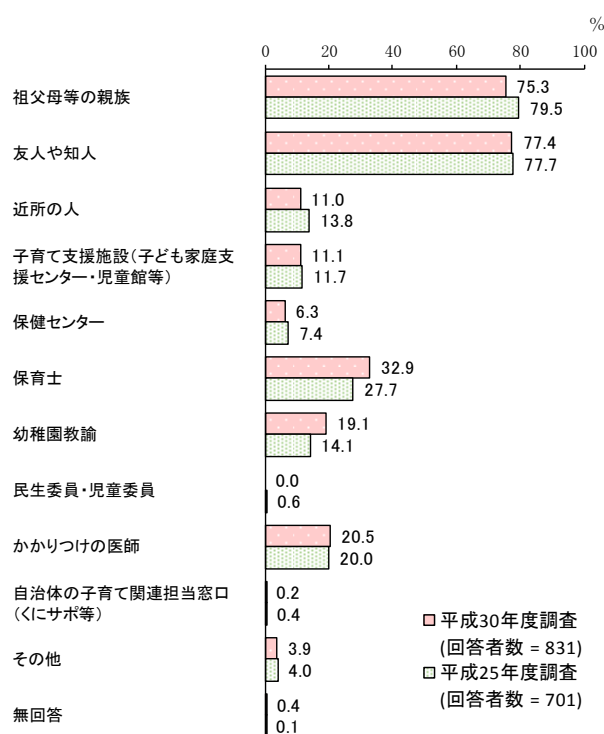
また、子育ての相談相手は、就学前児童の保護者において、身近な親族や知人、近所の人の場合が多くなっています。一方、公的な相談機関の利用は数%となっており、身近な親族や知人、近所の人の場合が多く、相談内容に応じて公的な相談機関の周知を図ることも必要です。

【問8 主な親族等の協力者の状況《就学前児童》】

【問9 気軽に相談できる人の有無《就学前児童》】



【問9-1 気軽にできる相談者の状況《就学前児童》】

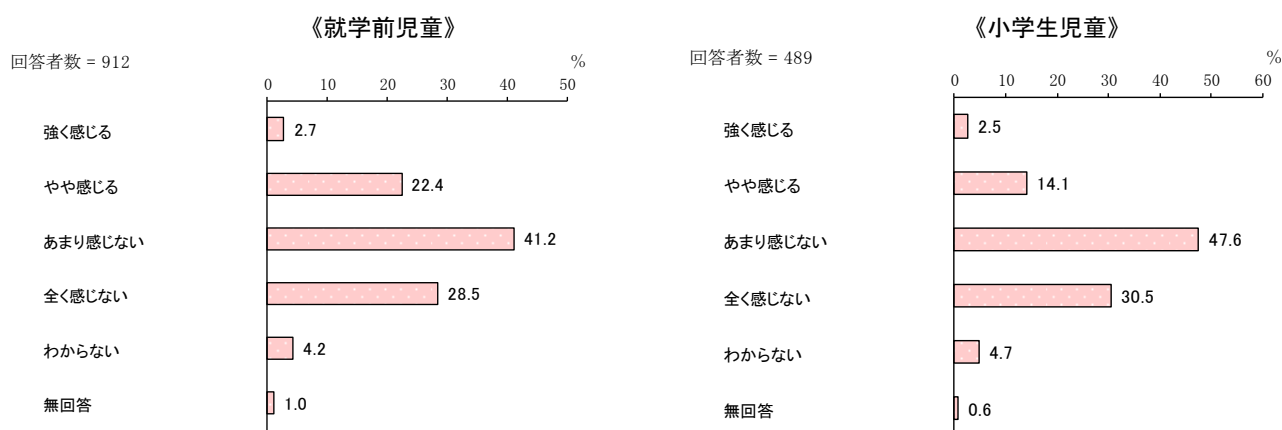


③ 地域による子育て家庭や子どもの見守りについて

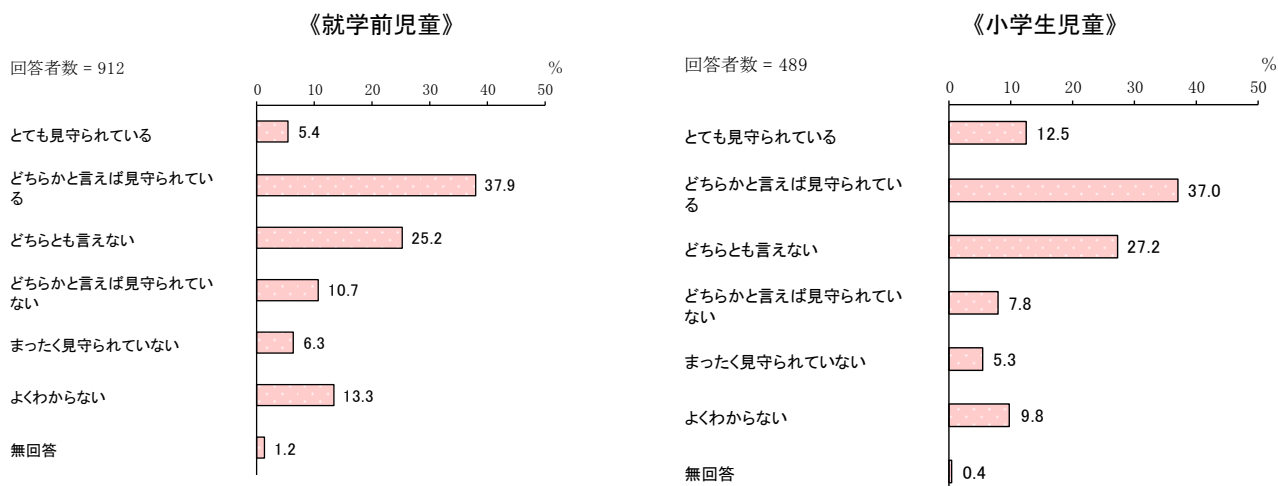
日常生活において孤立感を感じている割合が就学前児童の保護者で 25.1%、小学生の保護者で 16.6%、また、地域の人から見守られていると思わない人が1割から2割程度みえます。近所とのつき合いのない人も数%います。保護者からは、地域での子どもの見守りを求める意見も多くあり、子育て家庭と地域とのつながりをいかに作っていくかが課題となります。

地域が子どもたちを見守る仕組みづくり、子育てを行う親を支援する仕組みづくりなど、地域による子育て家庭や子どもの見守り体制の充実をはかることが必要です。子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化しており、育児に不安を抱える人が地域から孤立しないように、地域で子どもを見守り、子育て世代が安心して地域で生活できる地域づくりが必要です。

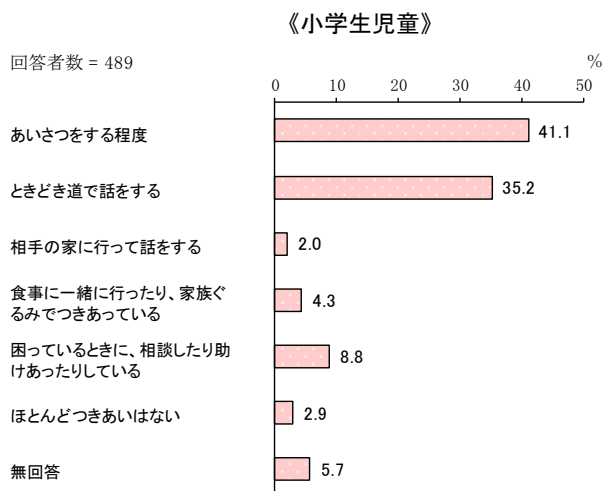
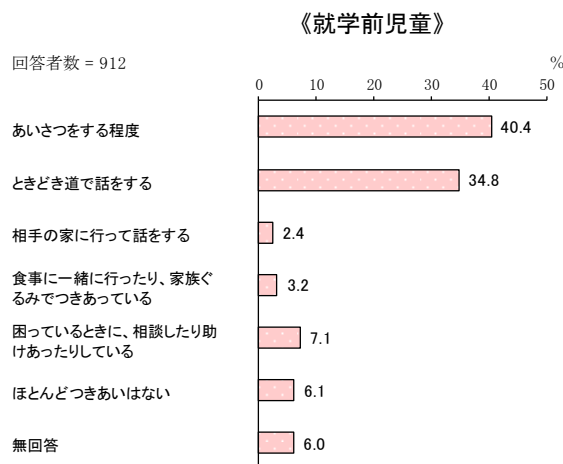
【問 35[問 19] 日常生活における孤立感】



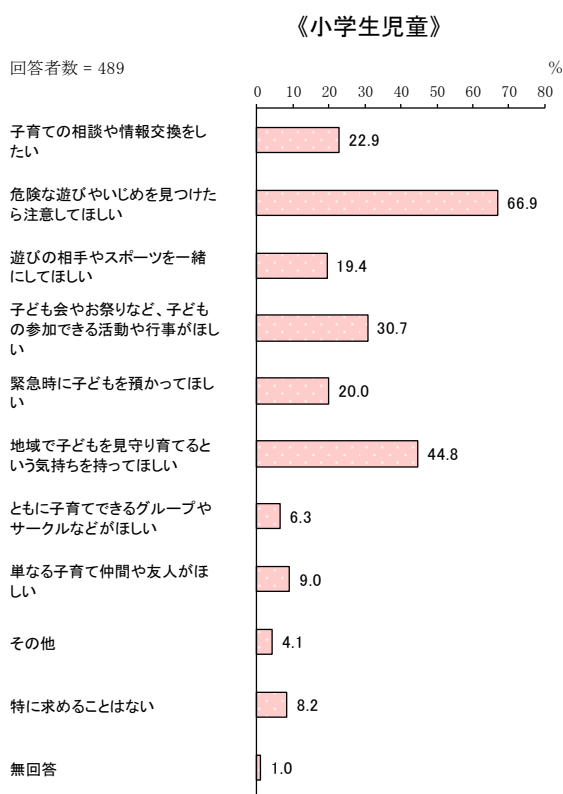
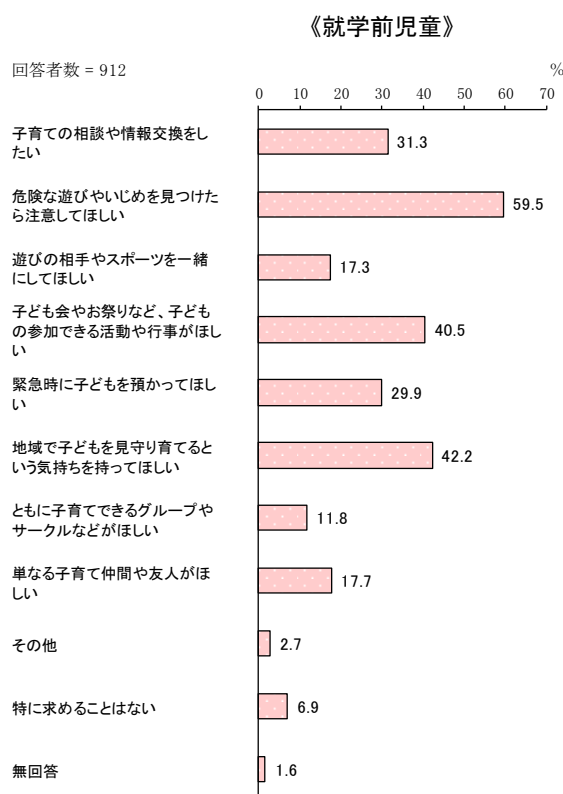
【問 36[問 20] 地域の人からの見守り】



【問 37[問 21] 近所とおつきあいの頻度】



【問 38[問 22] 子育てするにあたって地域に求めること】

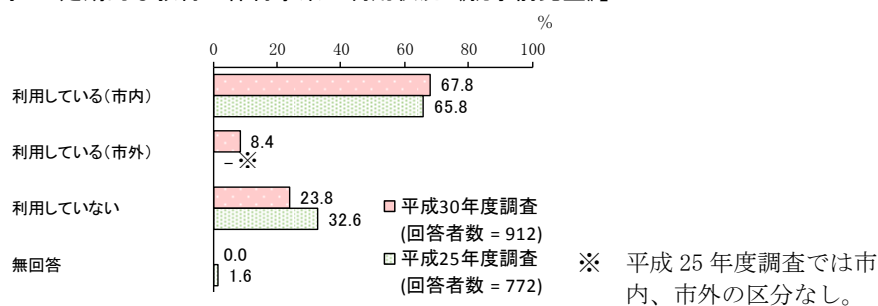


④ 定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望について

平日の「定期的な」教育・保育事業を利用している割合は67.8%であり、平成25（2013）年度調査より2ポイント増加しています。その内、認可保育所の利用割合が増加しています。子どもの年齢別でみると、0～2歳で認可保育所、3歳以上では認可保育所と幼稚園の利用割合が高くなっています。また、利用意向をみると、幼稚園と幼稚園の預かり保育については現状の利用割合より高く、特に3歳以上で高くなっています。

今後も、市民ニーズを考慮し、多様な子育てニーズに対応していくため、平日の教育・保育事業の整備検討が重要となります。

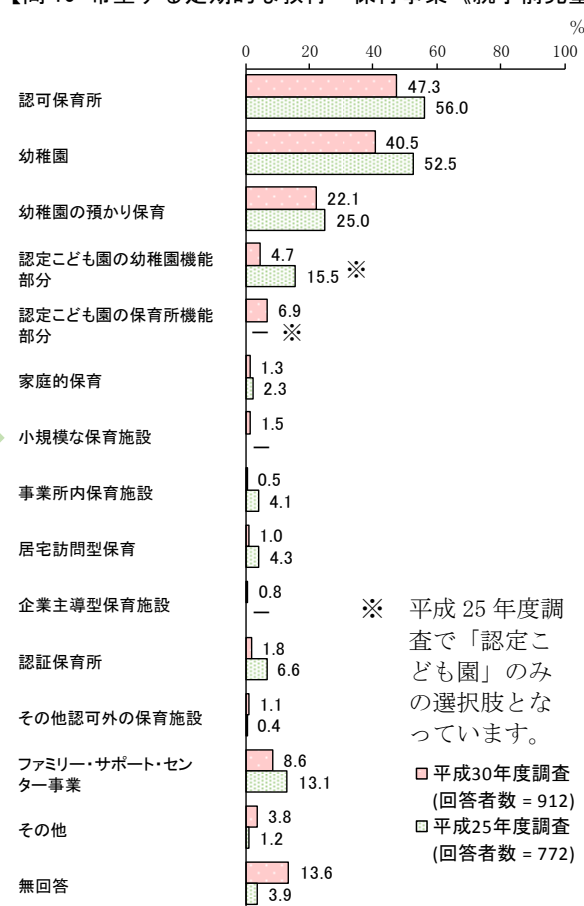
【問 14 定期的な教育・保育事業の利用状況《就学前児童》】



【問 14-1 利用中の定期的な教育・保育事業《就学前児童》】



【問 15 希望する定期的な教育・保育事業《就学前児童》】



【問 14-1 子ども年齢別利用中の定期的な教育・保育事業《就学前児童》】

単位：％

区分	有効回答数(件)	認可保育所	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認定こども園の幼稚園機能部分	認定こども園の保育所機能部分	家庭的保育	小規模な保育施設	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	企業主導型保育施設	認証保育所	その他認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター事業	その他	無回答
0歳児	43	74.4	4.7	4.7	2.3	4.7	—	—	2.3	—	—	7.0	—	—	—	—
1歳児	79	84.8	2.5	—	—	5.1	—	3.8	2.5	—	—	1.3	1.3	2.5	3.8	—
2歳児	99	75.8	19.2	—	2.0	1.0	—	1.0	—	—	—	2.0	—	—	1.0	—
3歳児	124	46.8	44.4	8.9	4.8	1.6	—	—	—	—	—	—	3.2	0.8	0.8	0.8
4歳児	135	43.7	46.7	11.9	3.7	2.2	—	—	—	—	—	—	1.5	—	0.7	0.7
5歳児	120	45.8	50.0	14.2	3.3	0.8	—	—	—	—	—	—	0.8	—	3.3	—

【問 15 子ども年齢別希望する定期的な教育・保育事業《就学前児童》】

単位：％

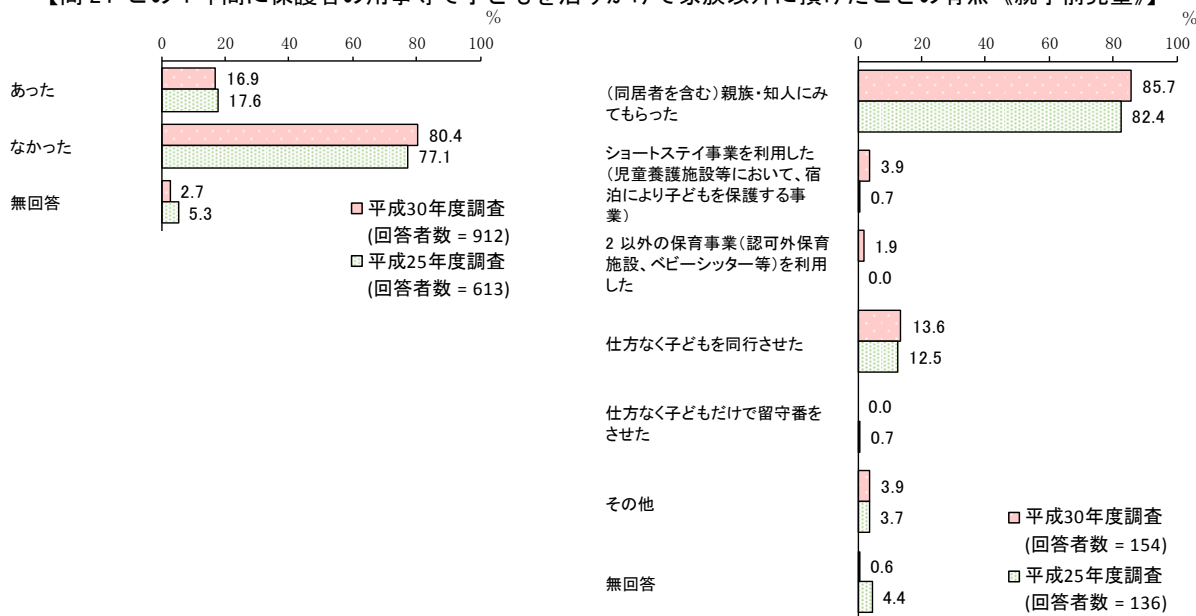
区分	有効回答数(件)	認可保育所	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認定こども園の幼稚園機能部分	認定こども園の保育所機能部分	家庭的保育	小規模な保育施設	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	企業主導型保育施設	認証保育所	その他認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター事業	その他	無回答
0歳児	168	60.1	39.9	15.5	6.0	8.3	2.4	4.8	2.4	1.2	1.2	4.2	1.2	9.5	1.2	8.9
1歳児	148	50.7	37.2	18.2	4.1	8.1	1.4	1.4	0.7	—	0.7	1.4	1.4	10.1	2.7	12.8
2歳児	145	49.7	33.1	18.6	5.5	8.3	1.4	0.7	—	0.7	—	1.4	1.4	9.0	8.3	11.7
3歳児	145	46.2	42.8	24.8	4.1	6.9	—	—	—	0.7	0.7	2.1	1.4	9.0	2.1	15.2
4歳児	151	36.4	42.4	27.2	6.0	6.6	2.0	2.0	—	2.0	1.3	1.3	0.7	7.9	4.0	17.2
5歳児	133	36.8	48.9	30.1	2.3	2.3	0.8	—	—	0.8	0.8	—	0.8	6.8	4.5	15.8

⑤ 多様な保育ニーズ

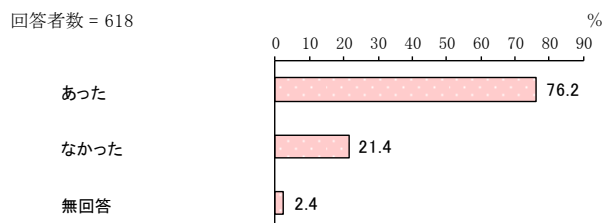
就学前児童で、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことがある割合は16.9%となっており、その場合の対処方法として、親族・知人にみてもらった割合が85.7%と平成25年度調査と同様に高くなっています。

また、子どもが病気やケガで幼稚園、保育園、学校などを休んだことのある割合は、就学前児童の保護者で76.2%、小学生の保護者で52.1%となっています。その対処方法として、母親が休んだ割合が高く、就学前児童で75.6%、小学生で54.1%となっています。また、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が就学前児童の保護者で45.8%、小学生の保護者で33.1%となっており、病児・病後児保育、ショートステイなどさまざまな保育ニーズへの対応等の検討が必要です。

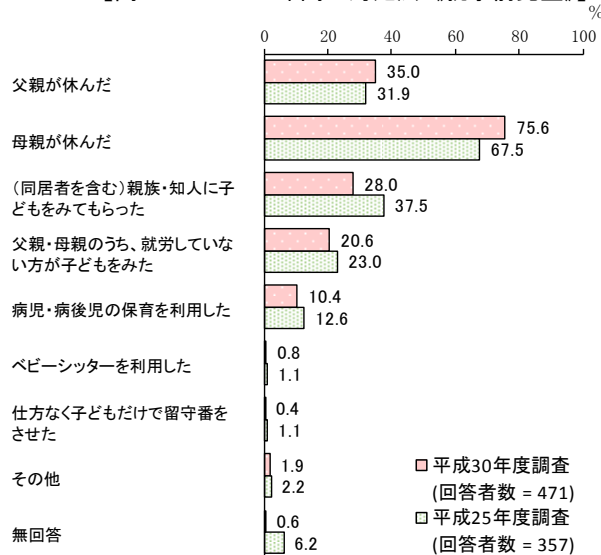
【問24 この1年間に保護者の用事等で子どもを泊りがけで家族以外に預けたことの有無《就学前児童》】



【問21 病気やケガで、通常の教育・保育事業が利用できなかったことの有無《就学前児童》】

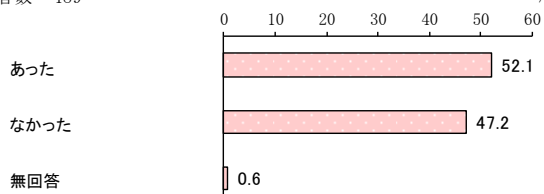


【問21-1 この1年間の対処法《就学前児童》】



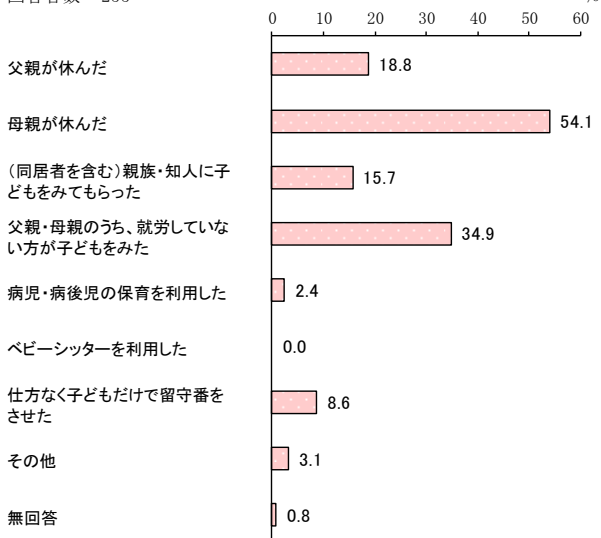
【問 15 病気やケガで、小学校に登校できなかった
ことの有無《小学生児童》】

回答者数 = 489



【問 15-1 この1年間の対処法《小学生児童》】

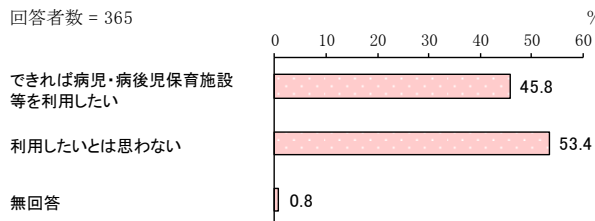
回答者数 = 255



【問 21-2[問 15-2] 父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設利用意向】

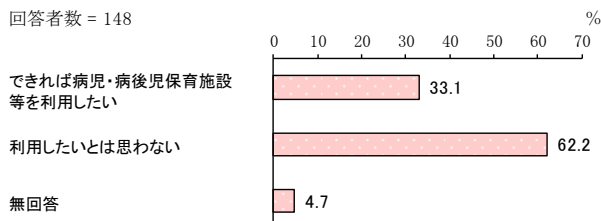
《就学前児童》

回答者数 = 365



《小学生児童》

回答者数 = 148

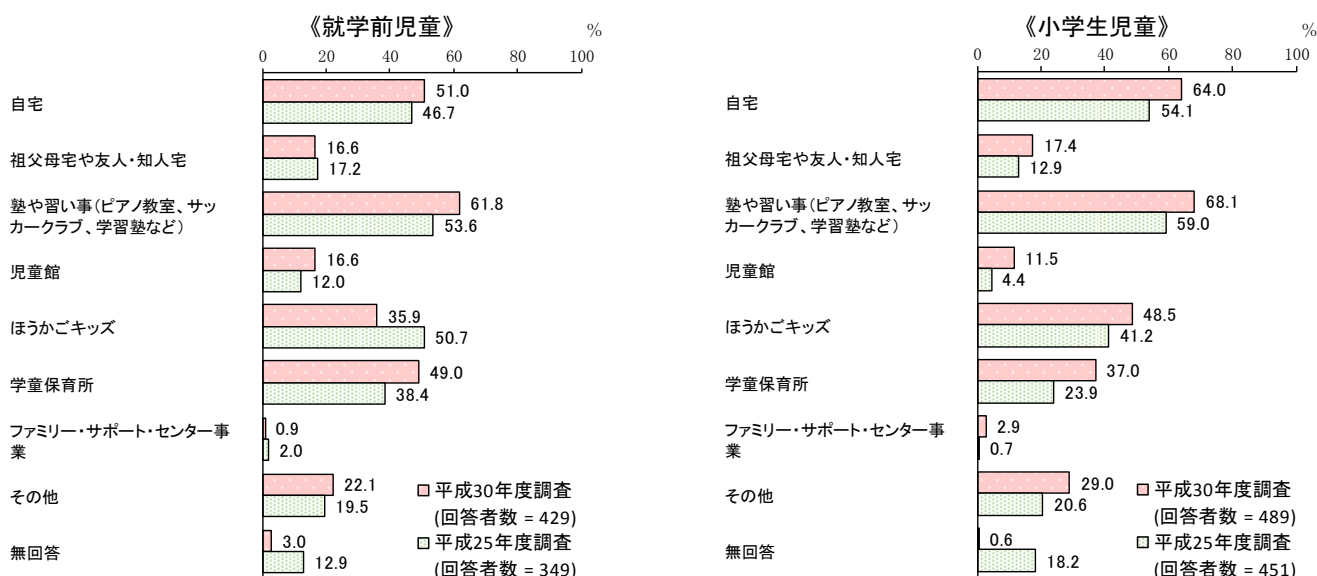


⑥ 子どもの放課後の居場所、子どもの意識について

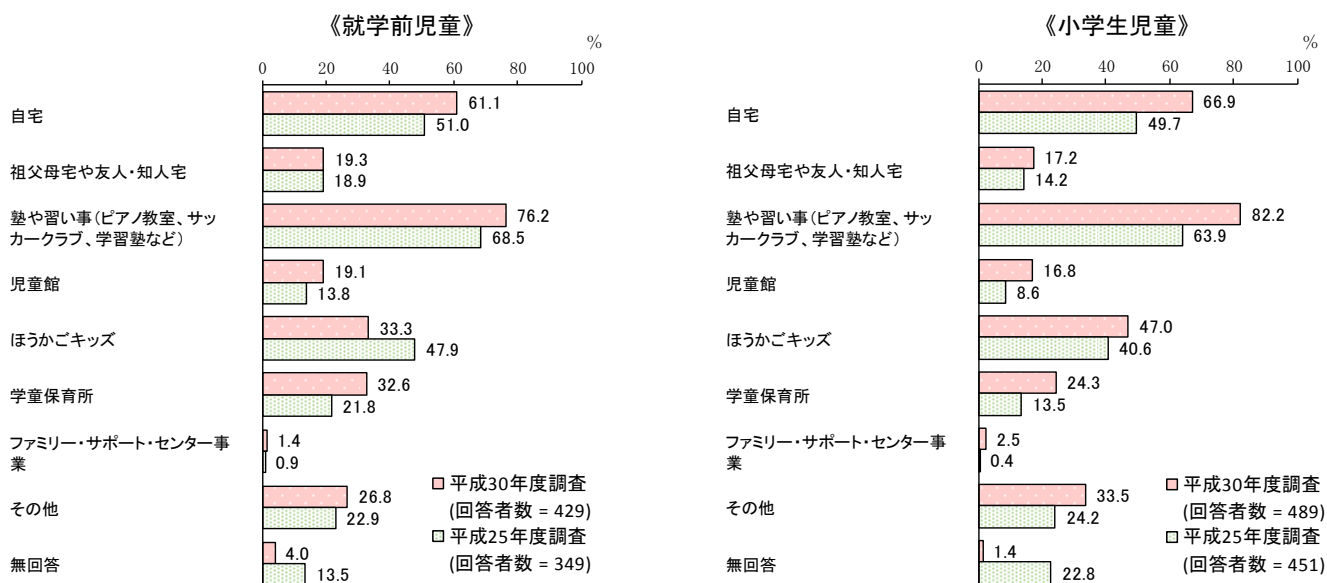
放課後の過ごし方の希望として就学前児童、小学生の保護者ともに、自宅や習い事等の割合が高くなっています。低学年での学童保育所の希望は就学前児童で49.0%、小学生では37.0%となっており、就学前児童は平成25(2013)年度調査よりも約10ポイント、小学生で13ポイント程増加しています。増加する学童保育所のニーズへの対応とともに、自由意見からは、子どもが安心・安全に遊ぶことができる場などが求められており、子どもの放課後の居場所づくりを充実していくことが必要です。

また、子どもの年齢が上がるにつれ、「自分のことが好きだ」と思う割合が少なくなる傾向がうかがえます。また、『自分のことを誰もわかってくれない』と思う割合が一定程度あります。子どもの健全な育成に向け、自己肯定感やコミュニケーション能力の育成等の教育の充実が重要です。

【問25[問10] 小学校低学年の放課後の過ごし方の希望】



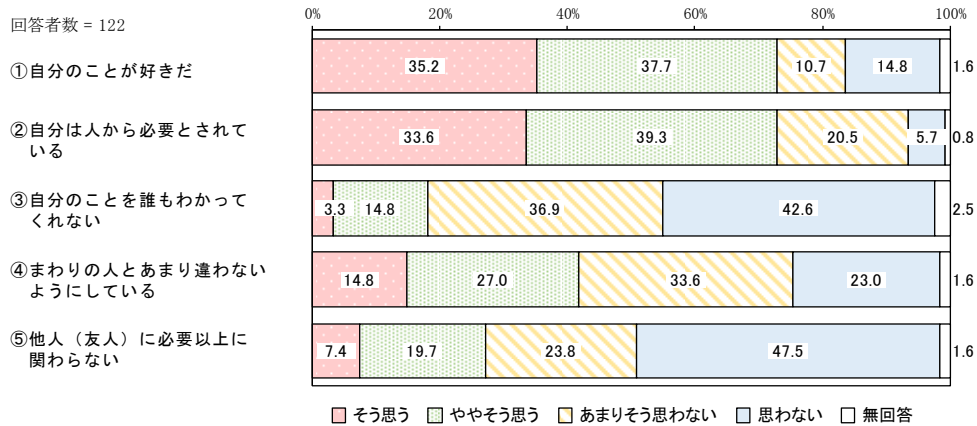
【問26[問11] 小学校高学年の放課後の過ごし方の希望】



【問 25[問 26] (問 27) 自分自身のことについて】

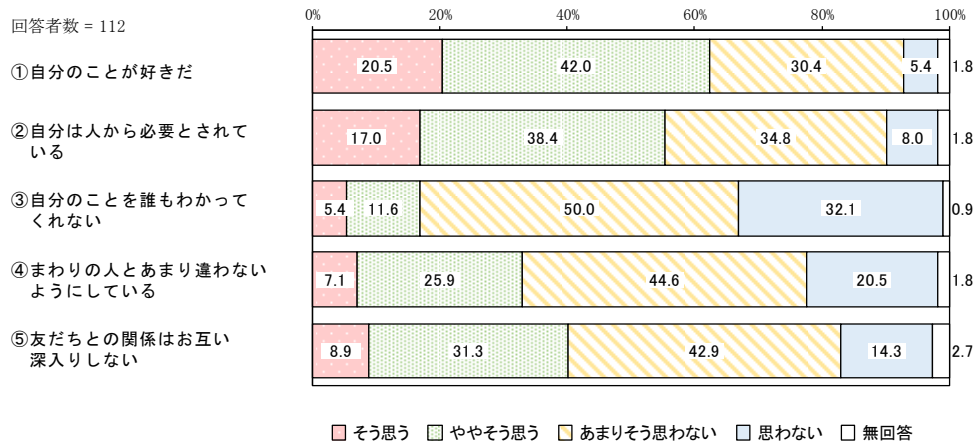
《小学5年生》

回答者数 = 122



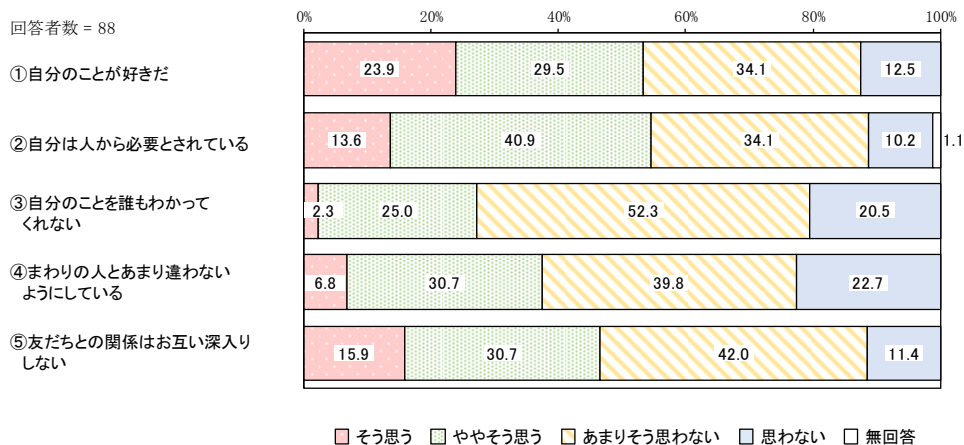
《中学2年生》

回答者数 = 112



《平成13年度生まれの方》

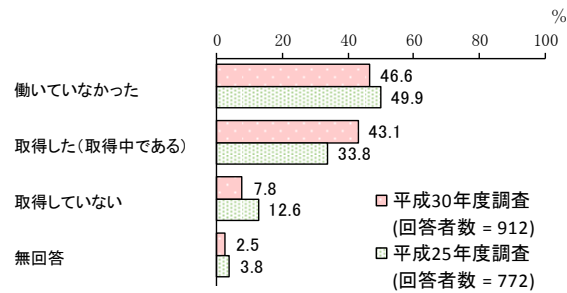
回答者数 = 88



⑦ 育児休業の取得状況について

育児休業を取得した割合をみると、母親で43.1%となっており、平成25（2013）年度調査より約9ポイント増加しており、企業等における育休制度の浸透がみられます。今後も男性を含め育休制度の取得に向けた働きかけが必要です。

【問30(1) 母親の育児休業制度の利用状況《就学前児童》】





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念及び方針について

平成 27（2015）年 3 月に策定した国立市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第一期計画」という。）における基本理念については、上位計画である第二次国立市子ども総合計画（以下、「第二次総合計画」という。）において、「子どもの誕生が喜びをもって迎えられるとともに、子どもたち一人ひとりが市民として地域の中でも成長が見守られ、家庭の中で家族みんなが成長していく充実感と幸福感を持って子育てができることを大切にします」という明示の下に掲げた「わたらしい育ち、わたらしい子育て、わたしとわたしのつながり、安全で安心できる暮らし」という基本理念を踏襲していました。

また、第一期計画は「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を継承し、かつ、平成 27（2015）年 4 月にはじまった「子ども・子育て支援新制度」に基づく計画として策定したものであることから、「第二次総合計画」の基本理念を基としつつ、子ども・子育て支援新制度の趣旨である「子どもの最善の利益」の実現をめざすものとし、「質の高い教育・保育の提供」、「保育の量的拡大・確保」、「切れ目のない地域子ども・子育て支援の充実」という 3 つの柱を方針として立てています。

その後、平成 27（2015）年度末に策定した「第三次国立市子ども総合計画」（以下、「第三次総合計画」という。）では、これまでの少子化対策や子育て支援対策を総合的に捉えつつ、依然として続く少子化・核家族化や地域のつながりの希薄化、また子育ての孤立感・不安感・負担感が一層増していることに起因する虐待件数等の増加といった社会状況を踏まえ、保護者が子育てについて第一義的責任を果たせるための支援と、地域社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりを実施することで輝く未来を築くものとし、その基本理念として新たに「子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち ～いきいき子育て・わくわく子育て～」という標語を掲げています。

第二期子ども・子育て支援事業計画は、「第三次総合計画」を上位に据え、また、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、第一期計画を継承する行動計画です。上位計画の基本理念を踏襲し、第一期計画と方向性を一に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められることを保障していくとともに、地域社会全体で子どもと親の育ちを支える仕組みづくりを進め、自己肯定感を感じながら成長していくことが可能となる環境を整備し、安心安全な子育てができるあたたかいまちづくりを目指していくことを、子ども・子育て支援の目指すべき姿とします。

(1) 基本理念 ●●●●●

子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち
～いきいき子育て・わくわく子育て～

(「第三次国立市子ども総合計画」の基本理念を踏襲)

(2) 基本方針 ●●●●●

① 質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、国立市の自然と歴史的な街並みを生かした多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供と、すべての子どもが文教都市として洗練された質の高い教育・保育環境の整備を進めます。

② 保育の量的拡大・確保

特に乳幼児期における潜在的保育ニーズが高い状況を踏まえ、保育の量的拡大・確保を図ることにより待機児童問題を解消します。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

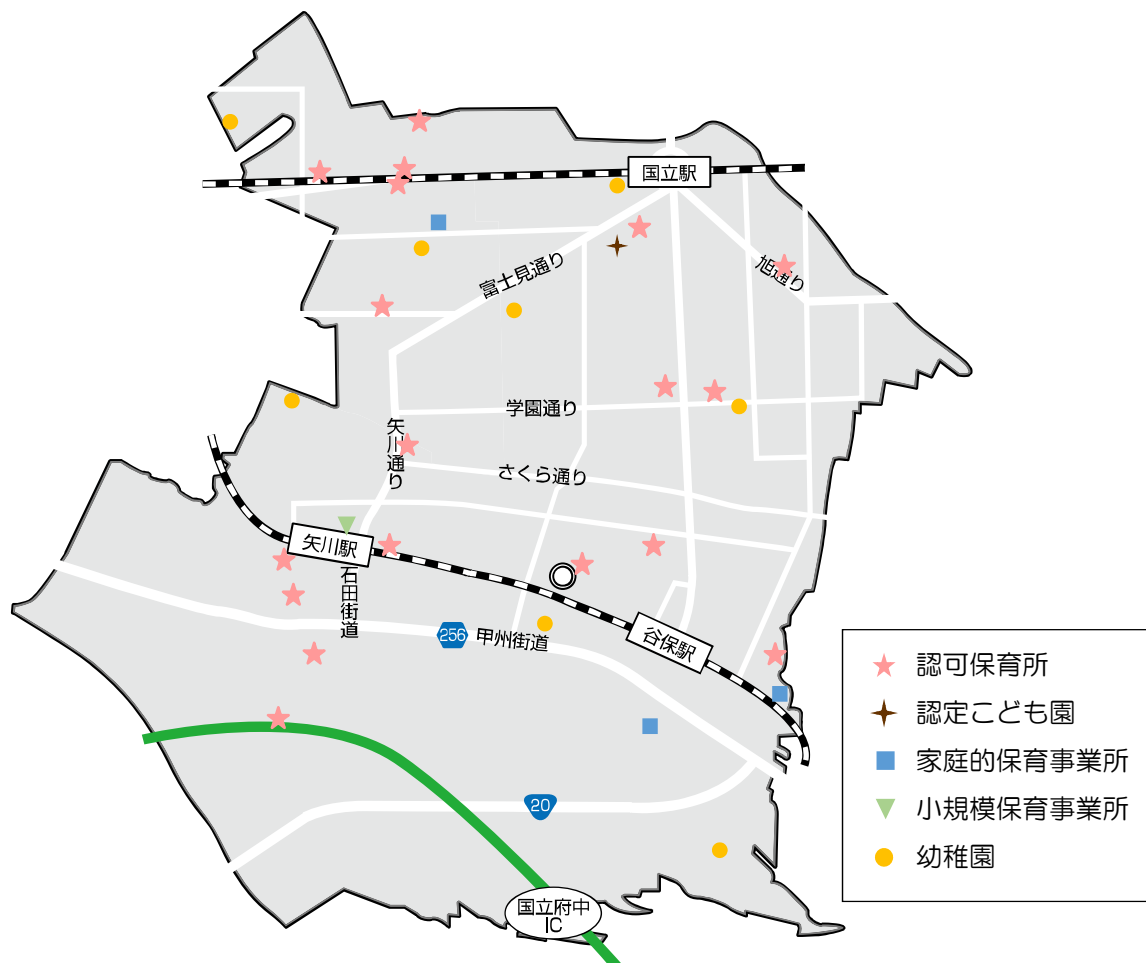
(国立市子ども・子育て支援事業計画を継承)

(3) 計画の体系 ●●●●●

基本理念	子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち ～いきいき子育て・わくわく子育て～ (「第三次国立市子ども総合計画」)		
基本方針	方針1 質の高い教育・保育の 提供	方針2 保育の量的拡大・確保	方針3 地域の子ども・子育て支 援の充実
計画項目	第4章 乳幼児期の教育・保育の整備		
	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備		
	第6章 第2期国立市放課後子ども総合プラン		
	第7章 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策		

(4) 教育・保育の提供区域 ●●●●●

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、市全体を一区域と設定します。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、当該児童の年齢と、以下に記載する保育の必要性に係る事由といった客観的基準に基づき、保育の必要性について1・2・3号認定に区分したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

※認定区分について（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。

2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、しょうがい

④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること

⑤災害復旧

⑥求職活動

・起業準備を含む

⑦就学

・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

更に、長時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—	
		保育短時間利用（最長8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用（標準4時間）
		保育短時間利用（最長8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法第27条に示されるもので、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	120時間未満 64時間以上						
	64時間未満		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 64~120 時間)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満)
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 月 60~120 時間)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目 ● ● ● ● ● ●

下記の1～11事業については、ニーズ調査に基づき、見込み量の算出を行います。

【教育・保育】

	対象事業 (認定区分)			調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

【地域子ども・子育て支援】

	対象事業	対象児童
4	利用者支援事業	子育て中の親子(妊婦含む)
5	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
6	子育て短期支援事業	0～中学3年生
7	子育て援助活動支援事業	0～10歳未満
8	一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)	3～5歳
	(幼稚園の預かり保育以外)	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	生後6か月～小学3年生
11	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小学1～6年生

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。

(3) 「量の見込み」の推計方法のステップ ●●●●●●

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、以下のフローとなっています。なお、ニーズ調査の回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

ニーズ調査の回答者について、両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でニーズ調査の回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。


本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年度の見込み量が算出されます。



第4章 乳幼児期の教育・保育の整備

- ① 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容・・・これまでの計画期間において当該事業を実施してきている中で読み取れる実績データを記載
- ② 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題・・・これまでの計画期間において当該事業を実施してきている中での課題を記載
- ③ 今後（令和2年度～令和6年度）の方向性・・・これからの計画期間における整備等の方針を記載
- ④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）・・・これからの計画期間における整備等の方針を実現していくために留意すべき市民のニーズを記載
- ⑤ ニーズ量と確保提供量・・・これからの計画期間における見込まれる量と対応する提供量を記載
- ⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）・・・これからの計画期間における提供量を確保していく事業計画を記載

1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

【担当部署】：児童青少年課

① 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

◆待機児童数の推移

(人)

〈旧定義〉	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27.4	32	64	15	6	1	1	119
H28.4	12	45	41	10	1	0	109
H29.4	24	71	24	2	4	0	125
H30.4	17	37	19	5	3	0	81
H31.4	29	54	4	7	0	4	98

〈新定義〉	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27.4	25	55	13	6	0	0	99
H28.4	6	32	32	10	1	0	81
H29.4	18	59	20	2	2	0	101
H30.4	13	21	15	3	1	0	53
H31.4	12	31	0	3	0	0	46

◆平成31（2019）年4月時点の申込状況等

幼稚園等（幼稚園（施設型）・幼稚園（確認を受けない）・認定こども園（1号））

	3歳	4歳	5歳	計
市内園の定員数	479	541	576	1,596
利用児童数(市民)	208	230	235	673
利用児童数(市外)	101	100	95	296
利用児童数計	309	330	330	969

市外園に通園する市民	37	54	59	150
------------	----	----	----	-----

保育園等（認可保育所・認定こども園（2号）・地域型保育事業所）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員数	135	275	307	276	277	285	1,555
入所申込数	159	340	309	315	286	267	1,676
利用児童数	130	286	305	308	286	263	1,578
待機児童(旧)	29	54	4	7	0	4	98
待機児童(新)	12	31	0	3	0	0	46

※（旧）：旧定義、（新）：新定義

- 平成27年度 さゆりNursery開園（0～2歳、定員30人）
- 平成28年度 小百合学園の認定こども園化（0～5歳、保育定員66人）、きたひだまり保育園開園（0～2歳、定員60人）、あじさい保育園開園（0～2歳、定員19人）
- 平成29年度 こぐまこどものいえ認可化（0～2歳、定員27人）、
国立市保育支援型幼稚園事業の開始
- 平成30年度 国立たいよう保育園開園（0～5歳、定員66人）、北保育園改修（定員+15人）
- 令和元年度 さくらっこ保育園認可化（0～2歳、定員30人）、国立クムクム保育園開園（0～5歳、定員80人）、国立ひまわり保育園開園（0～5歳、定員131人）

◆確保実績

(人)

計画年度	利用者区分	㊤ 量の 見込み	㊤確保実績（※各年度4/1時点）					㊤計	㊤-㊤	前年比
			教育・ 保育 施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育 事業	認証 保育室				
平成27年度	1号認定	806	530	1,317			1,847	1,041	-	
	2号認定	学校教育を希望	210	703	0		0	703	-148	-
		上記以外	641							
	3号認定	0歳児	214	94		3	12	109	-105	-
		1・2歳児	564	416		6	42	464	-100	-
計	2,435	1,743	1,317	9	54	3,123	688	-		
平成28年度	1号認定	769	414	1,182			1,596	827	-214	
	2号認定	学校教育を希望	201	739	0		0	739	-73	75
		上記以外	611							
	3号認定	0歳児	209	114		3	12	129	-80	25
		1・2歳児	553	455		6	42	503	-50	50
計	2,343	1,722	1,182	9	54	2,967	624	-64		
平成29年度	1号認定	732	414	1,182			1,596	864	37	
	2号認定	学校教育を希望	191	745	0		0	745	-28	45
		上記以外	582							
	3号認定	0歳児	204	118		8	6	132	-72	8
		1・2歳児	539	473		20	24	517	-22	28
計	2,248	1,750	1,182	28	30	2,990	742	118		
平成30年度	1号認定	865	414	1,182			1,596	731	-133	
	2号認定	800	793	0		0	793	-7	21	
	3号認定	0歳児	147	115		6	6	127	-20	52
		1・2歳児	637	509		22	24	555	-82	-60
	計	2,449	1,831	1,182	28	30	3,071	622	-120	
令和元年度	1号認定	856	414	1,182			1,596	740	9	
	2号認定	838	838	0		0	838	0	7	
	3号認定	0歳児	148	127		8	0	135	-13	7
		1・2歳児	621	562		20	0	582	-39	43
	計	2,463	1,941	1,182	28		3,151	688	66	

② 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○これまで施設整備に努めてきたところですが、保育需要の伸びもあり、平成31（2019）年4月時点においてもなお待機児童が生じており、0歳・1歳に待機児童が集中していることがわかります。

○待機児童の状況について分析をすると、これまでで最も待機児童数の多かった平成29（2017）年4月には、特に1歳において「フルタイム共働きでも保育園に入れない」と言われるほどの状況があったところ、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度の施設整備により、この状況からはほぼ脱却したといえます。そのため、求職活動中の方の入所申込みが増加している傾向がうかがえます。

	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
「フルタイム共働き」の割合（全体）	35.6%	35.8%	17.4%
「フルタイム共働き」の割合（1歳）	49.2%	52.4%	9.7%
新定義待機児童保護者の基準指数平均（全体）	145.3 pt	142.9 pt	130.6 pt
新定義待機児童保護者の基準指数平均（1歳）	152.0 pt	152.9 pt	125.0 pt

○保育所等の定員数をみると、2歳児の定員数>3歳児の定員数となっており、国立市においても、「3歳の壁」問題が生じかねない状況にあり、注意が必要です（これまでのところ、3歳児の弾力的受入や、幼稚園への進級者もいることから、2歳児までの園を卒園した方の進級先が確保できない状況は生じていません）。

※「3歳の壁」とは、2歳児までを預かる保育所等に子どもを通わせている家庭が、3歳からの子どもの預け先に苦勞する状況のこと。

③ 今後（令和2年度～令和6年度）の方向性

○上記の分析を踏まえ、今後の待機児童解消対策においては、以下の方向性をもって取り組んでいくこととします。

ア) 新規施設整備について

待機児童の減少に伴い、今後、規模の小さい0～2歳の保育園の整備を行います。ただし、保育需要の動向に注意しながら、市内既存保育園・幼稚園等との十分な意見交換の上で、整備することとします。同時に、「3歳の壁」の拡大につながらないように措置を講じた施設整備とします。

イ) 幼稚園教育への理解の推進

分析結果から、短時間就労の方も保育園への入所申込みをしている状況がうかがえる一方で、国立市内の各幼稚園は、預かり保育の充実等に力を入れていることから、それらの就労ニーズに応えつつ、各幼稚園の特色ある幼児教育を提供することができます。「3歳の壁」問題への対応ともなることから、各幼稚園と協力し、保護者へのPR強化等、更なる幼稚園教育への理解の推進を図ります。

ウ) 認証保育所等の入所者への対応策

認可保育所等への入所を希望しながら入所できず、やむを得ず認証保育所等の認可外保育施設に入所している児童への対応策について、検討していきます。

エ) 新規施設整備以外の対策の検討

施設整備を要しない対応策（例：ベビーシッター利用支援事業等）について検討します。

【その他】

現時点で計画されている施設整備等については以下のとおり

◇令和2年 国立富士見台団地風の子（富士見台3-7） 認定こども園移行（3～5歳、保育定員20人）

…現行の幼稚園類似施設・認可外保育施設である幼児教室風の子が、無償化政策の施行に合わせて認可化を図るものです。保育定員20人＋教育定員15人＝総定員35人

待機児童数の旧定義と新定義について

「旧定義」：認可保育所等の入所申込者数から、実際の入所者数を差し引きした人数。

「新定義」：旧定義の待機児童数から、厚生労働省により定められた基準に該当する方の数を差し引いた人数で、厚生労働省に報告する待機児童数。

<厚生労働省により定められた主な基準>

- ・ 認証保育所や企業主導型保育所、その他地方単独の保育施策（ベビーシッター 利用支援事業等）を利用する方。
- ・ 保護者の私的な理由により待機している方（特定の保育所等を希望し待機している場合など）。
- ・ 育児休業中の方のうち、入所に伴う復職を予定していない方（入所不承諾通知の交付を希望している方を含む）。

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

<保育の質について>

- 保育園を増やすことも大切ですが、幼少期に親子が安心して過ごすことが大切と考えている。母親の育児休暇の取得や職場の環境の改善を両論で、ただ預かるだけでなく、親子との関わりなども考えた保育をして欲しい。
- 最近は保育園に行っている子（市外でも）が多いので、保育園に行かせず、自宅で育てる事に子供の能力や成長に差が付くんじゃないかと心配になることもある。また、自分もパートで良いので働きたい、復帰したい。どうか、保育の環境が良くなって欲しいです。
- 保育所の数を増やすだけでなく、質も高くいられるよう、市の積極的関与を希望します。

<保育の内容について>

- 幼稚園希望でしたが、幼児無償化のお知らせが直前だったため、経済的に厳しいと思ってあきらめていた。無償化にするなら教育的要素（費用がかかっても）の格差がないようにできたらと思います。
- 私立・公立保育園で、保育料は一緒だが、取り組み（行事の数）が全く違い、大きく差が出ている。あの保育園は運動に力を入れていたからいい、あの保育園の子は挨拶がしっかりできる等、様々であるが、保育の内容、質は一緒になると良いと思う（難しい事だと思うが…）。

<保育園を増やしてほしい>

- 保育所を増設はしているが、甲州街道より南側、特に谷保地区には保育施設がなく、自転車や車じゃないと保育園に通えない。
- 0～2歳頃までの保育施設を増やして欲しい。現状だと求職中で低年齢の子供を預けるのが本当に難しく、働きたくても働けない女性は多いと思う。
- 保育園が多いのは助かってますが、子どもは外遊びがとっても大切だと思っています。園庭がない保育園へは通わせたくありません。公園が保育園の園庭では、もっと小さい子が遊びにくいです。保育園をつくる時は、園庭も！もしくは公園や体育館も増やしては？

<保育士について>

- 保育園の数を増やすだけでなく、自治体が支援する形で保育士の賃金を増やすことで人数を増やし、まずは保育士がリラックスして仕事をできる環境を作って欲しい。現場の先生方が人数不足による過労で辛そうだと質の事を話すどころではなくなってしまふ。子供を育てながら働くためには、保育園はすごく重要です。常に全力で子供達と向き合ってる先生方の環境が少しでも良くなりますように。

<幼稚園の内容について>

- 市内には昔ながらの教育の幼稚園が多い気がする。勉強系、スポーツ系、等もっとバリエーションがあってもいいのでは？

⑤ ニーズ量と確保提供量

(人)

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
(参考) 児童数		1,731			1,121	539
量の見込み		757	107	867	646	157
提供量(確保方策)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	385	44	953	599	136
		429				
確認を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	963	219	0	0	0
		1,182				
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	20	8
認可外保育施設		0	0	12	18	8
提供量合計		1,348	263	965	637	152
過不足分(提供量-量の見込み)		+591	+156	+98	△9	△5

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
(参考) 児童数		1,724			1,090	535
量の見込み		754	107	863	628	156
提供量(確保方策)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	385	44	953	599	136
		429				
確認を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	963	219	0	0	0
		1,182				
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	33	14
認可外保育施設		0	0	12	18	8
提供量合計		1,348	263	965	650	158
過不足分(提供量-量の見込み)		+594	+156	+102	+22	+2

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育希望 が強い	左記以外	1・2歳	0歳
(参考) 児童数		1,677			1,108	529
量の見込み		733	104	840	639	154
提供量(確保方策)						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	385	44	953	599	136
		429				
確認を受け ない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の 幼稚園	963	219	0	0	0
		1,182				
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	33	14
認可外保育施設		0	0	12	18	8
提供量合計		1,348	263	965	650	158
過不足分(提供量ー量の見込み))		+615	+159	+125	+11	+4

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育希望 が強い	左記以外	1・2歳	0歳
(参考) 児童数		1,667			1,097	527
量の見込み		729	103	835	632	153
提供量(確保方策)						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	385	44	953	599	136
		429				
確認を受け ない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の 幼稚園	963	219	0	0	0
		1,182				
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	33	14
認可外保育施設		0	0	12	18	8
提供量合計		1,348	263	965	650	158
過不足分(提供量ー量の見込み))		+619	+160	+130	+18	+5

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
(参考) 児童数		1,632			1,089	521
量の見込み		714	101	817	628	151
提供量(確保方策)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	385	44	953	599	136
		429				
確認を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	963	219	0	0	0
		1,182				
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	33	14
認可外保育施設		0	0	12	18	8
提供量合計		1,348	263	965	650	158
過不足分(提供量ー量の見込み)		+634	+162	+148	+22	+7

★確保提供量の内訳

- ・ 2号認定のうち「教育希望が強い」方については、幼稚園及び認定こども園における「預かり保育の受入数」の合計値を示しています。
- ・ 1号認定については、幼稚園及び1号認定こども園の定員数(園則上)の合計値から、2号認定の「教育希望が強い」の値を引いた値を示しています。

⑥ 今後の具体的な事業計画(令和2年度～令和6年度)

待機児童が0～2歳に集中している状況を鑑み、今後、規模の小さい0～2歳の保育園整備を行うことで、令和3年度の待機児童の解消を目指します。ただし、保育需要の動向に注意しながら、市内既存保育園・幼稚園等との十分な意見交換の上で整備をすすめます。同時に、「3歳の壁」の拡大につながらないような措置を講じます。

令和2年度 ・既存の保育施設の改修(想定保育定員(特定教育・保育施設)0歳: +3 1歳: +5 2歳: +2)

- ・令和元年度より実施しているベビーシッター利用支援事業について、都制度を活用して事業を継続し、さらなる誘導策を講じます(想定保育定員(認可外保育施設)0歳: +5 1歳: +5 2歳: +5)。

- ・国制度の取扱い変更に伴い、平成31年4月に市内に新設された企業主導型保育施設の定員数を提供量(認可外保育施設)に追加します(保育定員(認可外保育施設)0歳: +3 1歳: +4 2歳: +4 3歳: +4 4歳: +4 5歳: +4)。

令和3年度 小規模保育施設の新設を予定しています(想定保育定員(特定地域型保育事業)0歳: +6 1歳: +6 2歳: +7)。

令和4年度以降 必要に応じて年齢構成等の見直しにより効率的な保育に努めます。

2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

【担当部署】：児童青少年課

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいするなど、普及が図られています。

引き続き、本市においても、事業者の意向を十分に尊重しつつ、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行など、普及を推進していきます。

3 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

【担当部署】：児童青少年課、子育て支援課

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

平成30（2018）年から施行された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、3歳以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化され、保育所も幼稚園・幼保連携型認定こども園同様、「幼児教育施設」として位置づけられました。

こうした背景のなか、国立市では幼児教育環境の向上を目指し、子どもが将来に向けて生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知能力」の視点を幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園における実践や乳幼児の家庭内での保育に生かせるようにするための幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」を平成30（2018）年度より開始しました。また、多様化している子どもや子育てをめぐる課題に積極的に取り組むため、令和元（2019）年9月に、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立しました。

事業団の運営には、これまでに教育・保育や芸術など各分野で多くの実績と経験を積んでこられた識者が理事として携わり、全国に先駆けて国立市が推し進めるソーシャル・インクルージョンのまちづくりの理念の下、子どもの育ちにおいて、「非認知能力」の育てを乳幼児期から丹念に保証する必要性が高まるなか、早期からの保育・幼児教育環境を向上させることに積極的に取り組むこととしています。

この取り組みを通じて、子ども一人ひとりが夢と希望を叶え、未来に向かって光輝き、自立した生活ができるようになることを目指していきます。そして、次世代育成のまちづくりに貢献し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を希求していきます。そのためには、これまで不断の努力により保育・幼児教育環境を築き上げてきた関係機関、各分野の専門の先生方や地域の皆様と共に、保育・幼児教育環境を積極的に向上させるべく必要な調査・研究・実践に取り組みます。

今後国立市は、この事業団と連携し、現在進めている幼児教育推進プロジェクトを土台に、市全体の幼児教育水準の向上、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を目指し、幼児教育センター事業を展開していきます。

◎幼児教育センター事業

- <実践> 未就園児家庭の親子を対象とした子育てひろばを運営し、幼児教育の実践に取り組みます。
- <連携> 新たなステージへ進む子どもたちの滑らかな就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。
- <発達支援> ソーシャル・インクルージョンの理念の下、個性を認め合い、発達段階に応じた幼児教育により、自分らしく輝く子どもたちを育てます。
- <啓発・推進> まちぐるみで子どもたちの個性や感性を生かす幼児教育の環境づくりに取り組みます。
- <研究・研修> 職員の専門性を高める各種研修・研究や人材確保・育成による市内全体の資質向上を目指します。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、以下のような点に留意が必要であると考えます。

- ① 「子育て世代包括支援センター事業」(※)を通じた妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 人材の育成と活動参加の推進

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していきます。

「子育て世代包括支援センター事業」

核家族化や、地域コミュニティの希薄化に伴い、妊産婦や母親の孤立感、負担感が増加していることが全国的に大きな課題となってきた一方、妊産婦や子育て家庭への支援は、様々な機関や制度によって縦割りになりがちであり、連携が不十分であることから、支援が分断され切れ目が生じているとの指摘がされています。

こうした中、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の重要性が一層高まり、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」において母子保健法第 22 条が改正され、市町村は「子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター）」の設置に努めることとされ、さらに、「ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」においては、令和 2（2020）年度末までに全国展開を目指し取り組むことが掲げられました。

子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

また、その要件として、①妊娠期から子育て期に亘るまで地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること、②ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要な支援を円滑に利用できるよう、きめ細かく支援をすること、③地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて地域資源の開発を行うことの三点が示されています。

子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無に関わらず、全ての妊産婦・乳幼児等を対象にポピュレーションアプローチを行い、予防的な支援を行うとともに、子育て世代包括支援センターが中枢となって、関係機関や地域資源と連携を図ることにより、妊産婦や子育て家庭に対し、ワンストップで切れ目なく必要な支援を提供する体制を構築する事業であり、子ども・子育て支援法による「利用者支援事業」や「保健センター」等を地域の実情に合わせて組み合わせ、事業展開していくとともに、要支援児童及び要保護児童に対しては、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う「子ども家庭支援センター」と連携し、切れ目のない支援を一体的に実施していきます。

4 幼稚園教諭と保育士の資質の向上

【担当部署】：児童青少年課

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、前述の事業団と連携した幼児教育センター事業等を通じ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施をしていきます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

② 配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、しょうがいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となっているため、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携

【担当部署】：児童青少年課

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設です。一方、小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完しあうことによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

【担当部署】：児童青少年課

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、前述の事業団と連携した幼児教育センター事業を通して、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保内容

【担当部署】：児童青少年課

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、令和元（2019）年5月に子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、新制度において「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった私学助成幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

この新たな給付について、保護者に分かりやすく情報提供するとともに、対象施設との協議等を踏まえて、円滑かつ適正な実施に向けた態勢の整備や給付方法の検討を行います。



第5章 地域子ども・子育て支援事業 の整備

- ① 事業の概要について・・・事業の内容を記載
- ② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容・・・これまでの計画期間において当該事業を実施してきている中で読み取れる実績データを記載
- ③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題・・・これまでの計画期間において当該事業を実施してきている中での課題を記載
- ④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）・・・これからの計画期間における整備等の方針を実現していくために留意すべき市民のニーズを記載
- ⑤ ニーズ量と確保提供量・・・これからの計画期間における見込まれる量と対応する提供量を記載
- ⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）・・・これからの計画期間における提供量を確保していく事業計画を記載

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業 ●●●●●●●●

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や、地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

本市における事業名：くにたち子育てサポート窓口

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

平成27年度 「子ども子育て総合相談窓口（仮称）」開設に向けての検討。

平成28年度 「子ども子育て総合相談窓口（仮称）」開設準備。

平成29年度 7月 「くにたち子育てサポート窓口」（通称「くにサポ」）開設。

以降、子ども総合相談窓口として、初回相談から各関係部署・機関・地域等への繋ぎ・連携を中心に実施しています。

くにサポの所掌範囲

所掌	具体的支援内容	くにサポ開設前の所管部署
子ども総合相談	18歳までの子どもがいる子育て家庭に対する相談支援 ※ひきこもり、子どもの貧困を含む	新設
妊婦面接 (ゆりかご事業)	妊娠届(母子手帳)交付 併せて妊婦面接を実施(支援方針会議の実施) ※妊婦面接は全数実施	市民課 保健センター
ひとり親支援	ひとり親家庭等への就学資金等貸付(滞納整理含む)、 ホームヘルパー派遣、 住宅・緊急保育等の助成、入院助産等、児童訪問 他各種給付・助成事業 ※DV被害に関する相談のみ、「市長室」へ移行	子育て 支援課

※保育園の増設や認定こども園の開園といった待機児解消の施策の展開等については、保育コンシェルジュ機能として、事務を所管する保育・幼稚園係が担っています。

<くにサポの機能>

- ・支援機能…妊婦面接については、窓口に従事する保健師が、相談者との面談結果をまとめ、チームで支援方針を検討しています。支援プランについては引き続き検討していきます。※事象別
- ・アウトリーチ機能…支援の必要な方に対し、訪問支援を行っています。対象は、ひとり親家庭に限らず、生活状況を確認し、支援に活かしています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	-	-	1	1
くにサポ受付年間総計(件)	-	-	7,349	7,135

※くにサポは平成29(2017)年7月より開設

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

- 子育て世代包括支援センター事業開始に向けた、母子保健機能との一層の連携強化
- 他部署に設置している総合相談窓口との機能分担・整理が必要（くにサポ（子ども家庭）、ふくふく窓口（福祉総合）、地域包括支援センター（高齢）との整理）
- 各種案件に対する、関連部署との進行管理方法の整理について
- ひきこもり支援に関する窓口の整理
（くにサポと、ふくふく窓口の役割分担と協働について）

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・子育てとは、悩みの連続だと思います。国立市にも相談機関があるのは知っていても、「この程度で相談して良いのかしら…」と毎度ためらってしまいます。あとは、一度相談してしまうと、良くも悪くも「リスト」に載ってしまうのかな、なんて思ったり。匿名とか、もう少し気軽に相談できる所があったら、してみたいなどは、常々思っています。
- ・不登校の児童を持つ親へのサポート。良質な相談。
- ・親の就労にあわせて子どもあずけたり、その中で悩みが（子育てに関する事、母親父親の総合的な悩み）あるときは相談できるとよい。

⑤ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	—	—	—	—	—
実施箇所数（箇所） （確保方策）	1	1	1	1	1

※確保方策の考え方・・・令和2年度に子育て世代包括支援センター事業を現くにサポにおいて開始予定。子ども総合相談窓口機能を含みながら、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を目指します。

⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

- 令和2年度 子育て世代包括支援センター事業を開始します。
- 令和3年度 子育て世代包括支援センター事業の展開（母子保健機能との連携・協働促進）します。
- 令和4年度 子ども家庭支援センターの相談支援機能を本庁へ移転します。
- 令和5年度 子ども家庭総合相談支援機能を強化します。
（子ども家庭支援センター機能との連携・協働促進）
- 令和6年度 子育て支援課における相談支援機能の発展に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業 ●●●●●●●●

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

平成27～29年度

名称	日時	実施内容
子ども家庭支援センター内子育てひろば	月～土曜日 午前10時～ 午後4時 (ただし木曜は午後1時まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から親子で自由に遊べる空間の提供、子育て相談 ・手作りおもちゃ・絵本完備、授乳室・ミルク用お湯提供あり ・絵本の読み聞かせを実施（第2・4火曜日の午前11時～） ・地域の公共施設において出張子育てひろば、子育て講座を開催 ・月齢グループや地域子育てグループの育成や活動支援
市内学童保育所カンガルーひろば事業（各学童週1回）	木・金曜日 午前10時～ 11時30分 <small>（木曜：東・中央・矢川学童保育所・北市民プラザ、金曜：南・本町・西学童保育所）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央・矢川・西学童では、0～1歳の子どもと保護者が、東・南・本町学童と北市民プラザでは、0～5歳の子どもと保護者が一緒に遊ぶことができる空間を提供（保育士への相談可能）

平成30年度 国立駅周辺や南部地域等において地域子育て支援拠点が希薄である状況を受け、上記に加え、谷保地域に新設（7月～）

名称	日時	実施内容
地域子育て支援拠点事業「つちのこひろば」	水～土曜日 午前10時～ 午後3時	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から親子で自由に遊べる空間の提供、保護者同士が相互に交流できる機能あり、授乳・おむつ交換可能 ・子育てに関する相談可能 【曜日別事業】 ・水曜日 子どもの健康に関する講座や、「わらべうた」「えほんのじかん」の企画を実施 ・木曜日 市南部の城山公園周辺で出張広場を実施 ・金曜日 畑を活用した企画を実施 ・土曜日 しょうがい児の歯科指導や離乳食のつくり方等、保護者の学びの企画を実施

令和元年度 上記3事業を継続実施

（つちのこひろばについては、令和元年度より実施曜日が火・水・金・土曜日に変更）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育てひろば	参加者数（延べ人）	11,518	11,500	10,594	9,787
	※（出張、講座）	(402)	(315)	(342)	(563)
	実施回数（回）	294	292	293	292
カンガルーひろば	参加者数（延べ人）	4,990	3,643	3,958	4,017
	実施回数（回）	221	203	217	217
つちのこひろば	参加者数（延べ人）	-	-	-	1,974
	実施回数（回）	-	-	-	148
合計	参加者数（延べ人）	16,508	15,143	14,552	15,778
	実施回数（回）	515	495	510	657

※子育てひろばと同時に講座を開催できるスペースが子ども家庭支援センター内にないため、他の公共施設を利用して子育て講座を実施。また地域的なニーズ等を考慮して出張子育てひろばを実施。

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○カンガルーひろば事業について

- ・市民認知が低い（周知不足、類似事業との差別化が明確でない等）
→周知徹底の必要性があります。
- ・週1回実施のため、実施場所・曜日が限定的で拠点性に乏しい
→実施回数の増加、実施範囲の拡大等の検討が必要と考えられるが、人員体制等に課題があります。

○支援拠点事業（全体）について

- ・ニーズ調査結果より、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」という回答が64.4%を占めている現状です。

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・支援センター等は、もっとWebサイトを充実をはかるべきだ。他市のように毎月のイベントの告知したり、見やすくして欲しい。また、保育園の支援制度と個別で確認するのではなく、エリア毎に園名からその月のイベントが閲覧できるようにして欲しい。
- ・子供が小さい間は支援センターやカンガルー広場にとってもお世話になりました。月齢会は小規模の国立らしく、とても良い会でした。ただ、東地域からは支援センターは遠く、2人目妊娠中に1人目を連れて行くのがとても困難だった覚えがあります。高齢者の様にくにこの無料バスがあれば良いのと思いました。（育休中で経済的に往復のバス代が厳しかった）
- ・日・祝日に利用できる子育て広場がないので、今は立川まで行ってます。子育て広場を充実させてほしいです。

⑤ ニーズ量と確保提供量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（延べ人）		14,312	14,010	14,113	14,001	13,880
実施箇所数（箇所） （確保方策）		9	9	9	9	9
提供量 （延べ人）	子育てひろば	10,750	10,750	15,200	15,200	15,200
	カンガルーひろば	9,020	9,020	8,910	8,910	8,910
	つちのこひろば	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120

※子育てひろば：ひろば参加者 290日/年×35人/日=10,150、出張・講座等 600人/年
令和4年度より 290日/年×50人/日=14,500、出張・講座等 700人/年
※カンガルーひろば：7か所それぞれの見込み定員数に実施日数を乗じています。
※つちのこひろば：52週×開所4日/週×利用者15人/日=3,120
※確保方策の考え方・・・地域子育て支援拠点事業については、実施場所や回数の増、内容等について既存施設の利用拡大や新設等により、地域の実情に即し体系的に今後検討していきます。

⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

令和4年度 （仮）矢川プラスに子ども家庭支援センターの子育てひろば機能を移転し、ひろば面積を拡充します。また、諸室も整備することから、子育て講座の開催や子育てグループへの活動場所の貸出等を同時に行うことが可能となります。これを踏まえ、日曜・祝日の開館等を含めた運営の方向性についても、事業団と連携しながら検討していきます。

(3) 妊婦健康診査事業 ●●●●●●●●

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

■本事業の流れ

全ての妊婦に対して14回の健診の補助券を渡しています。

14回の根拠…妊娠初期～23週までは4週間に1回、24週～35週までは2週間に1回、36週～出産までは週1回の受診を勧奨、妊娠8週頃を1回目とした場合の合計回数が14回程度となります（厚労省HPより）。

※14回目以降の検査については、自己負担となります。

※また、補助券1回あたりの補助金額には上限があり、これを超過した検査等を実施する場合も自己負担となります。

※生活保護需給世帯、非課税世帯については、別にある、妊産婦と子どもの健検診費用を助成する制度を活用します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	565	551	575	530

※本表の利用者数は、妊婦健検診の1回目の受診者の数を示しています。

また、この数値のうち、90%以上は国立市民ですが、他市に転出してしまった方が、国立市の受診票を使用した場合や、その逆が含まれるため、100%国立市民ということではありません。

■平成28年度以降

①子宮頸がん検診の追加 ②「HIV抗体検査」の追加 ③妊婦超音波検査の年齢制限（35歳以上）の撤廃

※いずれも、東京都全体として実施されたものであり、市独自ではありません。

（③は平成28（2016）年度時点まで各市状況にばらつきがありましたが、平成28（2016）年度に全市年齢撤廃となりました）。

■妊婦健検診実施者

指定医療機関（東京都内で実施している医療機関）（市内3箇所）

■市と指定医療機関との連携の流れ

対象者が補助券を利用した場合、後日医療機関から補助券の複写したものが市へ送付されます。

この補助券の複写に、「要指導」等の記載のあった方に対し、地区担当の保健師が医療機関と協力して指導を行っています。

■本事業の普及について

保健師の妊婦全数面接にて本事業についての説明を行っており、未周知の割合は極めて低いと考えます。

★検査に行かない例

- ・ 特定妊婦（駆け込み出産の事例）
- ・ 様々な理由により、妊娠を誰にも言えなく、出産直前になって申請に来たケース等
→これらの方については、受診勧奨にとどまらず、必要な機関につなぐ等といった実態に応じたフォローを行っています。

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○周産期医療機関との連携

- ・ 医療機関ごとに、市への情報提供の容量等に差異があります。
特に個別案件の場合で、疾病内容等を含めた情報で、市職員と共有すべきと考えられる内容について、メディカル・ソーシャル・ワーカーが配置されている医療機関とそうでない医療機関とで異なる状況があります。
- ・ 市内で分娩取扱い医療機関は「内野産婦人科」一箇所に限られています。
周辺市にある分娩取扱い医療機関とより連携を強化していく必要があります。
- ・ 出産後間もない時期の産婦（産後2週間から1か月など）が受診する産婦健康診査については、産後うつなど産後の初期段階における母子に対する支援として重要なものです。妊娠期から子育て期に亘る切れ目のない支援体制の構築を目指す「子育て世代包括支援センター事業」の中核事業として取り組む「産後ケア事業」に加えて、産婦健康診査に対する費用助成制度の導入に向けた検討が必要です。

④ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（回）	7,546	7,490	7,406	7,378	7,294
実施体制 （確保方策）	実施場所：都内の契約医療機関 検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体・HIV抗体検査、梅毒・B型肝炎・風疹、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）				

※妊婦健康診査 14 回分で算出していますが、補助券 14 回分を使い切らない利用者もいます。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

妊婦健康診査については、ニーズ量としては満たしていると考えられるため、今後は検査内容等の質の向上に努めていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●●●

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

出生後3・4か月のすべての乳児のいる家庭を保健師・助産師・看護師が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。実施率は98%となっており、未実施者は未熟児、長期里帰り者、無届転出者、帰国外国人となっていますが、訪問が難しい場合であっても、関係機関と連携しながら、全乳児家庭の実態の把握に努めています。

本市における事業名：新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

■本事業の流れ

事業名	対象	訪問者	内容
新生児訪問	生後60日までの乳幼児がいる世帯	主に助産師	赤ちゃんの体重測定 発育状況の確認 育児相談 授乳相談 等
こんにちは赤ちゃん事業（※1）	生後4ヶ月までの乳児がいる全世帯	主に看護師	発育・栄養・育児・生活環境の相談（※2） 子育て支援に関する情報提供（※3） 等

※1 新生児訪問ができなかった世帯について、本事業の訪問でカバーします。

※2 国立市の保育園の待機状況について、兄弟がいる場合は上の子の赤ちゃん返りについての相談等

※3 主に子育てひろばに関するチラシや一時保育サービスの一覧表（官民）、ファミリーサポート事業の案内等。一式をクリアファイルにまとめて入れて配布しています。

妊婦面接時に配布される母子バックに入っている「出生通知票」を、出産後に送付してもらい、これを基に訪問しています（出生届（戸籍法に定める、戸籍に入るために必要な手続き書面）とは異なります）。

妊婦面接時には、出生届との違い、両方の提出が必要なこと等の説明を行っています。

■事業実施率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被訪問実人数（人） ※こんにちは赤ちゃん事業分	179	220	177	148

※新生児訪問実施分も含めて約98%（未実施者は、長期入院の方、帰国外国人等）

■訪問相談員の質の向上について

委託している看護師や助産師等を対象に、年1回は研修を実施しています。
実施した研修内容は以下のとおりです。

- 平成27年度：子育て支援と乳幼児健康診査
- 平成28年度：乳幼児の発育・発達と聴覚検査について
- 平成29年度：妊娠期からの支援
- 平成30年度：妊産婦のメンタルヘルスケアについて
- 令和元年度：乳幼児健診の意義と観察ポイント

○コンタクトが取れない世帯への訪問

- ・出生通知票未提出者→妊婦面接において把握した連絡先を活用して周知、また、訪問前には文書で通知します。
- ・訪問時に不在の方→ほとんどの方が3・4ヶ月健診に来るため、この時点で訪問日時をセッティングします。
- ・全くコンタクトが取れない方→子ども家庭支援センターにリストを渡し、子ども家庭支援センターが入国管理局等へ問い合わせたり、市内医療機関での受検診履歴の追及を行っていたりします。

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○新生児訪問同様、こんにちは赤ちゃん事業でも、看護師ではなく助産師の訪問を求める声があります。

これは、助産師（新生児訪問）は体重計測を行います、看護師は体重計測を行わないためです（新生児訪問は第一子中心に行っており、第二子以降は新生児訪問を行わず、こんにちは赤ちゃん事業を行うケースが多くあります）。

④ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（人）	539	535	529	527	521
実施箇所数 （確保方策）	子育て支援課子ども保健・発達支援係（保健センター内）にて実施				

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

乳児家庭全戸訪問事業については、実施率の高さから既に充足していると考えられますが、今後は、残りの未実施家庭への支援について検討していくことで質の向上等に努めます。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業 ● ● ●

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

子どもの養育について支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。

要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）を通じて専門機関の連携強化を図り、支援ネットワークを構築し、要保護児童や養育困難家庭への支援をしていく事業です。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

- 平成27年度 「児童虐待防止・対応マニュアル」の作成と関係機関への配布
社会福祉協議会にコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）が配置され、以後、実務者会議参加。
子ども家庭支援センターへ児童家庭相談システムが導入されました。
- 平成28年度 実務者会議構成メンバーに児童福祉施設「生長の家神の国寮」、教育委員会教育総務課を追加。
子ども家庭支援センターに正規職員ワーカー1人、嘱託員ワーカー1人が増員。
- 平成29年度 前年度に作成した、小中学生向け「相談カード」を市内公立小中学校全生徒へ配布。
従来から実施してきた、庁内職員向け研修、保育所保育士向け研修に加え、児童館職員向け研修を開始。
- 平成30年度 関係機関向け虐待対応リーフレット、市民向けリーフレットを作成。
市民へ虐待の早期発見・早期支援への協力を呼びかけたチラシを作成し、市報に折り込み全戸配布。

【国立市の養育支援訪問事業の現状】

- ①専門的相談支援（子ども家庭支援センター職員、保健センター職員、保育心理資格保有のボランティアにて実施）

要支援家庭を訪問し、相談や家族間の調整等を行います。

- ②育児・家事援助（原則、研修を受け登録した市民がサポーターとして実施）

「育児支援サポーター派遣事業（※）」を活用し、要支援家庭をサポートします。

※育児支援サポーター派遣事業：産前から産後6ヶ月の間に15回まで、育児・家事のサポーターを派遣する事業。生保・非課税世帯には利用料助成があります。要支援家庭に対しては、通常の利用回数や期間、対象年齢や利用料の枠を超え、サービスを提供可能としています（サービスの開始・終了時等に支援方針会議を実施することが必須）。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
専門的相談	家庭数（世帯）	21	38	35	8
	支援数（件）	78	48	45	12
育児・家事援助	家庭数（世帯）	3	2	0	0
	支援数（件）	22	26	0	0

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

- 複雑な事情のある家庭の場合、育児・家事援助に協力できるサポーターをみつけるのが困難であること（対象となる家庭によっては、訪問のリスクが高く、サポーターへの負担が大きくなります）。
- 対象となる家庭がサポーター等を拒絶すること（元々、支援者の関わりに拒否的、サービス利用について消極的である場合が多くあります）。
- 育児・家事援助については、対象となる家庭の利用が極めて少ないこと（対象となる家庭の情報は把握していますが、利用実績が少ない状況です。専門的相談支援は、専門職がケースワークの流れで適切に実施しています）。

④ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 （上段 実人数（人） 下段 訪問件数（件））	10	10	10	10	10
	40	40	40	40	40
実施体制	子ども家庭支援センターにて実施				

※確保方策の考え方・・・養育支援訪問事業、子どもを守る地域強化ネットワーク事業については、ネットワークの構築は出来ているので、今後さらなる機関連携や専門性の強化を図っていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

- 令和2年度 専門的相談支援に助産師を加えること、また、育児・家事援助にしようがい（精神）分野の事業所からのヘルパー派遣を加えることを検討します。
- 子ども保健・発達支援係が所管する母子保健事業との連携を強化する中で、ニーズの発掘と支援への係わりを強化していきます。
- 令和4年度 （仮）矢川プラスへ子育てひろば事業を移転し、本庁へ要対協関係の事業を移行する予定です。これにより、現行の育児支援サポーター派遣事業については新たな仕組みを検討します。

(6) 子育て短期支援事業 ●●●●●●●●

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育または保護を行う事業です。

本市における事業名：ショートステイ事業

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

平成28年度 9月より、申込窓口をショートステイホームおひさまへ一本化、対象年齢を小学校6年生までから中学3年生までに拡充。利用時間を10時～22時までの利用から、24時間以内に変更。日帰り型（トワイライトステイ）を追加。

【国立市のショートステイ事業の現状】

- ・生長の家神の国寮へ委託し、ショートステイホーム「おひさま」として実施。一般的なアパートを借り上げ、アットホームな雰囲気の中で対象者を受入れ日帰り型（トワイライトステイ事業）も同事業者へ委託、同一の場所で実施。保育園・学校への送迎あり。

原則 定員 宿泊2人（緊急の場合に限り、4人まで）

（兄弟の場合、それぞれを1人ずつ計上）

日帰り4人（ただし宿泊利用者の状況を優先）

利用者傾向…小学生児童の利用が中心的（中学生の利用は少ない状況です）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①利用者数（延べ人）	53	76	106	98
②確保提供量（延べ人）	100	100	100	100
②－①	47	24	－6	2

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○平成28（2016）年度以降、利用者数の増加（周知努力、申込み窓口の一本化等）に伴い、事業者の確保提供量を超過する場合があります（トワイライトステイ事業と同時実施により、定員超過傾向にあります）。

→確保提供量の要増加（協力家庭による受入れ制度の検討、新規事業者の開拓の検討）

○スタッフの対応の煩雑化（宿泊型と日帰り型との同時実施、送迎等の対応によるスタッフ調整等）。

(現状は利用者の利用日時等の調整、他事業の案内等で対応)

→今後利用希望者が更に増加した場合、受け入れ先のみで対応できなくなる可能性があります。

○新たなニーズへの対応(母子一体型ショートステイなど)

④ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(延べ人)	263	261	258	257	253
実施箇所数(箇所) (確保方策)	1	1	1	1	1
提供量(延べ人)	718	718	718	718	718

※359日/年×定員2人=718

※確保方策の考え方・・・ショートステイ事業については、目的に沿った支援内容となる様努めていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画(令和2年度～令和6年度)

- ニーズが集中した際や地域的な配慮を要する際に受け入れてもらえるよう、協力家庭にて預かるショートステイについて検討します。
- 日帰り型との分離をした場合の運営体制等について検討します。
- 見守りが必要な母子等(妊婦を含む)に対し、ショートステイを実施し、育児・家事指導をおこなうことによりその後の生活支援につなげる母子一体型ショートステイについて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業 ●●●●●●●●

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市における事業名：ファミリー・サポート・センター事業

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

毎年、支援会員養成研修会を2回実施。支援会員・利用会員の交流会を1回実施。

【国立市の現状】

平成29年度 利用件数が前年度より約1,000件増

（利用時間約1,000時間増（下記表参考））

（習い事の送迎等、短時間利用の増加）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数 （延べ利用会員）	132（945）	120（931）	123（943）	139（980）
実支援者数 （延べ支援会員）	58（158）	62（165）	67（169）	73（183）
両方会員	19	19	18	16
活動件数	2,557	2,568	3,514	2,551
延べ時間	4,132	4,111	5,186	3,777

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○マッチングまでに時間を要する場合があります。

（利用ニーズの時間的集中、回数の多さ、地域性の問題等があり、対応できる支援会員を見つけるのに時間を要する場合があります）

○利用までの手続きに時間を要する場合があります。

手続きの簡略化、ネット手続き等を求める声があります。

→事業の性質上、対面による手続きは必須と考えるため、現状簡略化を検討していません。

→「利用会員申込書兼登録書」はHPよりダウンロード可能

○利用料金が高いとの声があります

→市内の類似した事業所の料金設定よりは低額ですが、現状減免制度はないため、検討の余地があります。

○サービス内容がわかりにくいとの声があります

→現在は利用者宅に限定せず、サポーター宅での実施も可能になりました。

このことを知らない利用者があることを踏まえ、周知強化は必要と考えます。

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ファミサポや一時保育等、前もって予約しないと利用できない。料金も高い。何人も子供がいると高くつく。一家族単位の値段ならいいのに…。
- 支援の内容がわからない。問い合わせ先もわからない。
- ファミリーサポートを利用したいが、事前にやることが多くて、なかなか進まない。

⑤ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（延べ人）	3,623	3,602	3,586	3,571	3,546
提供量（延べ人）	2,800	2,940	3,220	3,360	3,500
過不足 （提供量－ニーズ量）	823	662	366	211	46

※支援会員1人が活動した件数 35件（平成30年度）

支援会員80人×35件=2,800（活動できる支援会員が年に5人増え、1人退会とする）

※確保方策の考え方・・・支援会員の量と質の向上のため、研修を充実していきます。また、スムーズな相互援助活動を進めていくために、支援会員と利用会員に対し、きめ細やかなマッチングを行っていきます。また、利便性を高めることを目的に、委託も視野に入れていきます。

⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

令和2年度 子どもの対象年齢を10歳未満から12歳までに拡大。

利用料の減額制度について検討します。

令和4年度 （仮）矢川プラス開設時にむけ、運営のあり方について検討します。

これにより、窓口対応時間・曜日等運営面において利便性が向上される見込みがあります。

(8-1) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育） ●●●●●●●●

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

■地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業の利用実績（延べ人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国立ふたば幼稚園	2,365	1,749	2,074	3,410
つぼみ幼稚園	336	180	272	176
国立富士見台幼稚園	-	-	6,186	7,503
小百合学園	-	256	273	421
管外幼稚園	2	6	9,976	10,191
計	2,703	2,191	18,781	21,701

このほか、市内幼稚園では、令和元（2019）年度現在、全ての園で私学助成（預かり保育推進事業）を受けて、同様の事業を実施しています（私学助成による事業の実績は未把握）。

平成29（2017）年度より「保育支援型幼稚園事業」を開始し、長期休暇期間中を含む平日10時間以上開所し、月額利用料15,000円以下で預かり保育を実施する市内幼稚園に市独自に補助を行いました（平成29、30年度は2園、令和元年度は3園実施）。

預かり保育の拡充により、教育時間外や長期休暇中の就労等に対応できるようになり、就労中であっても幼稚園を選択肢の一つとして考えられるようになってきています。

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○幼稚園側として、幼稚園の教育時間外での預かりになるため、教育時間外の保育士の確保が課題となっています（3園以外の幼稚園においても、平日11時間開所している園もありますが、全ての幼稚園で実施していないのが現状です）。

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- 長期休み中の預かり保育は、仕事を続けていく上で必須です。（今、さゆり1号です）
- 幼稚園の保育時間をあと1時間～2時間長くしてほしいです。
- 幼稚園の預かり保育の拡大もとても役に立っています。
- 預かり保育の料金が安くなると利用しやすい。長期休みに利用すると、仕事していてもほとんどそちらに取られてしまうため、働けないと感じてしまう。
- 幼稚園の預かり保育の受け入れが増えたところで、内容はまだまだ人員不足のせいか低いです。子供も素直に居残ってくれなくなり、預け先が見つからず、仕事を辞めました。預かり保育可能な所が増えても、やはりまだ懸念事項は多いのだろうなという感想です。

⑤ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 （在園児を対象とした 一時預かり）（延べ人）	8,991	8,949	8,710	8,659	8,477
ニーズ量 （新2号認定による 定期的な利用）（述べ人）	3,538	3,521	3,427	3,407	3,335
ニーズ量計（延べ人）	12,529	12,470	12,137	12,066	11,812
実施箇所数（箇所） （確保方策）	10	10	10	10	10
提供量（延べ人）	50,300	50,300	50,300	50,300	50,300
過不足 （提供量－ニーズ量）	37,771	37,830	38,163	38,234	38,488

※提供量等には、私学助成（預かり保育推進事業）による分も含まれます。

※確保方策の考え方・・・各園の預かり保育定員（定員を設定していない場合、1日の最大利用見込み人数）×事業実施日数

⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

現時点において、市内の全ての幼稚園において預かり保育事業を実施しており、ニーズ量は満たしているところです。一方で、実施時間や夏季休暇期間の対応などにはばらつきがあり、保護者から懸念の声が寄せられていることから、今後は、市民の利便性や、保育の必要性のある方にとって幼稚園への進学が選択肢となりうるようにとの観点から、日数や時間の拡大、利用料金の低減につながる施策の実施と事業周知を進めていきます。

(8-2) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

一時保育事業：日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業：児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

トワイライトステイ：保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

平成28年度 北保育園から、きたひだまり保育園へ移行（国立あゆみ保育園での実施は継続）。

9月より、ショートステイホームおひさまにて日帰り型（トワイライトステイ）を開始。

令和元年度 8月より、きたひだまり保育園から国立ひまわり保育園へ事業移行。

【国立市の現状】

○ファミリー・サポート・センター事業

○トワイライトステイ事業

（定員：4人 ショートステイ事業の日帰り型 平成28年9月から実施）

○一時保育事業（定員：ひまわり10人、あゆみ8人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①利用者推計（延べ人）	8,579	8,193	7,803	7,679
②確保提供量（延べ人）	6,220	5,931	6,985	6,773
一時保育事業	3,663	3,340	3,318	3,471
ファミリー・サポ ート・センター事業	2,557	2,568	3,514	3,121
トワイライトステイ	0	23	153	181
②-①	-2,359	-2,262	-818	-906

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業の認知度の向上等に伴い、利用者数が増加傾向（(6)子育て短期支援事業、(7)子育て援助活動事業の頁参照）

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・親の都合(用事、急病など)で子育てが一時的に困難なとき、とっさに預かってもらえる場所があったらすごくうれしいです。(市内には、0～1歳の子を預けられる場所がほぼありません。)
- ・預かってもらえる場所、料金等を検討してほしいです。
- ・一時保育枠の拡充。年度が終わりに近づいてくると一時保育にキャンセル待ちが増えてくる。3週間以上前に予約しようとしても、キャンセル待ちになってしまう状況である。一家庭につき予約上限が5回まで、という制約も、障害児を療育する家庭には重い。また、在宅、短時間の就労を支援する点でも、一時保育の拡充は必要。

⑤ ニーズ量と確保提供量

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量（延べ人）		5,308	5,241	5,187	5,151	5,075
実施箇所数（箇所） （確保方策）		4	4	4	4	4
提供量 （延べ人）	①一時保育事業	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
	②ファミリー・サポート・センター事業	2,800	2,940	3,220	3,360	3,500
	③トワイライトステイ	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
提供量－ニーズ量		2,978	3,185	3,519	3,695	3,911

①一時保育事業 225日/年×18人=4,050

②ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

③トワイライトステイ 359日/年×定員4人=1,436 ただしショートステイの利用状況によります。

※確保方策の考え方・・・一時預かり事業については、1施設増やすことで、確保していきます。預かり人数については6人以上とします。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、民間委託を視野に入れながら供給を増やしていきます。

⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

令和3年度 矢川保育園の新設に伴い、一時預かり事業を新規開始します（定員6人）。

令和4年度 （仮）矢川プラスの開設時に向けて、ファミリー・サポート・センター事業の運営のあり方について検討します。

※ショートステイについては、日帰り型との分離をした場合の運営体制等について検討します。

(9) 延長保育事業 ●●●●●●●●

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間11時間を超えて保育を行います。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

■利用者人数（月ごとの利用者数を積算しています）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延長保育実施園数（園） （緊急利用のみの園を除く）	13	14 （1月から+1）	16	17	19 （8月から+1）
月極（公立）（人）	834	845	797	673	-
月極（私立）（人）	1,702	1,963	1,946	1,684	-
スポット（公立）（延べ人）	706	666	590	572	-
スポット（私立）（延べ人）	994	1,183	1,268	1,319	-
公立計	1,540	1,511	1,387	1,245	-
私立計	2,696	3,146	3,214	3,003	-
計	4,236	4,657	4,601	4,248	-

■確保提供量（定員数）（各年度4月1日時点） (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立保育園計	424	423	424	424	424
私立保育園計	789	819	846	927	1,037
認定こども園（保育）	0	66	66	66	66
小規模保育事業	0	0	19	19	19
家庭的保育事業	9	9	9	9	9
計	1,222	1,317	1,364	1,445	1,555

※公立保育園定員数合計の欄で、平成28年度の定員数が前年と比べて1減であるのは、待機児童解消のため、矢川保育園において、0歳児の定員を6→8人とし、1歳児の定員を18→15人と変更したためです（平成29年度以降解消）。

※家庭的保育事業は緊急利用のみ

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

【延長保育について】

- ・延長保育は保育を必要とする理由以外に、延長時間まで園を利用する理由が必要となります（通例で残業がある、通勤時間を含むと延長時間にかかる等）。
電車の遅延や急な残業については、月極ではなくスポット利用での対応となります。

※一部、満1歳からが延長保育の利用要件となっている園もあります。

【延長保育の時間拡大について】

- ・時間の拡大を求める声はありますが、「お子さまとの時間、家庭での時間を大切にしたい」との考えから、現在対応はしていません。

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- ・保育園の内容等、日常は現状で充分足りていますが、年末年始の利用に不安があります。2018年は土、日の関係で大丈夫ですが、通常12/30まで仕事の為、来年以降の年末の保育に困っています。いつもの保育所以外でも、その期間だけ預けられる場所を設けて頂けると助かります。
- ・水曜の午前保育を1日保育にしてほしい。
- ・休日保育をしてほしい。
- ・不規則のシフト制の為、土日・祝日・夜間にも対応して保育を行って欲しい。

⑤ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（人）	378	373	370	367	362
実施箇所数（箇所） （確保方策）	24	25	25	25	25
提供量（定員数）（人）	1,716	1,735	1,735	1,735	1,735

※確保方策の考え方・・・市内の全保育施設で実施。提供量は実施園の保育定員数（各園とも延長保育事業の利用者数に制限を設けていないため）

⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

延長保育事業については、現在、市内の保育施設すべてで実施しています（緊急利用のみの園を含む）。引き続き、新設される園を含めて、市内のすべての保育施設にて実施していきます。

(10) 病児保育事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

病気や病気回復期の児童や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

■実施形態 委託（1箇所6人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市内利用児童数（延べ人）	694	797	768	629	-
市外利用児童数（延べ人）	179	127	125	55	-
実績計（延べ人）	873	924	893	684	-
確保提供量（定員）（延べ人）	1,464	1,464	1,464	1,464	1,708

※対象者：生後6ヶ月から小学校3年生までの乳幼児 定員：1日6人

※令和元年度より定員を7人に拡大

■病児保育室の移転整備

平成30（2018）年9月に病児保育室を移転整備（同ビル2階→1階）し、設備更新と衛生環境を向上させました。

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○確保提供量について

病児保育事業の性質上、感染症流行期の利用が多いため、ピーク量にあわせて提供量を確保する必要があります。

その場合、感染症があまり流行していない時期は利用量が落ち込むため、確保提供量に比して実績が少なくなります（過去4年間の実績では、感染症流行期には定員6人が満員となることが多くありました）。

このことから、確保提供量についてはやや不足気味であると評価できます。

○直前キャンセルの課題

利用の直前にキャンセルがあり、定員が有効活用されないケースが散見されています。

現状受託事業者との協議の上、令和元（2019）年度より定員を7人に拡大して有効活用を図り、解消に努めています。

○2箇所目の設置について

現在の施設の場所は国立駅から徒歩圏内であり、交通至便の場所ですが、1箇所であることから、必ずしも全市民に対し利便性が高いとは言えず、2箇所目設置について検討を要しています。

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- 病児保育の充実化を希望します。仕事を休むのが難しい方も多いと思います。
- 病児保育しかり、市役所周辺しか行政サービスが充実していないことに行政として、「できない」ですませずに、目を向けてほしいです。
- 病児、病後児サポート施設をもっと増設してほしい。普段子供を預ける事は出来るが、病気になってしまうと働いている為、どうにもならない。切実な願いです。

⑤ ニーズ量と確保提供量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（延べ人）	1,813	1,817	1,819	1,816	1,819
実施箇所数（箇所） （確保方策）	1	2	2	2	2
提供量（延べ人）	1,708	3,172	3,172	3,172	3,172
過不足 （提供量－ニーズ量）	△105	+1,355	+1,353	+1,356	+1,353

※確保方策の考え方・・・ 確保量＝定員数×開所日数（平日244日）

⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

令和3年度 2箇所目の病児保育室の設置（定員想定 6人）

病児・病後児保育事業については、利便性の確保から2箇所目の設置を検討していきます。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ●●●●●●●●

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市における事業名：学童保育事業

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

平成27年度 学童保育所市内7箇所（支援の単位：12単位）

対象：市内在住の小学1～3年生

平成28年度 高学年受入れについて、特別教室活用の方針をたてる。本町学童保育所の増築工事を実施

平成29年度 高学年受入れ実施のための制度設計

平成30年度 4学童保育所（本町・東・北・南学童）で高学年の受入れ開始
（支援の単位：18単位）

令和元年度 3学童保育所（西・中央・矢川学童）で高学年の受入れ開始
（支援の単位：22単位）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者推計（人）	786	793	797	793	771
確保提供量 （定員数）（人）	485	485	570	705	905
入所児童数（人） （5/1時点）	562	597	610	673	769

※高学年の利用は予想値（該当学年全児童の2割程度）より少ない状況

③ 5年間（平成27年度～令和元年度）を通しての課題

○配慮の必要となる児童が増加傾向にあり、職員の加配等において対応することが必要とされていますが、保育士需要の増加等に伴い、指導員の確保が困難な状況にあります。

○高学年受入れ実施に伴い、保育空間が既存施設と学校教室の2箇所に分離したため、指導員間の連携に課題が生じています。

○入所要件の緩和（夏季休業中の利用要件の緩和、就労時間要件に通勤時間を含める希望等）が求められておりますが、現状の、要件を満たす方（全学年）全員入所の方針を維持しながら要件緩和による拡充を図るには、人的・空間的に課題が生じます。

④ 市民の声（ニーズ調査より抜粋）

- 学童保育の充実を望みます。可能であればすべての小学校に併設して欲しいです。
- 学童保育について、曜日によって簡単な習い事（例えば、日曜日は習字、火曜日は工作）など地域の方ともつながれるようなシステムを導入してほしいです。
- 学童保育の条件を、もう少しゆるくして欲しいです。例えば、長期休みの時、小学生は親が仕事の場合、家で一人で過ごすこととなります。普段は、下校時刻までに帰宅するので、学童の利用は必要ありません。長期休みの時だけ、仕事を休むわけにはいきません。長期休みの時のみでも良いので、早急にご配慮頂きたいです。来年の夏休みが、今からとても不安です。
- 土曜日に仕事をしているので、学童の開所時間等が平日と違うと出勤時間を遅らせなければならなかったり、朝誰かに子供を預けてから出勤するというようなことがあるので人手等の問題もあると思うのですが、平日と同じ保育時間にすることで助かる家庭は多いのではないかな・・・と思います。

⑤ ニーズ量と確保提供量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1学年（人）	267	269	263	257	265
	2学年（人）	220	223	225	220	214
	3学年（人）	180	188	191	192	188
	4学年（人）	92	91	95	96	97
	5学年（人）	17	17	17	17	18
	6学年（人）	5	5	5	5	5
実施箇所数（箇所） （支援の単位）		7 (22)	7 (22)	7 (22)	7 (22)	7 (22)
提供量（定員数）（人）		905	905	905	905	905

※ニーズ量の考え方・・・令和元年度の学童保育所入所児童実績に基づき、当該割合を各年度の予定児童数に乗じて算出

※確保方策の考え方・・・平成30年度・令和元年度の2か年をかけて、小学校の特別教室の放課後の一時的・臨時的利用等により、高学年の受入れ体制を整備し、現在は市内全学童保育所7箇所において、全学年の利用希望者全員が入所するために必要な面積を確保しています。これは、ニーズの高い夏季休業期間中においても充足しています。

今後、女性の就業率の上昇等といった社会情勢により、ニーズ量が上記の数値より上振れることも考えられるため、中間見直しの時期に、その時点の実績と計画の数値の変動率を算出し、本確保提供量がさらなるニーズ量に合うものか検証していきます。

⑥ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

令和2年度以降 市内学童保育所7箇所において、小学生全学年の受入れ（全入）を継続していきます。

学童保育所の指導員への研修等を徹底し、学童保育の質の向上に努めます。

その他、放課後子ども教室との連携については、「第6章 第2期 国立市放課後子ども総合プラン」91～108頁において記載しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

令和元（2019）年10月から、私学助成幼稚園に通う園児に対する副食材料費の補足給付を制度化。対象は以下のとおりとなります。

- 年収360万円以下相当の世帯の私学助成幼稚園に通う園児に係る副食材料費
- 世帯所得に関わらず第3子の私学助成幼稚園に通う園児に係る副食材料費

③ 今後の具体的な事業計画（令和2年度～令和6年度）

私学助成幼稚園に通う園児に対する副食材料費に係る補足給付を継続実施

※その他の実費徴収額に係る補足給付については、幼稚園については他制度（幼稚園児保護者負担軽減補助金）にてカバーする形を継続していきます。保育園については、対象となる実費徴収がないため、実施しません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

新たに開設された施設等が、安定的かつ継続的に事業を運営し保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策については、新規施設等に対する相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施していきます。

② 5年間（平成27年度～令和元年度）の事業内容

ア) 『待機児童解消加速化プラン』に基づく保育の受け皿の確保における多様な主体の参入促進事業について

本事業について、国や都では、市に対し「子ども・子育て支援交付金」の一事業として補助を行っています。

この国・都補助の対象となる事業は、以下のとおりとなります。

〇市が、行政担当者、保育士OB、公認会計士、福祉分野の法人経営者等により構成された支援チームを設け、新規参入事業者に巡回支援等を行うこと

【支援内容】

- (1) 事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- (2) 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- (3) 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- (4) 小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- (5) その他

- ・ 国立市においては、特別な支援チームを設けていないことから、当該補助は受けていません。
- ・ ただし、各行政担当者において、支援内容に記載のあるような相談や助言について適宜実施し、新規参入事業者が円滑に事業を開始、運営できるように支援しています。

・具体的に支援した施設・内容は以下のとおり

	施設名	開設日	施設類型等	事業者	支援内容
H27	きたひだまり保育園	H28.4	認可保育所・新設	市内保育園 運営者	(1)・(2)
	小百合学園	H28.4	認定こども園・移行	市内施設(認証・ 幼稚園)運営者	(1)・(2)
H28	あじさい保育園	H29.1	小規模保育所・新設	新設NPO法人	(1)~(4)
	こぐまこどものいえ	H29.4	認可保育所・移行	市内施設(認証) 運営者	(1)・(2)
H29	国立たいよう保育園	H30.4	認可保育所・新設	市外保育園 運営者	(1)・(2)
H30	国立クムクム保育園	H31.4	認可保育所・新設	市外保育園 運営者	(1)・(2)
	さくらっこ保育園	H31.4	認可保育所・移行	市内施設(認証) 運営者	(1)・(2)
	国立ひまわり保育園	R1.8	認可保育所・新設	市内保育園 運営者	(1)・(2)
R1	国立富士見台団地 風の子	R2.1	認定こども園・新設	既設NPO法人 (保育園事業新 規参入)	(2)

イ) 国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付事業

将来を担う子どもたちが、地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付けること、また、子育て家庭が地域で孤立することなく、支え合いの中で子育てができるようにすることを目的として、地域における子どもの居場所事業を実施する団体及び個人に対して、補助金を交付しています。

●補助金交付対象事業

- ・・・補助金交付の対象となる子どもの居場所づくり事業は、市内において年間を通して実施する事業であって、次のいずれかに該当するものとして
います。※下記の(2)は、平成29(2017)年度より追加。

(1) 小学生から18歳までを対象とし、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所を提供するもの

※「国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱」第3条第1項の(1)に該当

(2) 0歳から18歳までを対象とする食の支援または学習支援を通じて、子どもや子育て家庭への居場所を提供するもの

※「国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱」第3条第1項の(2)に該当

補助金交付状況

(円)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度
事業内容	補助金交付団体【実施事業名】	4団体	3団体	5団体	6団体	7団体
(1)	(社)リング・リンクくにたち 【駄菓子や「くにちゃん」】	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
(1)	くにたち市民協働型農園の会 【はたけんぼ放課後クラブ】	346,000				
(1)	西川 義信 【Chika-ba (ちかば) 一子どものためのプログラミング教室】	350,000				
(1)	「たまり場」のぞみの会 【たまり場のぞみ】				200,000	180,000
(1)	(社) LAS 【リベラルアーツサロン】				315,000	280,000
(2)	(社)リング・リンクくにたち 【つちのこ学舎】			500,000	500,000	400,000
(1) (2)	(特非)くにたち夢ファーム 【子どもの朝ごはんと子どものえんがわ】		350,000	500,000	500,000	450,000
(1) (2)	野の暮らし 【おかえりなさいのごはんやさん】	310,000	350,000	500,000		
(2)	おいしい じかん 【おいしい じかん】			150,000	180,000	176,000
(2)	なかなかいい会 【たまご(多孫・他孫)食堂】					120,000
	計	1,356,000	1,050,000	2,000,000	2,045,000	1,956,000

※(1)(2)併記の交付団体については、平成28年度までは(1)での申請、平成29年度以降は(2)での申請

○令和元(2019)年度においては、子ども・子育て支援事業が希薄である国立駅周辺地域※において、事業提案いただける団体を積極的に募集しましたが、応募がありませんでした。

※国立駅周辺地域・・・JR国立駅を中心に、半径約800m以内の市域

③ 市民の声 (ニーズ調査より抜粋)

- ・おいしい時間、良く利用している。子どもも楽しみにしている。ただ、市報等で見かけたことが無いので知らないママさんがよくいる。

④ 今後の具体的な事業計画 (令和2年度～令和6年度)

- ・保育園等の誘致を行う際には、公募等により広く事業者を募り、応募のあった事業者が円滑に運営開始できるよう引き続き支援をしていきます。
- ・子どもの居場所事業が希薄である国立駅周辺地域において、事業提案いただける団体を積極的に募集していきます。
- ・既存の補助金交付団体の自立に向けたフォローアップを検証・検討しながら、新規団体等への補助を適正に行い、活動団体数を増やしていきます。
- ・各活動がより広範囲に波及できるよう、補助金交付団体を中心とした市内の活動団体等が連携するための仕組みを構築していきます。



第6章 第2期

国立市放課後子ども総合プラン

1 国立市放課後子ども総合プラン策定にあたって

(1) 趣旨と目的 ●●●●●●●●

「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」(保育園等と比べて、学童保育所の開所時間が短いことから、小学校入学にあたって、これまで務めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となること)を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省により平成26(2014)年7月に策定されたものです。

これを受け国立市では、平成28(2016)年3月に市の行動計画として、「国立市放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、学童保育所と放課後子ども教室の一体的な実施を中心とした両事業の計画的な整備を進めてきました。

この間、平成28(2016)年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)改正において、児童の福祉を保障するための原理として、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」と規定され、児童の権利に関する条約第3条に示された、子どもの最善の利益をいかに実現していくかが、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず放課後児童対策全般に強く求められるようになりました。

国では、放課後子ども総合プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての就学児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とし、向こう5年間を対象とした、「新・放課後子ども総合プラン」を、平成30(2018)年9月に策定しました。

このような背景を踏まえて国立市では、放課後施策を総合的・計画的に推進するため、新たに「第2期国立市放課後子ども総合プラン」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ ●●●●●●●●

① 国の放課後子ども総合プランについて

国は、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備等していくことが必要であるとし、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について市町村による整備が計画的に進めていけるよう、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、国全体の目標を定めるとともに、市町村には市町村子ども・子育て支援事業計画または市町村行動計画を策定することを求めています。

【国全体の目標】

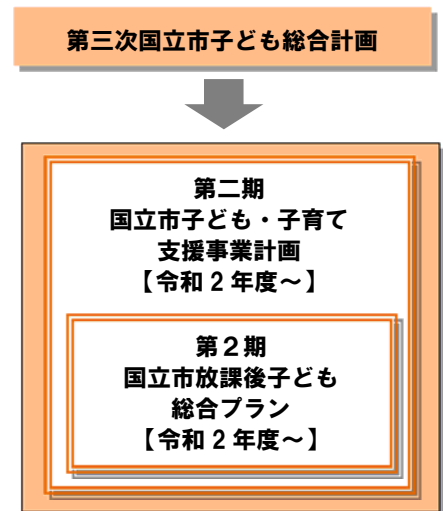
- ①放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、2023 年度末までに計約 30 万人分の整備を図る。
- ②全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の事業を 1 万箇所以上で実施することを目指す。
- ③新たに両事業を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す。
- ④放課後児童クラブでは、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るという役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【市町村行動計画等に盛り込むべき内容】

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子ども教室の 2023 年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み
- ⑨放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

② 国立市における位置づけ

「国立市放課後子ども総合プラン」は、平成 28（2016）年 3 月に「第三次国立市子ども総合計画」に包含する形で策定しています。このプランは令和元（2019）年度を終期とすることから、平成 30（2018）年 9 月に国により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和 2（2020）年度からの新たな 5 年間を対象とした「第二期国立市放課後子ども総合プラン」を策定し、「第三次国立市子ども総合計画」のアクションプランである「第 2 期国立市子ども・子育て支援事業計画」に盛り込んでいます。



(3) 国立市の放課後子ども総合プランが目指す姿

- 国の方針を踏まえ、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるように、放課後子ども教室と学童保育所がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に有機的な連携をすることを目指します。
- 国立市では、学童保育所の入所児童数の増加が見込まれている中でも、これまでと同様、「全入」の方針を維持できるよう、教育委員会及び各小学校の協力を得て、特別教室等の放課後の一時的、臨時的な活用を行っていきます。
- 学童保育所及び放課後子ども教室の両事業では、平成 28（2016）年に改正された児童福祉法に規定された「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適正に養育されること」という児童の福祉を保障するための原理に基づき、「子どもの最善の利益」を実現することを目指します。

(4) 計画期間

年度	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	令和 6 2024
第三次国立市子ども総合計画	平成 28～令和 5 年度					
第二期国立市子ども・子育て支援事業計画	令和 2～令和 6 年度					
第 2 期国立市放課後子ども総合プラン	令和 2～令和 6 年度					

(5) 計画の対象

市内に在住する全ての小学生を対象とする放課後関連施策とします。

2 学童保育所と放課後子ども教室の現状と課題

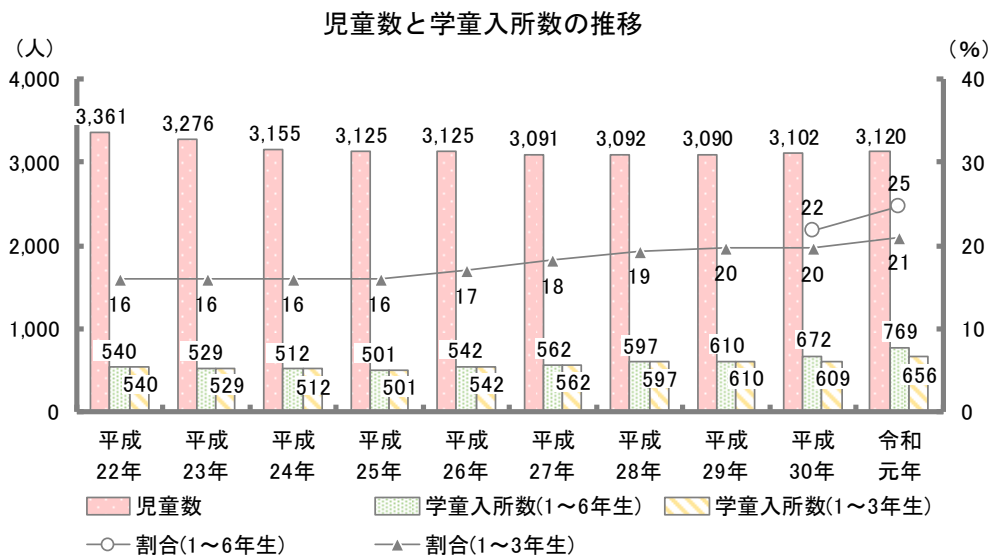
(1) 学童保育所

国立市では、待機児童を出さない「全入」対応により、小学3年生までの児童を市内7箇所の学童保育所で受け入れていましたが、子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの対象児童が「小学3年生まで」から「小学校に就学している児童」へ拡大されたこととともない、平成30(2018)年度から4箇所(本町、東、北、南)で、令和元(2019)年度より7箇所すべてで小学6年生までの児童の受入れを開始しました。

対象の拡大にあたっては、保育空間確保のために、放課後に使用していない特別教室等をお借りできるよう、教育委員会並びに各小学校と協議を重ね、協力を得ています。

過去10年間の「児童数と学童入所数の推移」を見ると、平成22(2010)年に3,361人いた児童が、令和元(2019)年には3,120人となり、241人減(7%減)となっています。

全児童における学童入所者数が占める割合は平成25(2013)年度までは16%で推移しておりましたが、平成26(2014)年度以降徐々に上昇し、平成29(2017)年度には20%を超え、さらに増加傾向にあります。また、平成30(2018)年度からは高学年の受入れが始まり、令和元(2019)年度には全ての小学生が対象となったことから、児童数全体の25%が学童保育所に入所している状況となっています。



(2) 放課後子ども教室

市立小学校の全校において、市内在住の全ての小学生を対象に、放課後に子どもたちが健やかに過ごす居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業(愛称「ほうかごキッズ」)を実施しています(平成20年度から教育委員会事務局の所管として、4校(国立市立第二・三・四・七小学校)で先行実施、翌平成21年度から全校実施。平成25年4月の組織改正により所管が子ども家庭部児童青少年課に変更)。

ここでは、各校週2日、校庭や体育館、教室等で安心・安全に遊べるよう、コーディネーター及び安全管理員を配置し、様々な遊具によって、子どもたちが自由に遊べる空間を作っています。また、学習アドバイザーとして、東京女子体育大学の学生派遣によるスポーツや遊びの指導と、市民を講師に迎えた折紙教室を行っています。学生派遣は各校月2～3回、折紙教室は各校月1回、2・3学期に実施しています。

雨天時に中止となる放課後子ども教室は、安定した子どもの居場所にならないとの意見が保護者から出されていたことから、各小学校と協議を重ね、平成28(2016)年度からは、学校の協力のもと体育館や教室を借りて、雨天時も完全実施できるようになりました。

また、夏休み中の実施要望についても検討を重ね、平成29(2017)年度に2週間程度試行実施し、平成30(2018)年度からは各校週2日の開催としました(春休みや冬休み、土・日・祝日などの学校休業日、給食のない日には実施していません)。

平成26(2014)年度と平成30(2018)年度の参加児童数一覧を比較すると、児童数に大きな変化はありませんが、参加児童数が23.7%増加しています。

これは、平成28(2016)年度からの全校での雨天時完全実施による実施日数の増加によるものと考えられます。登録率も8.2%増加していることから、子どもたちの居場所として定着していることもうかがえます。

平成30年度参加児童数一覧

学校	児童数 (人)	登録数 (人)	登録率 (%)	参加児童数 (人)	実施日数 (日)	1日平均 (人)
第一小学校	419	395	94.3	8,212	72	114
第二小学校	376	358	95.2	5,604	68	82
第三小学校	532	487	91.5	7,930	73	108
第四小学校	316	314	99.4	8,131	71	114
第五小学校	388	349	89.9	7,554	73	103
第六小学校	424	368	86.8	5,664	75	75
第七小学校	364	331	90.9	8,257	72	114
第八小学校	282	215	76.2	3,806	65	58
計	3,101	2,817	90.8	55,158	569	96

平成26年度参加児童数一覧

学校	児童数 (人)	登録数 (人)	登録率 (%)	参加児童数 (人)	実施日数 (日)	1日平均 (人)
第一小学校	440	369	83.9	6,796	46	147
第二小学校	395	359	90.9	5,473	65	84
第三小学校	512	359	70.1	6,280	74	84
第四小学校	313	287	91.7	6,745	69	97
第五小学校	421	358	85.0	4,806	50	96
第六小学校	428	275	64.3	5,598	68	82
第七小学校	357	338	94.7	5,476	47	116
第八小学校	258	236	91.5	3,416	51	66
計	3,124	2,581	82.6	44,590	470	94

3 放課後子ども総合プラン策定に向けたアンケート調査について

児童青少年課では、放課後子ども総合プラン策定のための根拠資料とするため、以下の2種類のアンケート調査を実施しました。

(1) 放課後等の子どもの過ごし方に関する保護者アンケート . . .

小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行えるように、学童保育所と放課後子ども教室がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に有機的な連携を図ることが可能となる計画的な整備に向けて、子どもの放課後等の過ごし方に関する保護者を対象としたアンケートを以下のとおり実施しました。

《調査概要》

① 調査の目的

ア) 学童保育所に関する調査

求められる学童保育所のあり方について把握することで、今後の学童保育所の制度等を考えるための基礎資料とします。

イ) 放課後の過ごし方に関する調査

求められる放課後の過ごし方について把握することで、学童保育所や放課後子ども教室、児童館事業等、今後の児童の放課後の居場所の整備等を考えるための基礎資料とします。

ウ) 夏休みの過ごし方に関する調査

平成29(2017)年度より実施している夏休みの放課後子ども教室への要望を把握しつつ、求められる児童の長期休暇の過ごし方について把握し、今後の長期休暇中の放課後子ども教室の整備等を考えるための基礎資料とします。

② 調査対象・方法

ア) 調査対象 国公立市立小学校の全保護者

イ) 調査方法 調査票を全小学校に配布し、各担任より全児童に配布。回答については担任が回収した後、学校ごとに児童青少年課に提出。

③ 調査期間 令和元(2019)年9月20日(金)から10月4日(金)まで

④ 回収状況(全児童3,137人 回収数1,946人 回収率62.0%)

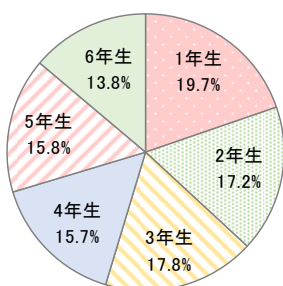
学校	児童数	回収数	回収率	学校	児童数	回収数	回収率
一小	396	260	65.7%	五小	391	262	67.0%
二小	368	229	62.2%	六小	429	289	67.4%
三小	560	375	67.0%	七小	343	185	53.9%
四小	353	212	60.1%	八小	280	134	47.9%

《結果の概要》

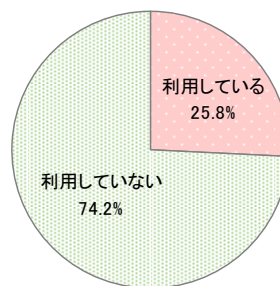
【学童保育所に関して】

- ① 問3「学童保育所の利用を必要とするのは、週何日ですか」に対して、問2で「(学童保育所を) 現在利用している」と回答した保護者のうち5割程度の方が、週5日の利用を希望していました。しかし、1年生の保護者のほとんどが週5日利用を希望するのに対して、学年が上がるごとに週2日から4日程度の利用希望で推移していることが得られました。塾やスポーツクラブといった習い事との兼ね合いがあるようです。
- ② 問4では、学童保育についてのご意見・ご要望などを自由記述としたところ、「宿題をやる」「学習時間を作る」という回答が全体の7割近くを占めました。帰宅後の夕方から児童に宿題を促すことが困難である保護者の状況が垣間見えました。続いて、「たくさん遊ぶ(外、身体を使う等)」、「イベントの実施、継続」の順となりました。

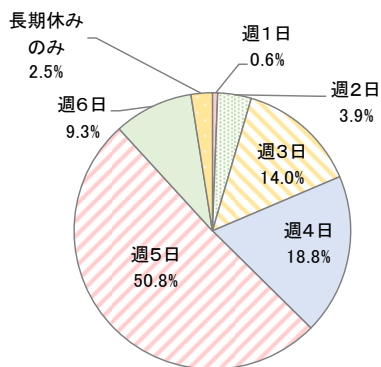
問1 何年生ですか



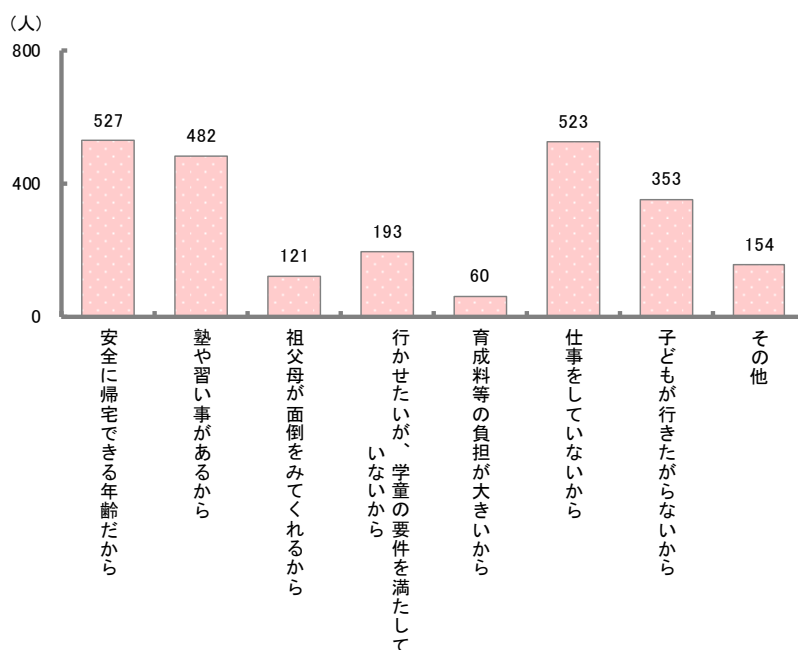
問2 学童保育所を利用しているか



問3 学童保育所の利用を必要とするのは週何日か



問5 学童保育所を利用されていない理由はどれですか



【放課後の過ごし方に関して】

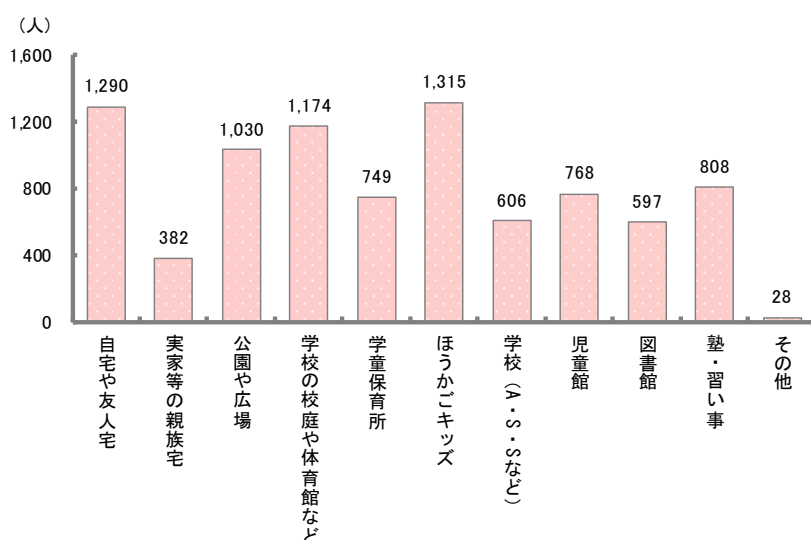
- ① 問6「お子様が放課後を過ごすのに望ましい場所はどこだと思いですか（複数回答可）」に対して、全体の約7割弱の保護者が「ほうかごキッズ」と回答しており、平成26（2014）年度調査時の同設問に対して「ほうかごキッズ」との回答が約2割であったことと比べると、雨天時完全実施等も含め、多くの保護者から「ほうかごキッズ」の有効性が支持され、定着してきたことがわかります。

続いて、「自宅や友人宅」、「学校の校庭や体育館など」、「公園や広場」の順となりました。

- ② 問7では、子どもの放課後の居場所と過ごし方について、ご意見・ご要望などを自由記述としました。その中で多く寄せられたご意見等は以下のとおりです。

「ほうかごキッズの充実（毎日実施や17時までの時間延長など）」、「大人の目がある場所」、「不審者等心配」、「外で元気に遊んでほしい」、「安心安全な場所」、「児童館等の増設」など。

問6 お子様が放課後を過ごすのに望ましい場所はどこですか



【夏休みの過ごし方に関して】

- ① 問8「お子様が放課後を過ごすのに望ましい場所はどこだと思いですか（複数回答可）」に対して、全体の7割近くの保護者が「自宅や友人宅」と回答し、続いて、「学校 (A・S・Sなど)」、「学校の校庭や体育館など」、「実家等の親戚宅」、「公園や広場」、「ほうかごキッズ」、「図書館」の順となりました。

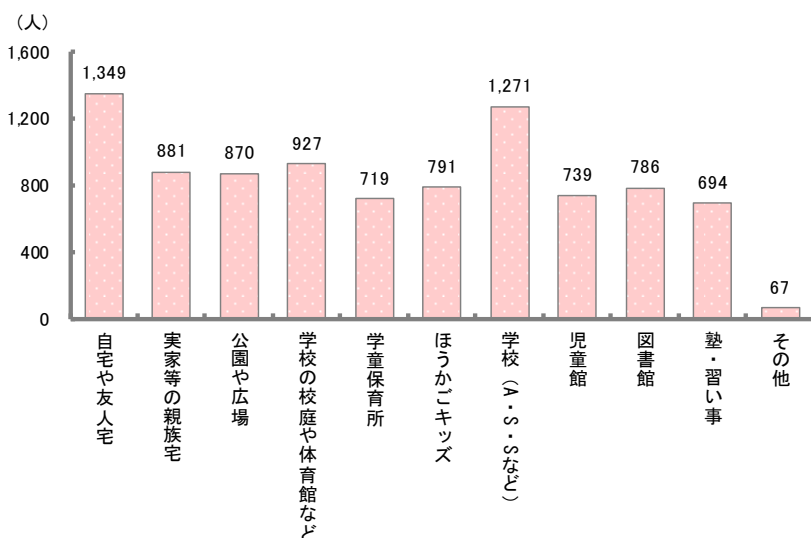
- ② 問9「お子様が夏休みのほうかごキッズに（途中略）参加されなかった理由は何ですか（複数回答可）」に対して、「べつの用事があり、日時が合わなかった」、「子どもが行きたがらなかった」、「暑さにより、外出はさせたくなかった」、「子どもの友達が行っているかわからなかった」の順となりました。

③ 問10「夏休みのほうかごキッズの実施時間、場所について」に対して、時間帯については5割以上が午前中を希望し、2割前後の一日実施希望や午後実施希望を大きく引き離しました。場所については、近年の猛暑を反映してか、「教室」や「体育館」の希望が、「校庭」よりも多くありました。

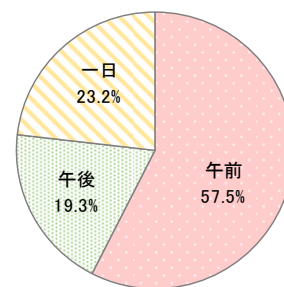
④ 問11では、保護者に対して「ほうかごキッズ」の夏休み実施について、ご意見・ご要望など自由記述としました。その中で多く寄せられたご意見等では、「外遊びできるのはありがたいが、近年の猛暑による熱中症等が心配なため、冷房の効いた教室や体育館での実施」という声が圧倒的に多い他、「開始日数の増」の声が多くありました。

また、学校によるプール指導や、教育委員会のプール開放に関しても日数増の希望と共に、ほうかごキッズでの水遊び時間の設置についても意見がありました。

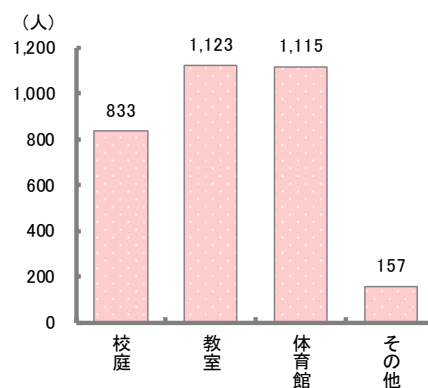
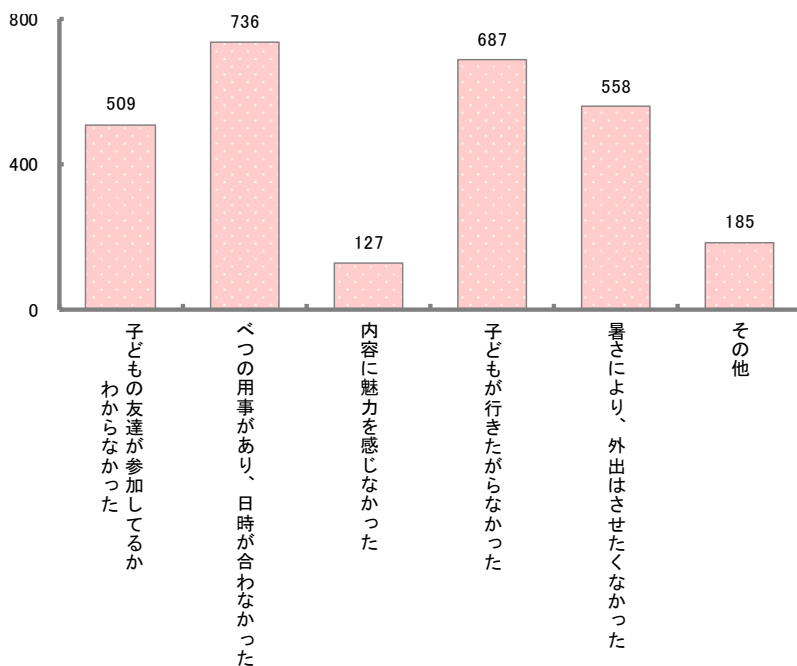
問8 お子様放課後を過ごすのに望ましい場所はどこですか



問10 夏休みの実施時間、場所について



問9 夏休みのほうかごキッズに参加しなかった理由



(2) 小学校1年生から6年生 放課後の過ごし方アンケート ●●●●●

市立小学校に通う小学校1年生から6年生の児童を対象としてアンケートを実施しました。

《調査概要》

① 調査の目的

子どもたち自身に平日の放課後の居場所と、本当はどこで過ごし、何がしたいのか、また、夏休みの居場所と、ほうかごキッズへの希望を聞くことにより、求められる子どもたちの居場所のあり方について把握することで、今後の子どもの居場所を考えるための基礎資料とします。

② 調査対象・方法

ア) 調査対象 国立市立小学校の1年生から6年生

イ) 調査方法 調査票を全小学校に配布し、各担任より全児童に配布し、担任が回収した後、学校ごとに児童青少年課に提出。

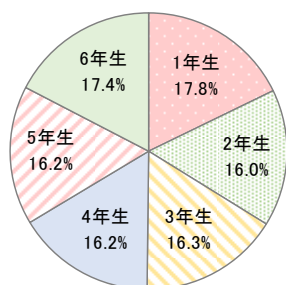
③ 調査期間 令和元(2019)年9月20日(金)から10月4日(金)まで

④ 回収状況(全児童3,137人 回収数2,876人 回収率91.7%)

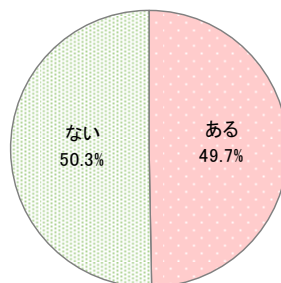
学校	児童数	回収数	回収率	学校	児童数	回収数	回収率
一小	404	371	91.8%	五小	396	370	93.4%
二小	370	361	97.6%	六小	434	407	93.8%
三小	550	466	84.7%	七小	343	331	96.5%
四小	353	342	96.9%	八小	287	228	79.4%

《結果の概要》

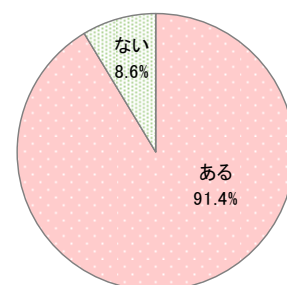
問1 何年生ですか



問2 学童保育所に通ったことはありますか

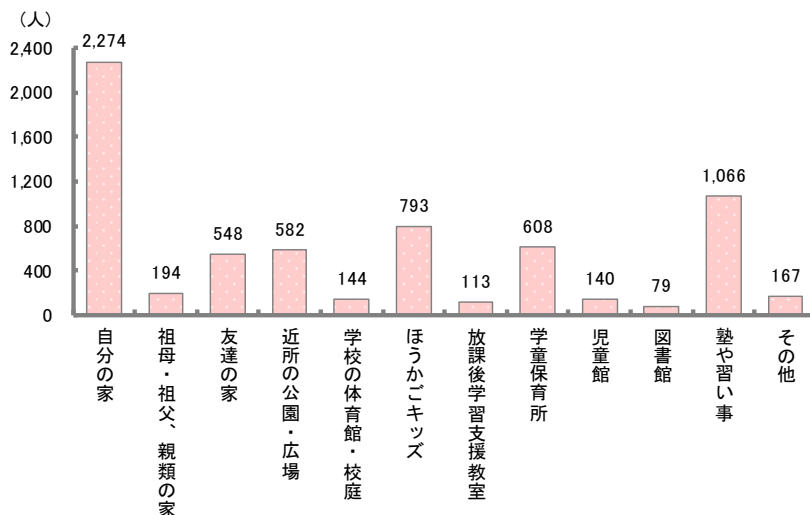


問3 ほうかごキッズに参加したことはありますか

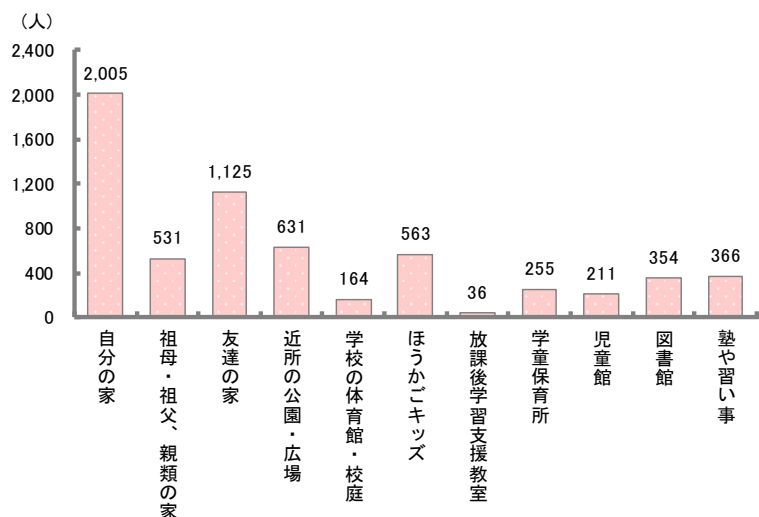


- ① 問4「平日の放課後、どこにいることが多いですか（複数回答）」に対して、約8割の児童が「自分の家」と回答していますが、それ以外では、4割弱の児童が「塾や習い事」と回答しています。その他は「ほうかごキッズ」、「学童保育所」、「近所の公園・広場」、「友達の家」の順となりました。
- ② 問5「平日の放課後、あなたが過ごしたいと思う場所はどこですか（複数回答）」に対して、約7割が「自分の家」、4割弱が「友達の家」と回答しています。その他、2割前後の回答として「近所の公園・広場」、「ほうかごキッズ」、「祖母・祖父、親類の家」の順となりました。
- ③ 問6「平日の放課後、何をして過ごしたいですか（複数回答）」に対しては、「動画サイト（Youtube等）を見る」、「一人または兄弟とテレビゲームやパソコンゲームをする」、「友達とテレビゲームやパソコンゲームをする」、「友達と公園で遊ぶ」、「塾や習い事に行く」の順となりました。

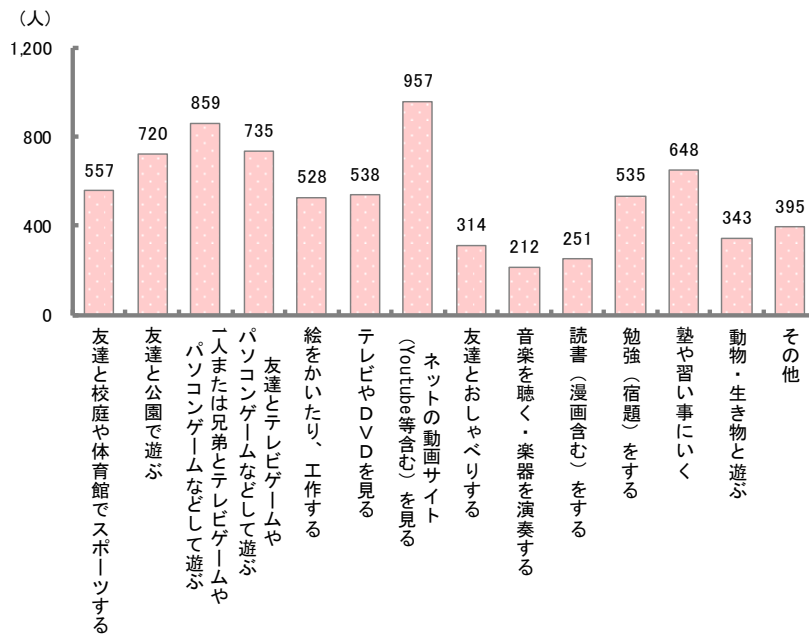
問4 平日の放課後、どこにいることが多いですか



問5 平日の放課後、あなたが過ごしたいと思う場所はどこですか

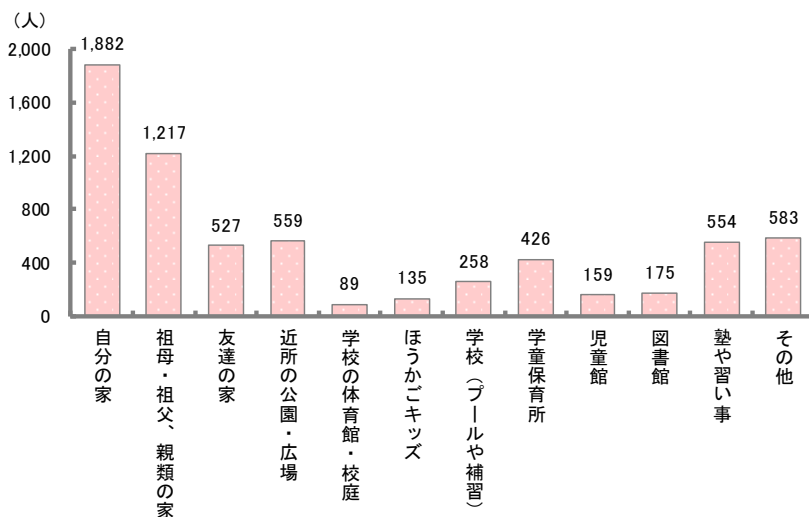


問6 平日の放課後、何をして過ごしたいですか

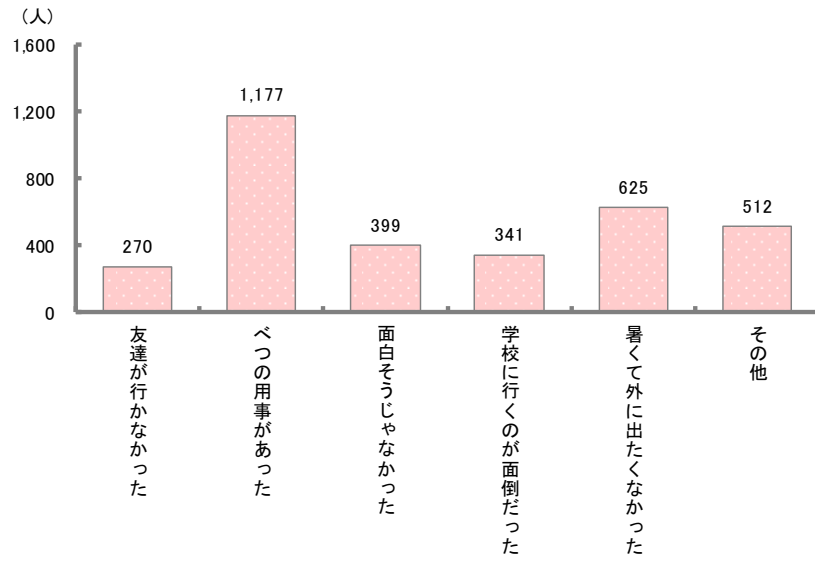


- ④ 問7「夏休みはよくどこで遊びましたか (複数回答)」に対しては、6割強が「自分の家」、4割強が「祖母・祖父、親類の家」と回答し、2割弱の回答として、「近所の公園・広場」、「塾や習い事」、「友達の家」の順となりました。
- ⑤ 問8「夏休みにほうかごキッズに行かなかった理由」に対しては、4割が「別の用事があった」、2割が「暑くて外に出たくなかった」という回答でした。
- ⑥ 問9「夏休みのほうかごキッズの時間と場所の希望」では、時間帯については5割が午後を、約4割が午前を希望しています。また場所については、4割が「教室」、3割が「体育館」、2割が「校庭」と回答しています。

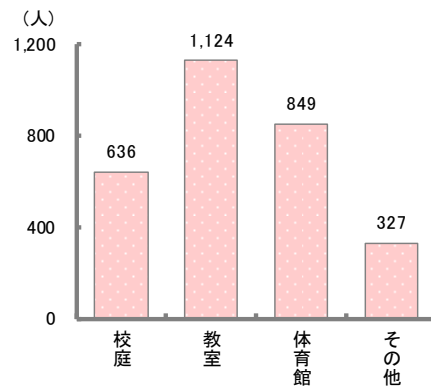
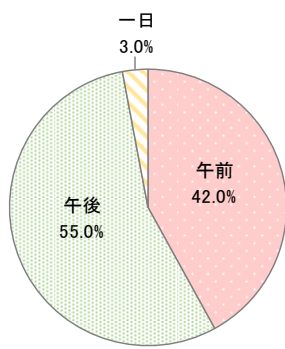
問7 夏休みはよくどこで遊びましたか



問8 ほうかごキッズに行かなかった理由は



問9 夏休みにほうかごキッズがあるなら何時から、どこであるのがいいですか



4 放課後子ども総合プランの具体的方策等について

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込みおよび目標整備量

国立市では、市内7箇所の学童保育所で、待機児童を出さない「全入」対応により、小学3年生までの児童を受入れしていましたが、子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブ(学童保育所)の対象児童がこれまでの「小学3年生まで」から「小学校に就学している児童」へ拡大されたことにともない、平成30(2018)年度から4箇所(本町、東、北、南)で試行的に6年生までの児童の受入れを実施し、令和元(2019)年度より全7学童保育所にて、全ての小学生の受入れを実施しています。

令和5(2023)年度までの学童保育所利用者推計については、令和元(2019)年度の実績とニーズ調査の結果を勘案して算出しています。

確保提供量については、既存の学童保育所と各小学校から借用する特別教室について、「国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第9条第1項に定める、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」を基準として算出しています。

○確保提供量(85頁第5章1(1)に詳細を記載)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計(人)	781	793	796	787	787
②実施箇所数(箇所)	7	7	7	7	7
③確保提供量(人)	905	905	905	905	905

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

国立市の学童保育所は、東・北・南の3箇所は小学校の敷地内に、本町は小学校の隣接地に、中央・矢川・西の2箇所は児童館に併設されていました。令和元年度から、要件を満たす全ての小学生が学童保育所に入所できるように整備することとしたため、必要となる保育室については、学校の特別教室の放課後の一時的、臨時的活用をもって充てています。

放課後子ども教室は、市立小学校全校において、校庭や体育館等で実施しており、学童保育所に通う児童も参加できるように連携していることから、国が定める一体型の基準は十分に満たしています。

(3) 放課後子ども教室の2023年度までの実施計画 ●●●

国立市では、平成21(2009)年度から市内8校すべての小学校で、放課後子ども教室を実施しています。また、平成27(2015)年度までは、雨天等の場合に特別教室や体育館等の借用が困難な学校については中止としていましたが、平成28(2016)年度からは、全ての学校から協力をいただき、体育館や特別教室等を借用することが可能となり、雨天の場合にも、児童の確実な放課後の居場所として実施できるようになりました。

保護者からは、放課後子ども教室の実施日数の増希望があることから、学童保育所と放課後子ども教室の一体的な運営を進める中で、各小学校の理解と協力も得ながら、安心・安全な放課後の居場所の拡充について検証してまいります。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策 ●●●●●●●●

平成27(2015)年度に策定した国立市放課後子ども総合プランでは、総合的な子どもたちの放課後の過ごし方について考察し、充実させるための方策をいくつか掲げていますが、長期休業期間の放課後子ども教室の実施については、平成29(2017)年度から試行を開始し、夏季休業期間中にも平日と同様の曜日に開催することができました(お盆期間を含む2週間は休業)。また、学童保育所と児童館、放課後子ども教室のスタッフが一堂に会する「放課後子ども総合プラン運営委員会」並びに「放課後子ども総合プラン学校区協議会」についても平成29(2017)年度からスタートさせています。

この間、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度の2か年にわたって学童保育の全学年受入れ実施に向け、学校の特別教室等の放課後の一時的、臨時的活用について教育委員会並びに各学校と協議を重ね、より充実した一体的な実施を進めています。

前期プランで示したように、子どもたちにとって必要となる「三つの間」(「遊ぶ空間」「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」)の減少が、子どもたちの「自己肯定感」「チャレンジ意欲」「コミュニケーション能力」などの低下につながっており、今後も、学童保育所並びに放課後子ども教室、また児童館等の子どもの居場所、異年齢交流を可能とする居場所の必要性は、いや増して高くなっていくと考えられます。

放課後子ども教室の開催日数については増加要望が多くありますが、低学年から塾や習い事に通う児童も多いことと、各学校それぞれが地域のスポーツクラブに校庭開放を行っている状況を考えると、毎日の実施については、慎重な検証が必要と言えます。

また、児童館と連携した「青空児童館」事業による「体験の機会」の活用・提供を通して、褒められたり、成功体験を得たりすることで、「自己肯定感」や「チャレンジ意欲」、「コミュニケーション能力」の向上につながっていくことが考えられます。ただし、こうした居場所づくりにおいては、子どもによる自発的な遊びを優先し、大人のサポート範囲については、十分な考慮が必要となってくると考えます。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策 ●●●●●●●●

国立市では、国の放課後子ども総合プランに基づき、教育委員会並びに各学校と協議を重ね、市内 7 箇所の学童保育所のうち、平成 28（2016）年度に増築した本町学童保育所を除く 6 箇所すべての学童保育所で、小学校の特別教室等を放課後に一時的、臨時的に活用できるよう協力いただき、全学年の学童保育を実施しています。

また、放課後子ども教室においても、平成 28（2016）年度から雨天での完全実施を実現するにあたって、体育館や特別教室の提供についても協力いただいています。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 ●●●●●●●●

放課後は児童にとって、学校教育活動から離れた諸活動の時間となりますが、現代においては、決して完全に切り離すべきものではなく、相互に連携し、様々な人々との関わりの中で、子どもたちの成長等を促すものと思われれます。

そうした中、教育委員会と各学校の協力により、学校の校庭、体育館、特別教室を活用して、全ての学童保育所並びに放課後子ども教室が実施されています。

各校ごとの連携については、年度毎に協定書を取り交わし、様々な課題について対応を図っており、今後も、これまで以上に教育委員会並びに各学校との連携を密にし、放課後子ども総合プランに限らず、各教育施策や子ども・子育て施策の推進を図っていきます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 ●●●●●●●●

国立市の学童保育所では「全入」の方針のもと、要件を満たすすべての児童について、希望者は全員入所を可能としています。これは特別な配慮が必要な児童においても同様であり、児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを、保護者と一体となって行っています。

また、登所する学童保育所が学校から離れた場所に位置するため、一人での登所が困難なしょうがいのある児童については、教育委員会や学校の他、健康福祉部しょうがいしゃ支援課とも連携し、子どもたちが安全に学校から学童保育所への移動が可能となるような移動支援を行っていきます。

放課後子ども教室については、児童の状況、実施環境、スタッフの体制などを勘案しながら、学童保育所との連携を密にし、環境づくりを行っていきます。

多様性を有する個々の人権を尊重し、相互の理解を深め、共助の意識が醸成されるよう、指導・見守りの中で、ともに支え合い、地域で安心して暮らすことができる共生社会の考え方、その重要性について伝えていきます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

国立市の学童保育所は、平日は放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後5時まで実施しています。これに加え、平成24(2012)年度から、平日は午後6時から午後7時まで、学校休業日(夏休み等)には午前8時から午前8時30分までの延長保育も実施しています。

(9) 各放課後児童クラブがその役割を徹底し、さらに向上させていくための方策

国の示す「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブが、単に保護者の代わりに小学生を放課後に預かるだけでなく、児童が基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っていると、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを目標の一つに掲げています。

国立市の学童保育所では、季節の行事や毎月の誕生会、また、お店屋さんごっこといったイベントを通じて、高学年が企画や運営、司会進行等の役割を分担し、また、低学年の協力も得られるように異学年交流を行い、相互に社会性を習得できるような仕掛けを展開しています。今後もより多くの機会を通じて、子どもの自主性、社会性の向上を図れる運営をしていきます。

(10) 放課後児童クラブの育成支援の内容について、利用者や地域住民に周知を推進するための方策

学童保育所では、学童保育所ごとに毎月発行するおたよりや、日々の記録について保護者と交換する連絡帳を通じて、保護者と児童の育成支援の連絡を図っています。また、学期ごとに保護者会や親子交流会を設け、学童保育所での生活の様子等について保護者に周知しています。

地域との関わりにおいては、登降所の際の見守りや安全確認について、地域住民の協力をいただいています。また、児童館内に位置する学童保育所での試みにはなりますが、地域の商店会や町内会の協力を得たイベントとして、子どもたち自身が、自分たちの住む地域の防災・防犯を点検することを目的に、ハロウィンの仮装をしながら地域を練り歩くハロウィン防災・防犯パレードなどを実施しています。その他にも、児童館の地域開放行事(よみせまつり等)に学童保育所も参加し、地域住民との交流も図っています。

今後は各地域の実情に基づきながら、積極的な連携や情報発信を実施できるように検討していきます。



第7章

子ども・子育て支援事業の 充実に向けた方策

1 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策について

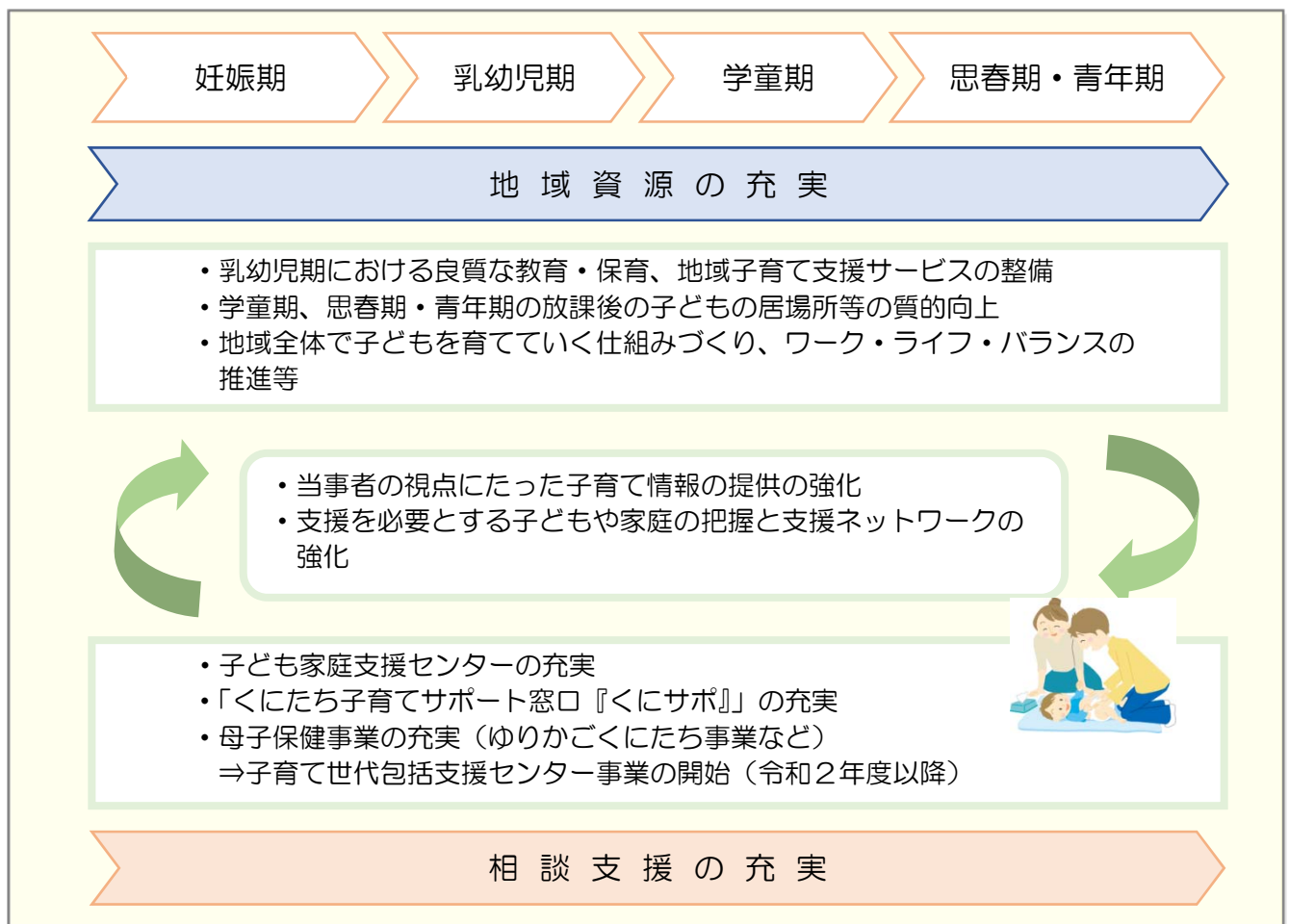
第4章及び第5章において子ども・子育て支援法に基づく教育・保育並びに地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、第6章では学齢期の放課後の過ごし方に関する行動計画を示しました。

国から示された子ども・子育て支援事業計画策定に向けた基本方針では、より具体的に切れ目のない子ども・子育て支援事業を行っていくこととして、以下のとおり任意項目について規定されています。

- 産後の休業及び休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

本章では、これらの任意項目に係る各種施策の方向性について以下のとおりまとめ、かつ、子ども・子育て支援事業の充実化に向けた方向性を示すとともに、関連する事業について上位計画である第三次国立市子ども総合計画より抜粋して記載します。

図表 切れ目のない地域子ども・子育て支援のイメージ



2 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を第4章に記載しています。この量の見込み及び確保方策をもとに特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

3 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充

平成29(2017)年7月に設置したくにたち子育てサポート窓口「くにサポ」(利用者支援事業)による子育て相談体制の充実や、各種子育て情報を総合的に発信していくことにより、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めながら、令和2(2020)年度より開始する子育て世代包括支援センター事業において、利用者支援施策の拡充をより図っていきます。

【主な施策事業】「第三次国立市子ども総合計画」より

	No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
重点	1	子ども・子育て総合相談窓口の創設	<p><u>1. 妊娠・出産時の支援の推進</u> 総合相談窓口では、市民が安心して妊娠から出産を迎えられるように、妊娠・出産にかかわる具体的な支援の情報提供を行います。不安な気持ちや悩みを抱えている妊婦が安心して出産できるように、気持ちに寄り添いながら相談を受け、他部署と連携しながら支援をしていきます。 また、出生届・児童手当申請時に様々な子育て支援サービスの案内と利用方法などについて情報提供を行います。</p> <p><u>2. 子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供</u> 子育て期の様々な状況(ひとり親、生活困窮、ひきこもりなど)を抱える家族の問題に寄り添いながら相談を行い、必要に応じ庁内外の専門の部署につなげるなど関係機関と連携を強化して支援します。 →平成29年7月にくにたち子育てサポート窓口「くにサポ」を開設</p>	子育て支援課
	2	妊婦健康診査費用助成の推進	母子健康手帳交付時に産科の14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。また、35歳以上の方には、超音波検査費用の一部助成を実施します。 →超音波検査費用の年齢制限撤廃	子育て支援課
	3	出産・子育て応援事業の推進	すべての子育て家庭に対して、妊娠期から専門職(保健師・助産師・看護師)が面接を行い、出産・子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を予防します。	子育て支援課
	4	特定不妊治療費助成事業の推進	医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療(体外受精及び顕微鏡受精)を受ける方に対して、経済的負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度に加え、治療費の一部を助成します。	子育て支援課
	5	母子保健相談事業の推進	乳幼児の発育・発達、子育てに関する相談の場として「育児相談」を毎月開催します。専門職(保健師・助産師・栄養士)が生活習慣の確立や育児方法、離乳食などの相談や助言、情報提供を行います。「両親学級」や個別相談にて「妊産婦健康相談」を実施します。また、電話にて随時相談を受け付けます。 →令和元年度より相談の場に歯科衛生士が追加	子育て支援課
	6	母子訪問事業の推進	妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防し、健康の保持・増進を図るため、保健師等が「妊産婦訪問指導」「新生児訪問指導」「未熟児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」「乳幼児訪問指導」として家庭訪問を実施します。	子育て支援課

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
7	母子保健連絡会の充実	母子保健に関する継続的なケアの充実や向上、連携を目的に、関係機関（保育園・幼稚園・学校・医療機関・庁内関係部署等）が集まり、情報交換及び講習会を実施します。	子育て支援課
8	親と子の健康教育事業の推進	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防、妊産婦や乳幼児の健康増進のため、両親学級にて専門職（歯科医師・保健師・助産師・栄養士）が妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。	子育て支援課
9	両親学級の開催	妊婦やその夫を対象に、妊娠中の経過や子どもの育ち、育て方など育児に関する知識の普及や親性を育む場として、両親学級を開催します。また、親の健康づくりへの意識を高める働きかけを行います。	子育て支援課
10	こんにちは赤ちゃん事業の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子育て支援課
11	子育て教室の開催	毎月1回離乳食教室（初期対象）と離乳食フェア（中期から完了期対象）を実施します。おおむね12か月～1歳4か月児の保護者を対象に「1歳がわかる教室」を開催していましたが、今後はより多くの方に参加していただくために、保育園・幼稚園で展開していきます。 →離乳食フェアを「おおむね10か月～」に拡充	子育て支援課
12	栄養改善事業の推進	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防のため、両親学級（4日間コース）の3日目に管理栄養士による講話を実施しています。各家庭の汁物の塩分測定を実施し、また、事前に提出していただいた1日分の食事記録を管理栄養士が個別に分析し、その分析結果を見ながら妊婦の方に理解を深めてもらうよう努めます。 →現在両親学級は2日間コース、講和は2日目に実施	子育て支援課
13	妊婦・乳幼児健康診査の推進	疾病やしょうがいの早期発見、児童虐待予防や子育て支援を目的に、「3～4か月児健康診査」「1歳6か月児健康診査」「2歳児歯科健康診査」「3歳児健康診査」を実施し、適切な指導を行います。対象者には個別通知で周知を行い、未受診の方については子ども家庭支援センターと連携し、受診を促します。 各健康診査後のフォロー健診として、「経過観察健診（1回/月）」、小児神経専門医による「発達健診（1回/月）」を実施しています。妊婦健康診査は、母子健康手帳交付時に14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。	子育て支援課
14	歯科健康教育事業の推進	妊婦を対象に歯科検診を実施します。また、乳幼児を対象に、1歳6か月・2歳・3歳児歯科健診、乳幼児歯科相談（月2回）、歯科予防処置（フッ素塗布）を実施します。	子育て支援課
15	予防接種事業の推進	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疾病から守るため、接種率の維持、向上を図ります。また、実施にあたっては、医療機関との連携を図りながら、受診しやすい環境整備に努めます。	子育て支援課
16	育児パンフレットによる支援の充実	妊娠届出、両親学級や新生児訪問の際に、これから子育てを始める親や始めた親へ、育児に関する内容や「子育てひろば」の案内などを記載したパンフレットによる情報提供を行います。両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するため、栄養面からの食事アドバイスのパンフレットを配付します。	子育て支援課
17	救急医療情報提供の推進	休日・休日夜間における医科救急患者に対する診療と休日の救急歯科患者に対する応急診療の円滑な運用へ向け、市民への情報提供の充実と普及拡大及び周知に努めます。	子育て支援課
18	子どもの育ちを支えるグループ支援	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」（1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象）及び「ばすてる」（就園前の子どもと保護者対象）を実施し、遊びを通じた健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。	子育て支援課
19	子どもショートステイ事業の実施	保護者が、病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、市が委託する「ショートステイホーム・おひさま」で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課
20	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支えあう地域の相互支援活動を通じ、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	子育て支援課

重点

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
21	一時保育の充実	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課
22	育児支援サポーター派遣事業の実施	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。	子育て支援課
23	助産施設入所委託事業の推進	出産費用に困窮する妊婦を助産施設に入所させ、安心して出産に臨めるよう環境を整え、母子の健康の維持に努めます。	子育て支援課
24	子育てに関する情報提供事業の充実	<p>1. スマホアプリの導入 平成 27 年4月より施行された「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業として、スマートフォンアプリケーションを導入します。妊娠期から就学前の市内の子育て家庭約 2,600 世帯を含む 7,000 世帯（18 歳未満の子どものいる家庭）を対象に、市内の子育て関連情報を効率的に提供し、子育て家庭が適切に行政サービスを受けられ、子育てがより円滑になるようサポートします。 →平成 28 年度よりスマートフォンアプリを導入、アプリにて情報発信を実施</p> <p>2. 子育て情報誌の発行及び充実 子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設情報、子育てに役立つ種々の情報を掲載した子育て情報誌の発行を推進します。 →平成 29・令和元年度に「くにたち子育てサポートブック」を発行</p> <p>3. 「子育て施設・遊び場マップ」の作成 平成 27 年度に市内在住の子育て中の母親が編集委員となり、親目線で外出時に役立つ情報を載せた「くにたち子どもとお散歩 Book 0・1・2」を作成しました。 今後はさらに、子育てグループ等の協力を得ながら、新たに役立つ情報などを更新した「子育て施設・遊び場マップ」を作成します。作成したマップは子育て施設だけでなく、医療機関やコンビニなど広域での配布を検討し、また、スマホアプリを活用した新たな情報の収集と提供方法も検討します。 →平成 30 年度に子ども・若者の居場所を記載したマップ「子ども・わかものくにペディア」を発行</p>	児童青少年課 子育て支援課
25	子育て相談事業の充実	18 歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所及び関係機関などと連携し、専門的な対応を行います。	子育て支援課
26	子育て相談担当者研修事業の充実	相談内容が複雑・多岐にわたることや、疾病等の困難を併せもつ保護者からの相談も増えていることから、常に相談員の資質の向上を図るとともに、スーパーバイズを行います。	子育て支援課
27	先輩ママパパによる子育て支援の推進	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加したり、事業そのものの企画・運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創出を図ります。	子育て支援課
28	子育てひろば事業の充実（地域子育て支援拠点事業）	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業（子ども家庭支援センター子育てひろば、児童館カンガルー広場）の充実を図ります。 →平成 30 年に谷保地域において地域子育て支援拠点「つちのこひろば」を開設。	子育て支援課
29	親子グループへの育成支援	乳児健診時の呼びかけで生まれた、親子グループ（月齢グループ）の活動に対する育成・支援を行います。	子育て支援課
30	地域子育てサークルの育成事業の推進	市内で個々に活動している子育てサークルを把握し、子育て中の保護者たちのため、運営の相談、情報交換・交流の機会の提供など、サークルのネットワーク化を図り、育成を推進します。	子育て支援課
31	子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者のサークルの活動場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。	児童青少年課

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
32	読み聞かせによる親子のきずなの形成と豊かなところと創造力の育成	保健センターでの3～4か月健診時に保護者と赤ちゃんに絵本の読み聞かせと、絵本を贈るブックスタート事業を行っています。読み聞かせは、子どものころ・創造力を育むとともに言語能力を高め、人間関係を豊かにするため、本事業により親子で触れ合う喜びと子育ての楽しさを知ること親子のきずなを強くします。また、本事業の他にも、中央図書館、分室やその他の子育て施設で乳幼児家庭を対象とした読み聞かせを推進します。	くにたち中央図書館

4 児童虐待防止の充実

(1) 子どもの権利擁護 ●●●●●●●●

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行っています。また、保護者として看護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知していきます。

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
1	子どもの権利を守る体制づくりの推進	<p>1. 国立市子ども総合計画推進会議の拡充 国立市子ども総合計画を推進するため、国立市子ども総合計画推進会議を設置していますが、現状では所掌事務が計画の推進のための評価及び計画の推進に関する事項の調査・検討に限定されています。会議の機能を有効に活用するためにも、計画の推進にとどまることなく、横断的に子どもの権利を調査・研究する機関として位置づけ、以下の内容に関わる新たな取組みを実施します。</p> <p>(1) 子どもに係る関係法令等に関する情報交換・連絡調整など (2) 子どもの権利に関わる諸施策の重要事項に関すること</p> <p>2. 子どもの権利擁護のための普及啓発活動と広報の推進 子ども自身が子どもの権利条約等の認識を高め、理解を深めるための講演会や学習会などを開催するとともに、「自殺対策強化月間」「人権週間」「児童虐待防止推進月間」「障害者週間」などにおいて、子どもの権利に関連する事業の担当部署と連携し推進します。また、「わくわく塾くにたち」による、子どもの人権に関する講座メニューも検討します。</p> <p>3. 子ども自身からの相談体制の充実 いじめ・虐待など一人では抱えきれない悩みをいつも抱えて、不安な日々を過ごしている子どもがいるかもしれません。勇気を出して踏み出した一歩を確実に救えるよう、各課の相談機関の連携の推進を図ります。</p> <p>(1) 庁内各課や他機関の子ども相談に関するホームページにおける情報提供の一元化や、相談したいと思えるレイアウトや内容への工夫、及び相談窓口・機関共通のパンフレット作成等を検討します。 (2) 勇気を出して伝えた子どものかすかなSOSを逃さず、相談内容や部署が違っていても、確実に担当につながる仕組みづくりを検討します。</p>	児童青少年課

		<p>(3) 児童館、学童保育所は、子どもと直接接する場であることから、いじめや児童虐待についての子ども自身からの相談、未然防止、早期発見及び対処などを関係機関と密な連携を図りながら実施します。</p> <p>4. 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進 様々な子どもの権利を具体化し推進するために、その仕組みを大人だけの考えで決めていくのではなく、子ども自身の声を聞き、子どもの目線に立ち、子どものところに配慮していきます。ガイドラインを作成し、子ども参画の仕組みづくりを検討します。 (重点的取組み：子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進)</p> <p>5. 子どもの権利条約や子どもの相談・救済方法の継続的な研究 上記の各施策を講じるとともに、常に「子どもにやさしいまち」を目指すため、子ども権利条例等の制定や子どもの権利擁護・救済などの専門相談機関を設置している自治体への視察、専門の学識者を招いての研修会を実施するなど、持続性のある施策・事業を実施します。 →平成31年4月、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定</p>	
2	「国立市オンブズマン制度」の創設	<p>「国立市オンブズマン制度」を創設し、市政に関する苦情等を受付け、必要に応じて調査、是正の勧告等を行います。また、子どもの人権侵害への救済、防止にも重点を置き、関係部署とも連携し、市民の人権が尊重できる制度の創設を目指します。 →平成29年4月に国立市オンブズマン制度(子どもの人件オンブズマンを含む)を創設</p>	オンブズマン事務局
3	多様な人々と共に暮らすための人権教育の推進	<p>学校教育の全体を通じて、人権等に関する基本的な知識を学ぶことにより、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめる態度等を育みます。総合的な学習の時間等に人と人との関わりを通じて実践力を高めます。 →令和元年6月国立市教育大綱改定に基づき、全ての子どもが共に学び合う中で互いの多様性を認め合う教育活動を推進</p>	教育指導支援課

(2) 相談体制の充実 ●●●●●●●●

① 子ども家庭支援センター（子ども家庭総合支援拠点）相談体制の充実

児童虐待の発生予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できる体制を整えることが重要であるため、研修への積極的な参加、学識者や専門家を招いてのスーパーバイズ等により、市職員の専門性やスキルの向上を図りながら、市民向けには助産師や心理士等による専門相談の枠組みについて、手段としてのSNSの活用についても検討し、本市の子ども家庭支援センター相談体制の充実を図ります。

重点

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
1	子ども虐待対策の充実	<p>1. 子ども家庭支援センター相談体制の充実 児童虐待の発生の予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できることが重要であり、早期対応も可能になることを、市民や関係機関に周知していきます。また継続的な研修やスーパーバイズを導入し、ケースカンファレンスの開催やスキルの向上を図ることを通じて、子ども家庭支援センターの相談体制の充実を図ります。また、平成27年度より専門相談員を配置しており、今後もケース対応後の継続的な相談・訪問を行うなど再発防止等にも力を入れていきます。 →平成28年度より虐待対策ワーカーを増員</p> <p>2. 「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的運営 児童虐待を早期発見し、迅速に対応するために、保育園、幼稚園、学校等が子どもの日常的な関わりにより、その心身の状況を適切に把握し、子ども家庭支援センターや保健センターと緊密な連携を図ります。また、子ども家庭支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）のより効果的な運営のため、同協議会の構成員からなる進行管理台帳点検作業会を実施し、全ケースの進行管理の評価や主担当機関の確認、支援方法の見直し等を行い、適切な対応と関係機関との情報共有と支援体制の強化を図ります。 →平成29年7月の組織改正により、子ども保健・発達支援係が子育て支援課へ移管、また子ども総合相談窓口「くにサポ」開設。令和2年度に子育て世代包括支援センター事業開始予定。以降、より緊密な連携を図っていきます。</p> <p>3. 小中学校及び保育園・幼稚園との連絡会の実施 日常的に児童との関わりをもち、子どもに安全な居場所や精神的な健康を保障するとともに、子どもの状態を日々把握しやすい小中学校及び保育園と子ども家庭支援センターとの連絡会を定期的、かつ個別に実施することにより、児童虐待の早期発見や防止に努めます。</p>	子育て支援課
2	育児支援サポーター派遣事業の実施	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。	子育て支援課
3	虐待防止・対応マニュアルの活用による啓発活動の実施	関係機関向けに作成した「虐待防止・対応マニュアル」を配布・活用することにより、虐待の防止及び早期発見、啓発活動を積極的に行います。 →令和2年度に、法改正を反映させた内容にマニュアルを更新予定。	子育て支援課
4	児童虐待防止に向けた市民意識向上のための啓発活動	児童虐待は、家庭が地域から孤立しているときによりリスクが高まります。地域で孤立している家庭を見つけたとき、あるいは虐待が疑われる家庭に気付いたときに、すぐに専門機関へつなげることが虐待の発生及び重症化を防ぐこととなります。より多くの市民に、児童虐待に対する正しい理解と支援への協力を得るために、市民向けの講演会や周知活動等を実施します。	子育て支援課

重点

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
5	「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施と状況把握	乳幼児健康診査未受診家庭及び就学時の健康診断未受診の家庭で、かつ合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭については、各担当部署と子ども家庭支援センターで、家庭訪問等を実施し、当該児童の目視等による安全確認を行います。	子育て支援課
6	児童相談所など専門性を有する関係機関への迅速な支援要請	社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないように、児童相談所をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。	子育て支援課
7	要支援家庭を対象としたショートステイ事業の実施検討	保護者の強い育児疲れや育児不安により、要支援家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童の生活の場を一時的に家庭から移すショートステイ事業の実施について検討します。	子育て支援課
8	要支援家庭や子どもへの配慮と理解を促す職員研修の充実	支援が必要な子どもや家族への理解を深めてもらうことで、より充実した相談・支援の連携体制を構築していくことを目的に実施してきた、庁内関係部署職員対象の研修を、市内の子どもに関わる関係機関にも対象を拡大し実施します。	子育て支援課
9	養育家庭制度の啓発と支援の促進	児童虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子どもを公的責任において養育する社会的養護のひとつで、東京都が実施している養育家庭制度（ほっとファミリー）の普及と登録家庭数の拡大、養育家庭への支援について、立川児童相談所との連携のもと充実を図っていきます。	子育て支援課
10	虐待予防検討会の実施	虐待予防の取組みとして、3～4か月健診後に支援が必要な家庭に対して虐待予防検討会を実施し、支援方法などを検討し、適切な支援を行っていきます。	子育て支援課

② 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

特に乳児を抱える家庭については、相談窓口に来る前に問題が深刻化することが想定されるため、乳児家庭全戸訪問事業により、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、特に継続的な支援が必要なケースについては、母子保健事業を所管する子ども保健・発達支援係と子ども家庭支援センターが連携して、在宅支援体制の充実に努めます。

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
1 再掲	母子訪問事業の推進	妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防し、健康の保持・増進を図る為、保健師等が「妊産婦訪問指導」「新生児訪問指導」「未熟児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」「乳幼児訪問指導」として家庭訪問を実施します。	子育て支援課
2 再掲	こんにちは赤ちゃん事業の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子育て支援課

(3) 関係機関との連携強化 ●●●●●●●●

① 虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化

児童虐待を早期発見し、迅速に対応するために、子ども家庭支援センターと母子保健事業を所管する子ども保健・発達支援係、市役所内にあるくにたち子育てサポート窓口「くにサポ」とが緊密な連携を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を行うことで、児童相談所や保健所、医療機関、教育・保育施設など、関係機関との情報共有を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会の構成団体については、極めて重要な個人情報を取扱う場であることを十分に考慮し、必要性があればNPO等民間の団体等も加えていきます。

② 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請

社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないように、児童相談所をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

また、児童相談所と市との情報共有をより効率的・効果的に行うため、ICTの活用については、東京都が計画的に歩調を合わせ進めていきます。

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
1 再掲	児童相談所など専門性を有する関係機関への迅速な支援要請	社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないように、児童相談所をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。	子育て支援課
2 再掲	要支援家庭を対象としたショートステイ事業の実施検討	保護者の強い育児疲れや育児不安により、要支援家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童の生活の場を一時的に家庭から移すショートステイ事業の実施について検討します。	子育て支援課
3 再掲	要支援家庭や子どもへの配慮と理解を促す職員研修の充実	支援が必要な子どもや家族への理解を深めてもらうことで、より充実した相談・支援の連携体制を構築していくことを目的に実施してきた、庁内関係部署職員対象の研修を、市内の子どもに関わる関係機関にも対象を拡大し実施します。	子育て支援課
4 再掲	養育家庭制度の啓発と支援の促進	児童虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子どもを公的責任において養育する社会的養護のひとつで、東京都が実施している養育家庭制度（ほっとファミリー）の普及と登録家庭数の拡大、養育家庭への支援について、立川児童相談所との連携のもと充実を図っていきます。	子育て支援課
5 再掲	虐待予防検討会の実施	虐待予防の取組みとして、3～4か月健診後に支援が必要な家庭に対して虐待予防検討会を実施し、支援方法などを検討し、適切な支援を行っていきます。	子育て支援課

5 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 健やかな生活への支援 ●●●●●●●●

① ひとり親家庭に対する相談体制の充実

ひとり親家庭の抱える児童の養育問題、就業・住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。

② 健全な家庭生活への支援

ひとり親家庭のうち、住宅困窮度が高いと認められる家庭に対して、住宅費の助成を実施することにより、健全な住環境の確保を支援します。

(2) 自立に向けた就業支援の推進 ●●●●●●●●

① ハローワークと連携した就職支援

ひとり親家庭の保護者が、就職に必要な技能を習得することが出来るよう支援するとともに、各家庭の状況や希望に応じて、ハローワークと連携しながら就職の支援を行います。

② ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり

ひとり親家庭について、就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。

③ 生活の安定・向上に向けた給付の実施

ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安全を図るために、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を促進するための給付事業を行います。

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
1	ひとり親家庭の自立支援の強化	<p><u>1. ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実</u> (1) 母子及び父子福祉資金貸付等の活用による経済的な支援や養育費の確保に関わる支援、親子が安心して生活できるサービスの提供を行います。 (2) ひとり親家庭の子どもに対して、生活習慣や学習習慣が身につく支援を行い、社会的に自立し生活していく力を養っていきます。 (3) ひとり親家庭の保護者に対し、ハローワークと連携し、自立した生活のための資格取得や安定した就労ができるような支援を行います。</p> <p><u>2. ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実</u> (1) 安心して出産できる場所、安全な生活の場所の確保や、ひとり親家庭の抱える多種多様な問題に対する相談や支援を行います。</p>	子育て支援課

		(2) ひとり親家庭の女性などの自立支援に向けて、NPO等地域との連携を進めます。	
2	母子及び父子福祉資金貸付事業の推進	母子及び父子家庭の生活の安定と、その子どもの福祉の充実を進めるため、各種資金の貸付を継続します。	子育て支援課
3	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院、または入院による治療を受けた場合の医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
4	児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
5	児童育成手当支給事業の継続	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいをもつ児童の家庭、あるいはしょうがいをもつ児童がいる家庭等へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
6	ひとり親家庭の自立支援体制の強化	高等職業訓練促進費給付事業、自立支援教育訓練給付金事業の制度を利用し資格取得を行うことで、安定した生活を目指せるように支援を図ります。また、母子・父子自立支援員が就労プログラム策定を行い、ひとり親家庭の安定した就業につながるように支援を図ります。 →就労プログラムについては、現在ハローワークとの連携により実施	子育て支援課
7	ひとり親家庭の生活の安定の強化	ひとり親の子育てや家事などの負担を軽減するためのホームヘルパー派遣や、両親の離婚などでお金が不安定になっている児童がいるひとり親家庭に児童訪問員を派遣する事業を推進します。	子育て支援課
8	ひとり親家庭の特性を踏まえた相談支援体制の強化	ひとり親家庭に共通した課題に加え、各家庭事情に応じた課題がある母子及び父子家庭に対し、ニーズに合ったひとり親相談・支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
9	母子生活支援施設措置等委託事業の推進	保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、母親とともに児童の福祉の向上を図り、世帯が自立して社会生活ができるように支援を図ります。	子育て支援課

6 特別な支援が必要な子ども施策の充実

(1) しょうがいの原因となる疾病の予防と早期発見 ●●●●●●●●

① 妊娠出産期における母子保健事業の推進

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるとともに、特に低体重児については、必要に応じて適切な医療を受けられるよう医療費の給付を行うなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。

② 各種健診事業を通じた疾病の早期発見

乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病やしょうがいの早期発見・早期治療へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や発達段階に応じた専門的なサービスの提供 ●●●●●●●●

① ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり

しょうがい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、しょうがい児支援利用計画、しょうがい児通所支援事業所等における個別支援計画を活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

② しょうがい児や未熟児に対する医療費の給付

将来しょうがいを残すと認められる疾患がある児童を含むしょうがい児を対象として、しょうがいの軽減、機能の回復等を目的とした手術等の医療費を給付するとともに、未熟児に対して必要な医療費を給付します。

③ しょうがい福祉サービス等の利用の推進

しょうがい児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などのしょうがい福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスの利用を推進します。

④ 子どもの発達支援

相談事業と通所事業を軸として、発達しょうがいに関する普及啓発や、市内の幼稚園・保育園・学校・庁内関連部署等関係機関との連携も図っていくことにより、発達に課題のある児童とその保護者、支援者への支援を行っていきます。また、令和2（2020）年度に市内に開所予定の「児童発達支援センター」との連携強化を図り、支援のより一層の充実を目指します。

(3) しょうがい等の有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり ●

① 教育・保育施設における受け入れ体制の充実

新制度では、しょうがいのある子どもが保育を利用しやすくなるよう優先的に入所調整を行うこととされており、しょうがいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが求められています。

そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上、医療・保健・福祉等関係機関との連携体制の整備などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

また、保育園における医療的ケア児の受け入れにあたっては、調整指数による利用調整を前提として、個別の面談や主治医、園医との情報共有など、入念かつ、丁寧な受け入れ調整を行っていきます。

医療的ケア児の受入れについては、各園の運営努力に委ねられるものではなく、行政の様々な支援方策や保護者のご協力が不可欠となっています。

今後も医師会や保育園園長会などと連携し、受入検討会等でのきめ細かな調整を経る中で受入れ体制を整えるなど、対応を図ってまいります。

② しょうがい児通所支援事業所等との連携強化

しょうがい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、しょうがい児通所支援事業所等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用するなど、教育・保育施設において、しょうがい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

③ 発達しょうがい児支援に向けたスタッフの資質の向上

自閉症、学習しょうがい（LD）、注意欠陥多動性しょうがい（ADHD）等の発達しょうがいを含むしょうがい児については、しょうがいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら個々のしょうがい児の実情に応じた適切な支援を行います。

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
1	子どもの発達総合支援事業の充実	<p>1. 切れ目のない支援の充実 幼児期から青年期（18歳）までのライフステージに応じた切れ目のない支援を進めるとともに、18歳以上についてもしょうがいしゃ支援課と連携し途切れのない支援を推進します。また、相談に対応する専門職相談員の配置を拡充します。</p> <p>2. 保護者の「早期の気づき」に向けた取組みの強化 発達が気になる乳幼児の保護者の方の「早期の気づき」に向けた取組みや、育児不安に対応するため、保健センターが実施している健診事業やフォロー事業との連携を強化します。また、保護者支援のためのペアレントトレーニング事業の実施を検討します。 →平成29年7月の組織改正により、子ども保健・発達支援係が子育て支援課へ移管。令和2年度に児童発達支援センターが設置予定。以降、より充実した連携を図っていきます。</p> <p>3. 「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」の連携体制の強化 発達段階において配慮を必要とする子どもとその家族などに対する支援の充実を図るため、児童青少年課、しょうがいしゃ支援課、教育指導支援課、健康増進課などの関連部署との連携体制の強化を目的とした、「発達総合支援事業連絡協議会」を組織し、切れ目のない支援の充実を推進します。</p>	子育て支援課
2	ともに歩むインクルーシブ教育の推進	<p>特別支援教育の推進の核となる交流及び共同学習を推進します。また、インクルーシブ教育システムの検証を進め、就学相談事業と発達支援室との緊密な連携を図り、一体化に向けた準備を進めます。 →令和元年度に指導員を増員し、通常の学級における何らかのしょうがいのある児童・生徒に対する支援の充実を図りました。</p>	教育指導支援課
3	発達総合支援事業の活動拠点の拡充への取組み	<p>子どもの発達総合支援事業の相談事業及び通所事業充実のために、必要な活動拠点の確保を検討します。</p>	子育て支援課

4	幼児教育・保育の支援者向け研修の拡充	発達支援に関して、幼児教育施設・保育施設などを巡回し支援者支援を行うとともに、支援者向けの専門的な研修を拡充します。	子育て支援課
5	子どもの発達を理解する取組みの拡充	子どもの発達総合支援事業の理解を広めるため、市民への普及啓発に取り組みます。	子育て支援課
6	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭、またはしょうがいのある児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
7	しょうがい児・者との交流の推進	「障害者差別解消法」及び「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」（平成28年4月施行）の普及啓発を進めるなかで、交流を推進していきます。	しょうがいしゃ支援課
8	しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児（中学生を対象とする予定）が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業（仮称「ぶれジョブ」）として、実施していきます。	しょうがいしゃ支援課
9	心身障害者（児）福祉手当等の継続	児童の福祉の増進に寄与することを目的として、20歳未満のしょうがい児の保護者に手当を支給します。	しょうがいしゃ支援課
10	重度手当支給の継続	重いしょうがい重複している65歳未満の方に支給される東京都の手当について、受給の案内や手続きを行います。	しょうがいしゃ支援課
11 再掲	児童育成手当支給事業の継続	国立市児童育成手当条例に基づき、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいを有する児童の家庭等、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
12	しょうがいのある子の親への支援	相談支援を行い、保護者の了解のもと子育て支援や母子保健、学校などの市の関連部署の他、障害児相談支援事業所・サービス提供事業所等との連携をとり、社会資源を活用できるよう配慮します。	しょうがいしゃ支援課
13	しょうがい児保育の充実	しょうがい児の保育所、幼稚園、学童保育所の受け入れ体制を整備します。	児童青少年課
14	しょうがい児緊急入所事業の充実	家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要とする場合に、しょうがい児を施設へ緊急入所させます。	しょうがいしゃ支援課
15	しょうがいをもち子どもへの支援	「障害者総合支援法」に基づく居宅介護や短期入所及び「児童福祉法」に基づく障害児通所（児童発達支援・放課後等デイサービス）について、利用の案内や支給決定を行います。	しょうがいしゃ支援課
16 再掲	子どもの育ちを支えるグループ支援	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」（1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象）及び「ばすてる」（就園前の子どもと保護者対象）を実施し、遊びを通じた健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。	健康増進課
17	しょうがい児、異年齢世代との交流事業の実施	「しょうがいしゃ青年教室」において、しょうがいのある若者とない若者が共に活動して、異年齢世代の若者が相互に学び合う事業の継続を図ります。	公民館

7 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知 ●●●●●●●●

① 両立支援制度に関する情報提供

妊娠届出時や出生届出時などの機会をとらえて情報提供を行うほか、国立市ホームページに、仕事と子育ての両立支援に関する情報をまとめたページを開設し、必要とする両立支援制度の情報をいつでも取得できる環境を整えます。

② 両立支援制度の適切な利用に向けた支援

くにたち子育てサポート窓口「くにサポ」において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、具体的な利用手続きなどの支援を行います。

③ 父親の育児参加の促進

父親の育児参加を積極的に促進するために、パパママクラスの開催などを通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ ●●

① 両立支援制度の適切な運用に向けた啓発

各職場における仕事と育児の両立支援制度が適切に運用され、周りに気兼ねすることなく制度を利用することが可能となるよう、都や関係団体等とも連携して啓発活動を行います。

No.	取組み	事業の内容 ※一部名称等変更あり	担当部署
1	「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」に則した事業の推進	<p>男女平等や男女共同参画社会の実現に向けては、教育や学習の機会確保と市民の男女平等意識の醸成が必要不可欠です。しかし、単に市民や市職員に対する啓発事業を行うだけの取組みでは不十分であり、より効率的かつ実効性のある方法を選択し、必要に応じて新たな手段を開発するなどして、確実に男女平等推進施策を展開していく必要があります。</p> <p>1. 男女共同参画の意識づくり 義務教育などにおいて、将来の社会を担う子どもたちがその成長過程で、男女平等意識を自然と身に付け、性別にとらわれずその個性と能力を十分に伸ばしていくため、教育内容の充実や教職員の男女平等意識の醸成を図ります。</p> <p>2. 固定的性別役割分担の解消 「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人が職場・家庭・地域等の社会を問わず活躍できる環境づくりが不可欠です。このため、地域や家庭において、男女双方の考え方や意見が対等に反映されることが重要です。家庭で男性が家事・育児・介護などへ積極的に関わられる土壌づくりを、社会全体で進める取組みを推進します。</p>	市長室

		<p>3. ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>仕事は生計を支えるとともに、社会に貢献するやりがいや充実感をもたらします。しかし、現実には長期的な経済の低迷や雇用形態の変化により長時間労働が拡大し、人によっては、疲労により健康を害したり、仕事と家事・育児・介護との両立による悩みや問題を抱えています。</p> <p>多様な働き方を支えるための育児支援・介護サービスの充実により、ワーク・ライフ・バランスの改善を図ります。</p>	
2	子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報提供	庁内連絡会（就労支援連絡会）を活用して他部署と連携するとともに、商工会や商店会を通じて労働法規等の情報提供を行います。また、子育て世代向けの就労支援セミナーを開催します。	まちの振興課
3	男性のワーク・ライフ・バランスを考える学習機会の充実	男性のワーク・ライフ・バランスを考えることを目的に、仕事以外の育児・介護・生活全般を見直すための学習会や講座を実施します。	公民館
4	男性の育児・家事参加の支援	父子（祖父子）を対象に「男性の料理教室」を実施し、父親の育児・家事参加意識の醸成と子どもとのきずなを深める機会づくりを進めます。	公民館
5	子育て中の女性の社会・地域活動参加への支援	女性のライフデザインを考える保育付の講座や、年間を通じた自主的な学習活動に保育を提供し、子育て中の女性の社会・地域参加を継続して支援します。	公民館
6	少子高齢化社会における「ダブルケア」への取り組みの検討	少子化と高齢化が同時進行するなかで、これまでの仕事と子育ての両立だけではなく、仕事に子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯（ダブルケア）の増加が予測され、これまでの子育て支援や高齢者支援だけでなく、見直しも含めた新たな対策が必要になります。現状の各支援策を充実させるとともに、関係各課による子育て・介護を合わせた包括支援策の検討を進めます。	高齢者支援課 子育て支援課 児童青少年課
7 再掲	一時保育の充実	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課
8 再掲	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支えあう地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	子育て支援課
9	保育所入所枠の拡大	保育の量的拡大・確保を図り、待機児問題を解消するため、保育所を新規に整備するとともに、定員の弾力化や定員の見直しを行っていきます。	児童青少年課
10	病児・病後児保育の充実	病気等の理由で乳幼児を保育園で預かることができないときに、一時的に病児・病後児保育施設で預かることで保護者の就労を支援します。また、利便性の確保から2箇所目の設置を検討していきます。	児童青少年課
11	子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者が、より参加しやすいよう内容等の工夫を図ります。	子育て支援課
12	家庭的保育事業（家庭福祉員）の推進	0歳児から2歳児の子どもに対し、小規模できめ細やかな家庭的保育を提供します。	児童青少年課
13	「放課後子ども総合プラン」の推進	すべての小学校就学児童が、放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を通して自主性や社会性を身に付けられるよう、学童保育所と放課後子ども教室を一体的に整備していきます。	児童青少年課
14	学童保育所運営の充実	各学童保育所の地域特性や施設の特性を活かし、魅力あるプログラムづくりに努めます。また、「放課後子ども総合プラン」に基づく4～6年生の受入れのために、事業内容の見直しを進めます。	児童青少年課
15	学童保育所の延長保育の実施	男女が共に仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等がしやすい環境づくりを整える必要があることから、延長保育を実施しています。ただし、保護者の就労形態は多様化し、また通勤時間も増加していることから、さらなる延長等についても議論していきます。	児童青少年課

16	子育てしやすい 職場環境づくり	子育て中の市職員が、仕事と両立しやすい職場環境をつくるため、コミュニケーションを図り、悩みを相談できる窓口を設置します。また、公私のバランスが図れるよう休暇の取得推進や、超過勤務の縮減に努めます。	職員課
----	--------------------	--	-----



第8章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

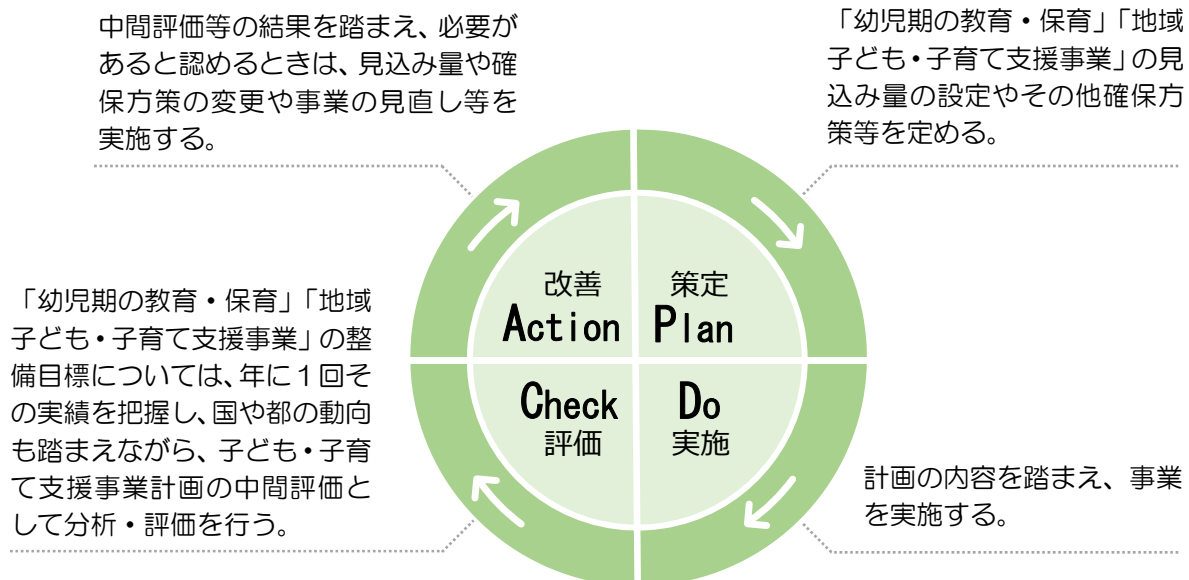
また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、毎年度、計画の実施状況を PDCA サイクルのプロセスに基づき評価・検証し、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究や立ち上げなども行います。

また、計画の進行状況を定期的に国立市子ども総合計画審議会に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。



3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・都への要望

子ども・子育て支援は、国、都、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、子ども・子育て支援施策の拡充を積極的に国、都に要望します。



資料編

1 子ども・子育て支援法の抜粋

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

最終改正：令和元年五月十七日法律第七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
 - 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
 - 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 国立市子ども総合計画審議会条例

(設置)

第1条 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 子ども総合計画の策定に関すること。
- (2) 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 4人以内
- (3) 地域教育の関係者 2人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(特別委員)

第5条 第3条第2項に定めるもののほか、特別の事項の調査及び審議に関し必要がある場合には、審議会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は市長が委嘱又は任命する。
- 3 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(専門委員)

第7条 第3条第2項に定めるもののほか、専門的な事項を調査させるため必要がある場合には、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門的な事項の調査が終了するまでとする。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係ある特別委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じて委員及び議案に関係ある特別委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第26号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 子ども総合計画推進委員会委員

第4条中「第52号」を「第53号」に改める。

第5条中「第53号」を「第54号」に、「第55号」を「第56号」に改める。

別表第2中

「 社会教育委員	// 9,100円	」
----------	-----------	---

を

「 社会教育委員	// 9,100円	」
子ども総合計画推進委員会委員	// 9,100円	

に改める。

付 則（平成20年9月24日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第5号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「子ども総合計画推進委員会委員」を「子ども総合計画審議会委員」に改める。

別表第2職名の欄中

「 子ども総合計画推進委員会委員	」
------------------	---

を

「 子ども総合計画審議会委員	」
----------------	---

に改める。

付 則（平成24年12月26日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第34号中「子ども総合計画審議会委員」を「子ども総合計画審議会委員（特別委員を含む）」に改める。

3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿

(任期：令和元年8月20日～令和3年8月19日)

	分野	所属	氏名	備考
1	学識経験者 (2)	大妻女子大学	◎加藤 悦雄 <small>かとう えつお</small>	准教授
		国土館大学	○堀井 雅道 <small>ほりい まさみち</small>	准教授
2	学校教育、 保育・幼稚園 関係者 (4)	国立市立小中学校校長会	小林 理人 <small>こばやし ともひと</small>	国立第二小学校校長
		国立市私立幼稚園協会	小澤 崇文 <small>おざわ たかふみ</small>	ふたば幼稚園園長
		国立市私立保育園園長会	吉田 順 <small>よしだ じゅん</small>	あいわ保育園園長
		東京都立第五商業高等学校	北村 基 <small>きたむら もとゐ</small>	(令和元年8月19日まで) 主任教諭
		東京都立第五商業高等学校	熊川 英里 <small>くまがわ えり</small>	(令和元年8月20日から) 主任教諭
3	地域教育 関係者 (2)	公益財団法人東京YMCA	中里 敦 <small>なかざと あつし</small>	主任主事
		日本放送協会学園高等学校 (NHK学園高等学校)	佐藤 絹子 <small>さとう きぬこ</small>	教諭
4	公募選出市民 (3)	市民	佐藤 昌文 <small>さとう まさあき</small>	
		市民	前田 彩 <small>まえだ あや</small>	(令和元年8月19日まで)
		市民	野島 美佳 <small>のしま みか</small>	(令和元年8月20日から)
		市民	羽生 久美子 <small>はにゅうくみこ</small>	(令和元年8月20日から)

◎：会長 ○：副会長

4 計画策定経過

	年月日	項目	内容
平成30年度	平成30年 9月26日（水）	第1回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 委嘱状交付（1人） (2) 「第三次国立市子ども総合計画」に関する進捗状況について (3) 「次期国立市子ども・子育て支援事業計画」策定に伴うニーズ調査について
	平成30年 11月19日～ 12月3日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施	(1) 就学前児童の保護者：1,800件 (2) 小学校低学年児童の保護者：900件 (3) 小学5年生：300件 (4) 中学2年生：300件 (5) 平成13年度生まれの方：300件
	平成31年 2月5日（火）	第2回 国立市子ども総合計画審議会	(1) ニーズ調査の集計結果について (2) 「第三次国立市子ども総合計画」進捗調査ヒアリングの結果について
	平成31年 3月19日（火）	第3回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 「次期国立市子ども・子育て支援事業計画」策定に伴うニーズ調査の報告書（案）について (2) 「第三次国立市子ども総合計画」進捗調査ヒアリングの結果について（訂正分）
令和元年度	令和元年 5月28日（火）	第1回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 諮問 (2) 子ども・子育て支援事業計画の概要について (3) 子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリング結果について（※6事業分）
	令和元年 6月26日（水）	第2回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリング結果について（※9事業分）
	令和元年 7月30日（火）	第3回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 「地域子ども・子育て支援事業（10事業分）」の分析の再報告について
	令和元年 8月27日（火）	第4回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 委嘱状交付 (2) 各施策のニーズ量及び確保提供量と、今後の方向性について (3) 「子ども・子育て支援事業計画（第二期国立市放課後子ども総合プラン含む）」の骨子案について
	令和元年 11月8日（金）	第5回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」及び「第二期国立市放課後子ども総合プラン」（素案）について (2) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価について (3) その他
	令和元年 11月25日（月） ～12月16日（月）	パブリックコメントの実施	(1) 市ホームページ、児童青少年課窓口、市役所情報公開コーナー、北市民プラザ、南市民プラザ、国立駅前にたち・こくぶんじ市民プラザ、図書館、公民館に「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画（素案）」と意見投函箱の設置
	令和元年 12月13日（金）	第6回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価及び新規重点内容について
	令和元年 1月31日（金）	第7回 国立市子ども総合計画審議会	(1) パブリックコメント等の結果の報告について (2) 「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」及び「第二期国立市放課後子ども総合プラン」の答申 (3) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価について
	令和元年 2月20日（木）	第8回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価及び新規重点内容について
令和元年 3月10日（火）	第9回 国立市子ども総合計画審議会	(1) 「第三次国立市子ども総合計画」中間評価の答申 (2) 次年度について	

5 用語解説

【あ行】

ICT (118 頁)

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

アウトリーチ (62 頁)

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

アクションプラン (6, 10, 94 頁)

ある政策や企画を実施するための基本方針。また、行動計画のこと。

預かり保育 (32, 33, 45, 51, 55, 60, 76, 77, 78 頁)

幼稚園で、通常の就園時間を延長して預かるサービス。

医療的ケア児 (121, 122 頁)

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。

インクルーシブ教育 (122 頁)

「インクルーシブ」は「包含する」という意味で、しょうがいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

A・S・S (99 頁)

「国立市アフター・スクール・サポート事業」の略称。教育委員会が全面的に運営を行い、放課後の学校施設を活用して行う学習支援事業のこと。現在は小学校 5・6 年生と中学生を対象として実施。

SNS (116 頁)

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。フェイスブック（Face Book）、ツイッター（Twitter）など。

M字カーブ (19 頁)

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することを M 字カーブという。

オンブズマン制度 (115 頁)

行政から一定の権限を与えられた行政監察官(オンブズマン)が行政機関に対する苦情の処理をする制度のこと。

【か行】

学習しょうがい(LD) (122 頁)

全般的な知能の水準や身体機能に障害は見られないが、読み書き・計算や注意の集中といった能力に欠けるために学習が困難な状態。

家庭的保育 (8, 21, 33, 53, 54, 55, 80, 125 頁)

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育施設 (33, 55 頁)

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設。

居宅訪問型保育 (8, 33, 53, 54, 55 頁)

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

ケースカンファレンス (116 頁)

ソーシャルワーカーや医師など援助に携わる者が集まって行う事例検討会のこと。

ケースワーク (71 頁)

何らかの社会的援助なしには、精神的・身体的・社会的な生活上の問題を解決できない個人や家族に対して、個別的にその問題解決を援助する社会福祉実践の一方法。

公定価格 (86 頁)

内閣総理大臣が定める基準により施設の運営に必要な費用の額。

子どもの最善の利益 (40, 57, 59, 92, 94 頁)

子どもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則。国際人権条約の一つである「児童の権利に関する条約」に於いて基本原則として掲げられて以降、障害のある人の権利条約やジョグジャカルタ原則に於いても採用されている。

子どもの貧困 (10, 62 頁)

必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線(等価可処分所得の中央値の50%)以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいう。

コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW） （70 頁）

和製英語「Community social worker」。一般には、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践するボランティアスタッフのことを指す。

【さ行】

産後うつ （68 頁）

分娩後の数週間、ときに数カ月後まで続く極度の悲しみや、それに伴う心理的しょうがいがある状態。

私学助成幼稚園 （53, 54, 55, 60, 86 頁）

幼稚園運営に係る経常的経費に対する補助を受けている園。

事業所内保育施設 （33 頁）

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の一つで、企業が事業所の従業員の子どもに加えて、自治体の認可を受けて地域住民の保育を必要とする子どもにも施設を提供するもの。定員が 20 人以上なら保育所型事業所内保育事業、19 人以下の場合は小規模型事業所内保育事業と分けられる。

自己肯定感 （36, 40, 106 頁）

どんな自分も受け入れ、自分の価値を感じ、自己承認できる力。自己肯定感が高いと自分に自信が持て、何事にも意欲的に取り組むことができる。

次世代育成支援対策推進法 （6, 10 頁）

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

児童育成手当 （120, 123 頁）

離婚や死亡などで父または母がいない児童を監護している母子家庭または父母以外で児童を養育しているかた、もしくは児童を監護し、かつ生計を同じくしている父子家庭のかたに支給される手当。受給者のみに所得制限が設けられており、限度額は「児童扶養手当」よりも高く設定されている。同居の扶養義務者の所得制限や養育費の所得算入、年金受給による手当額の併給制限はない。

児童扶養手当 (24, 120, 123 頁)

対象者は、児童育成手当と同様。受給者の所得制限のほか同居の扶養義務者についても所得制限が設けられており、また、養育費を受け取っている場合はその 8 割が受給者の所得として算入される。そのほか、受給者または児童が公的年金を受給する場合、手当額から年金額を差引いて支給する併給制限もある。

自閉症 (122 頁)

生まれつき脳の機能に何らかの障害があるために、他人との関係をうまく形成できない、言葉に発達の遅れがある、特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障害のこと。

社会的養護 (117, 118 頁)

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

就学援助 (24, 25 頁)

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学校生活において必要な費用の一部を援助するもの。

小1の壁 (92 頁)

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になることです。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすること。

周産期医療機関 (67 頁)

出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療を提供できる機関。「周産期」とは、妊娠 22 週から出生後 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる期間。

小規模保育事業所 (42 頁)

預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、定員数は「6人～19人まで」となっている。これまでの認可保育園の基準は、定員が 20 人以上とされていたが、新制度では 19 人以下でも認可保育所という位置づけになり、補助金、財政支援が出ることになる。

スーパーバイズ (113, 116 頁)

「supervise」監督する(動詞)、名詞は「スーパービジョン(supervision)」。監督者又は管理者(スーパーバイザー)が、援助者から担当している事例の内容、援助方法について報告を受け、それに基づき適切な援助指導を行うこと。

ソーシャル・インクルージョン (56, 57 頁)

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念である。

【た行】

待機児童解消加速化プラン (87 頁)

保育所に入れない待機児童の解消に向け、2014 年度末までを「緊急集中取組期間」として保育所の定員を 20 万人分増やし、その後の 3 年間でさらに 20 万人増やすことで、保育ニーズのピークを迎える 2017 年度末までに待機児童ゼロを目指すもの。

地域型保育 (8, 45, 48, 59 頁)

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ・小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）、
- ・家庭的保育（利用定員 5 人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供）

注意欠陥多動性しょうがい（ADHD） (122 頁)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性をとする行動の障害。

特定地域型保育事業 (55, 133 頁)

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。

特定妊婦 (67 頁)

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。

特別支援学校 (123 頁)

障害がある児童・生徒の、将来の自立と社会参加に向けて、少人数による専門的な指導を行う学校。

【な行】

認可保育所 (7, 8, 33, 42, 48, 51, 88 頁)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設。

認証保育所 (33, 51 頁)

東京都が定めた基準を充たし、設置を認証した保育施設です。

認定こども園 (88 頁)

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設。

ネグレクト (114 頁)

幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

【は行】

パブリック・コメント（意見公募手続） (9, 138 頁)

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。

非認知能力 (56 頁)

意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力。

ペアレントトレーニング (122 頁)

軽度発達しょうがいをもつ子どもがいる家庭でストレスや深刻な悩みを抱える家族を支援する方法の一つ。親が子どもの行動変容における心理やパターンを理解・分析し、問題行動を適切な対応で減少することのできる技術を獲得することを目的とする。

ベビーシッター利用支援事業 (55, 51 頁)

待機児童の保護者又は育児休業を 1 年間取得した後復職する保護者が、お子さんが保育所等に入所できるまでの間、本事業の参画事業者として東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者（下記参照）を利用する場合の利用料の一部を助成するもの。

放課後等デイサービス (123 頁)

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

ポピュレーションアプローチ (58 頁)

健康障害を引き起こす高リスクを抱えていない集団に働きかけ、集団全体がリスクを軽減したり病気を予防したりできるようにすること。母子保健事業では、妊婦健診や乳幼児健診などが該当する。

【ま行】

メディカル・ソーシャル・ワーカー (67 頁)

患者の経済、社会、心理的悩み等について相談を受け、問題解決の支援をする社会福祉の専門職。主に医療機関や老人保健施設等に勤務。

【や行】

幼稚園 (6, 7, 8, 21, 32, 33, 34, 44, 45, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 59, 60, 62, 76, 77, 78, 86, 88, 112, 113, 116, 121, 122, 123, 135, 137 頁)

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法 77 条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要支援児童 (58 頁)

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。

要保護児童 (8, 24, 25, 58, 70, 116, 118 頁)

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。

【ら行】

ライフステージ (121, 122 頁)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

ライフデザイン (125 頁)

将来どのような生活を送るかについて計画を立てること。また、その計画。人生設計のこと。

【わ行】

ワンストップ (58 頁)

1 か所で用事が足りること。1 か所で何でも揃うこと。